

別記3 食料システム構築支援タイプ (案)

I 全国の取組

第1 目的

農業者の減少や農産物等の輸送能力不足、食料安全保障上のリスクの高まり等への対応が急務であり、需要に応じた生産から流通までの垂直的かつ持続可能な取組が不可欠であり、また、「食料・農業・農村基本法」の見直しを踏まえた、新しい農業のモデルとなる取組の推進が必要である。

このため、「食料システム構築計画に係る承認規程」（令和7年1月9日付け6農産第3739号農林水産省農産局長通知。以下「承認規程」という。）に基づき承認された食料システム構築計画に定める取組に対して支援する。

なお、「スマート農業技術活用促進法」（令和6年法律63号）に基づく「生産方式革新実施計画」及び「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」（令和元年法律第57号。）に基づく輸出事業計画（ただし、「フラッグシップ輸出産地」に認定された産地が策定するものに限る）の認定を受けた計画のうち、本事業目的に沿った内容が記載されている計画については、食料システム構築計画とみなすことができる（以下、「食料システム構築計画等」という）。

第2 取組の内容等

1 取組の内容

食料システム構築支援タイプ（以下Iにおいて「本対策」という。）での取組の内容は、I-1の第1、I-2の第1に定めるところによるものとする。

2 対象品目

本対策の交付の対象となる対象品目は、野菜、果樹、花き、土地利用型作物及び畑作物・地域特産作物とする。

3 事業実施計画の基準、成果目標の基準及び目標年度

(1) 事業実施計画の基準

事業実施計画は、事業を実施しようとする拠点事業者等（承認規程第2に規定する拠点事業者及び連携者、生産方式革新実施計画の認定農業者等、輸出事業計画の認定輸出事業者をいう。以下同じ。）又はコンソーシアム（以下本対策において「事業実施主体」という。）が食料システム構築計画等に位置付けられた取組内容について作成することとし、次の項目を全て記載するものとする。

ア 食料システム構築計画等の目標達成に向けて取り組む事業内容に関すること。

イ 事業により期待される効果に関すること。

ウ 事業実施の成果目標に関すること。

(2) 成果目標の基準

成果目標の内容及び達成すべき基準は、I-1の第3、I-2の第4に定めるところによるものとする。

(3) 目標年度

ア 目標年度は、食料システム構築計画終了後の翌々年度とする。

イ 生産方式革新実施計画及び輸出事業計画の終了年度とする。ただし、5年以内とする。

4 面積要件

本要綱別記1のII-1の第2の4の(5)（イからエまでを除く。）のとおりとする。

5 取組の実施期間

食料システム構築計画等の実施期間以内とする。ただし、計画初年度から3年以内とする。

第3 事業実施等の手続

1 事業実施計画の作成及び提出

- (1) 事業実施主体は、別紙様式1号の2に定める事業実施計画を作成し、食料システム構築計画等を添付して別紙様式2号の2により地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県の区域を管轄する地方農政局長をいう。以下本対策において同じ。）に提出し、地方農政局長等と協議を行うものとする。

ただし、別に定める公募要領により選出された交付金候補者については、事業実施計画の協議を行ったものとみなすことができる。

- (2) 事業の範囲が複数の地方農政局等（北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局、地方農政局をいう。以下本対策において同じ。）の管轄する都道府県にわたる場合においては、事業実施主体は、その所在する又は主たる活動を行う都道府県を管轄する地方農政局長等に事業実施計画を提出するものとする。事業実施計画の提出を受けた地方農政局長等は、あらかじめ関係地方農政局長等に対し、事業実施計画の写しを送付し、必要な調整を図るものとする。

なお、事業実施主体が、特認団体の場合には、事業実施計画と合わせて別紙様式3号の2に定める特認団体協議書を提出し、地方農政局長等と協議を行うものとする。

- (3) 地方農政局長等は、事業実施計画の提出を受けた場合は、その内容を審査するとともに、食料システム構築計画等に記載された取組内容との整合性を確認し、その内容が適切であると認められる場合には、これを承認し、申請者に通知するものとする。
- (4) 成果目標の達成に資する場合には、本対策の範囲内で、取組内容等を変更することができる。

ただし、成果目標の変更にあっては、重要な変更として、(1)から(3)までに準じた手続を行うものとする。

(5) 事業の着手

ア 本要綱第5第2項ただし書きの交付決定前の着手に当たっては、事業実施主体は、あらかじめ、地方農政局長等の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別紙様式2号の3により地方農政局長等に提出するものとする。

イ アにより交付決定前着手届を提出した場合であっても、事業実施主体は、事業の内容が的確となり、かつ補助金の交付が確実となってから事業に着手するものとする。この場合、事業実施主体は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で着手するものとする。

ウ 地方農政局長等は、アによる交付決定前着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう事業実施主体を指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

2 事業実施状況の報告

- (1) 事業実施主体は、本対策の実施年度から目標年度の前年度までの間における成果目標の達成状況について、毎年度、翌年度の6月末までに、別紙様式4号の2により地方農政局長等へ報告するものとする。
- (2) 地方農政局長等は、(1)による報告を受けた場合には、その内容について点検し、成果目標の達成が困難と判断した場合等は、当該事業実施主体に対して改善計画を提出させる等、適切な改善措置を講ずるものとする。
- (3) 地方農政局長等は、事業実施主体に対し、(1)及び(2)に定める報告以外に、必要に応じ、報告や必要な資料の提出を求めることができるものとする。

3 取組の評価

(1) 事業実施主体は、事業実施計画及び食料システム構築計画等（以下「事業実施計画等」という。）の目標年度の翌年度において、事業実施計画等に定められた目標年度の成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の6月末までに、別紙様式4号の2により地方農政局長等に報告するものとする。

なお、事業の範囲が複数の地方農政局等の管轄する都道府県にわたる場合においては、報告を受けた地方農政局長等は、関係地方農政局長等に対し、報告書の写しを送付するものとする。

(2) 地方農政局長等は、(1)による報告を受けた場合には、遅滞なく関係部局で構成する検討会を開催し、成果目標の達成度等の評価を行い、その結果を公表するとともに、事業実施計画に定めた成果目標が未達成であった場合は、当該事業実施主体に対して、別紙様式6号の3に定める改善計画を提出させるなど、適切な措置を講ずるとともに、当該評価結果及び指導内容を農産局長に報告するものとする。

(3) 地方農政局長等は、以下に該当する場合であって、事業実施主体から成果目標の変更又は評価終了の改善計画が提出され、評価検討委員会等に諮り、妥当と判断された場合には成果目標を変更し、又は評価を終了することができることとする。

なお、成果目標の変更手続は、1の(4)の重要な変更に係る手続に準じて行うものとする。

ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

(4) 国は、本対策の効果的な実施に資するため、対策の実施効果その他必要な事項に関する調査を行うものとする。

第4 拠点事業者等の役割

1 事業実施主体となる拠点事業者等は、食料システム構築計画等に定めた取組内容の実践のために、本対策を実施することができるものとする。本対策の実施に当たっては、食料システム構築計画等の目標達成につながるものとなるよう取り組むとともに、それぞれの事業ごとに生産性や収益性の向上等に資するよう留意するものとする。

2 事業実施主体となる拠点事業者等は、食料システム構築計画等の実現に当たって、新しい農業のモデルに向けた課題を整理し、これまで行ってきた取組の効果について十分に分析・検証を行い、新たに講ずる取組がその解決に向けて効果的なものであることに加え、事業実施後においてもその成果が活かされるものとなるよう留意するものとする。

3 事業実施主体となる拠点事業者等は、本対策実施により、次の(1)から(3)までのいずれかについて具備・強化を図るものとする。

(1) 生産安定・効率化機能（農業者が減少傾向にある中で、安定的な取扱量を確保するための生産拠点地域・担い手不在地域への参入等を含む面積の拡大、農業用機械・施設の合理的配置・利用、農作業の分業・受託体制の構築、生産安定化・単収向上等のための技術の導入・定着、労働力の融通・省力化、農業生産を支援するサービスの活用等を行うことにより、連携者（拠点事業者が農業生産を行う場合にあっては、拠点事業者を含む。以下同じ。）の生産を安定化・効率化する機能をいう。以下同じ。）

(2) 供給調整機能（気象的要因等による生産量や出荷時期の変動が大きくなる傾向にある中で、実需者に対する供給の安定性を向上させるための加工・貯蔵施設や生産量を予測・調整するためのシステムの運営等を行うことにより、その変動を吸収し、実需者への供給を調整する機能をいう。以下同じ。）

(3) 実需者ニーズ対応機能（消費者のニーズが高度化する中で、実需者が求める農産物の安全・衛生、環境配慮、扱いやすい荷姿・配送頻度等のニーズを把握し、それらを踏まえて、

連携者である生産者・産地全体での生産工程管理の実践の促進、加工適性、農産物の規格・容器・輸送システムの統一・簡素化等を行うことにより、実需者のニーズに的確に対応する機能をいう。以下同じ。)

第5 事業実施主体

- 1 推進事業及び整備事業の事業実施主体は、食料システム構築計画等に位置付けられた拠点事業者等であって、本要綱別表1のⅢの事業実施主体欄の(1)から(7)までに定める者又は拠点事業者が参画する本要綱別表1のⅢの事業実施主体欄の(8)のコンソーシアムとする。
- 2 本要綱別表1のⅢの事業実施主体の欄の(6)の「民間事業者」は、以下の(1)を必須とし、(2)又は(3)のいずれかの要件を満たす者とする。ただし、I-2の第1の2から5までを整備する事業実施主体においては、(2)を必須とする。
 - (1) 拠点事業者となる場合にあつては、生産者・産地の支援、協力、指導及び育成の取組を行う業務経験や知見を有していること。
 - (2) 以下のア及びイを満たすこと。
 - ア 事業対象品目の農産物を生産者又は生産者団体(当該民間事業者(関係会社(自社に出資し、又は自社から出資を受けている会社をいう。以下同じ。))を含む。)が自ら農産物の生産を行っている場合、当該民間事業者以外の生産者又は生産者団体をいう。)から継続して購入していること、又は購入する見込みであること。
 - イ 複数の生産者又は1以上の生産者団体との間で、事業実施から3年以上の期間を契約期間とする基本契約(事業対象品目の供給に係る書面による契約であつて、対象となる品目、供給期間及び供給数量について約束するものをいう。)を締結していること、又はその見込みを有していること。
 - (3) 事業対象品目を生産する生産者又は生産者団体の生産性向上や労働生産性向上等に資する技術を有し、生産者又は生産者団体の課題解決に協働で取り組むこと。
- 3 本要綱別表1のⅢの事業実施主体欄の(7)の「特認団体」は、次のいずれかの要件を満たすものとする。
 - (1) 農業者の組織する団体が株主となっている株式会社であつて、当該団体が有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるもの。
 - (2) その他事業目的に資するものとして地方農政局長等が認める団体
- 4 本要綱別表1のⅢの事業実施主体欄の(8)の「コンソーシアム」は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。
 - (1) 都道府県、市町村、農業関係機関(農業協同組合、農業共済組合、土地改良区、農業委員会等)、民間事業者、生産者、実需者、農業生産技術・経営管理等に関する各種専門家等によりコンソーシアムが構成されていること。
 - (2) 整備事業を実施する場合は、施設整備を行う者が、コンソーシアムの構成員のうち法人格を有する者とされていること。
 - (3) 施設の利用料金を設定する場合は、原則として施設の管理運営に必要な経費の範囲内で設定することとしていること。
 - (4) 代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にしたコンソーシアムの運営等に係る規約(以下「コンソーシアム規約」という。)が定められていること。
 - (5) コンソーシアム規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続きに係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されている

こと。

- (6) 年度ごとの事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。

第6 指導推進等

国は、本対策の効果的かつ適正な推進のため、地方公共団体との密接な連携による推進指導体制の整備を図り、本対策の実施についての推進指導に当たるとともに、融資機関及び農業信用基金協会との連携により、本対策の円滑な実施を図るものとする。

第7 留意事項

- 1 本対策に係る交付金の交付を受けた事業実施主体が本要綱に定める要件を満たさないこと等が交付金の交付後に判明した場合には、国は、当該事業実施主体に指示を行い、地方農政局長等に当該交付金の全額又は一部を速やかに返納させなければならない。
- 2 事業実施主体は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済及び収入保険への積極的な加入に努めるものとする。
- 3 モデル育成及びその全国的展開を図るためのデータ提供等への協力及び事業効果の検証に協力するものとする。
- 4 配分対象となった事業実施計画の実施を取りやめた場合、次年度に同一の事業実施計画を提出することはできないものとする。
ただし、自然災害等やむを得ない事情があると地方農政局長等が認める場合は、この限りではない。
- 5 スマート農機（トラクター、コンバイン等）、ドローン（ほ場の情報を取得するIoT機器搭載機等）、農業ロボット（収穫ロボット等）、環境制御施設等を導入又はリース導入する場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」（令和2年3月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあつては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結すること。
- 6 本対策については、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。
- 7 本事業において、農業機械を導入する際は、「補助事業等によって導入する農業機械の選定について」（令和6年9月24日付6農産第2268号農林水産事務次官依命通知）の定めるところによるものとする。

I-1 推進事業

第1 取組の概要

1 生産安定・効率化機能の具備・強化

- (1) 労働力不足等に対応した労働力や農業用機械の調全体制の確立
農作業・出荷作業の代行、農業用機械の合理的配置・利用、労働力の融通、労力集中時期の労働力確保体制の確立に資する調査、就労者の研修・指導等の取組。
- (2) 生育予測システム等の導入
実需者等への安定的な供給体制の構築を図るため、気象データやほ場での生育状況調査等を活用した生育予測システム、出荷予測システムの導入等の取組。
- (3) 種子・種苗等の供給体制の整備
実需者の求めに対応した品種の種子・種苗の導入を円滑に推進するための生産管理システムの導入、生産技術講習会等の取組。
- (4) 新たな栽培技術等の導入・普及
低コスト・高品質化生産技術や農地・農作物等のデータの分析等の新たな栽培技術等の導入・普及、収穫機等に適合した新たな栽培方式の導入、機械の改良等の取組。
- (5) 耕種作物産地基幹施設等整備の効率化
施設の低コスト化など施設整備の効率化を推進するため、新たな構造や設計の検討等の取組。
- (6) 担い手不在地域への参入・農地利用集積拡大体制の強化
地域計画の策定に伴い、集落内の話し合いの結果明らかになった課題への対応のための集落外部からの新たな担い手又は集落内の既存の担い手による農地等の追加的な引き受けに必要な取組。

2 供給調整機能の具備・強化

- (1) 貯蔵技術等を活用した安定出荷体制の確立
品質を維持したままでの実需者等への安定供給や出荷量の平準化等を図るための予冷・貯蔵庫の導入及び冷凍等保存性の高い形態への加工等安定出荷体制の確立に必要な取組。
- (2) 集出荷調整機能の高度化
安定的かつ効率的な流通体制の構築を図るための広域単位でのストックポイント活用等による集出荷調整機能の高度化に必要な取組。

3 実需者ニーズ対応機能の具備・強化

- (1) GAP・トレーサビリティ手法の導入
生産から流通までの安全・安心の確保のためのGAPやトレーサビリティの導入のための検討会、システム導入、マニュアルの作成等の取組。
- (2) 新品種等現地適応性試験の実施
実需者が求める加工等適性が高い新品種、新技術等の導入の取組。
- (3) 導入品種等の加工等適性試験
導入対象品種について、実需者等の要望する加工適性や消費段階での品質を評価するための検討会、加工適性試験等の取組。
- (4) 品質管理、物流の効率化
実需者の求める規格・荷姿や配送頻度等に応えるため、品質管理・検査体制や共同集荷・配送システム、物流効率化に必要な資材等の導入等の取組。
- (5) 高品質・低コスト流通システムの構築の取組
産地からの出荷形態、流通経路、現在の販売形態、収穫から消費に至る一貫した温湿度管理等の全体を網羅した流通システムの導入。
- (6) 輸出対応型産地の育成

輸出先国・地域のニーズに合わせた新品種、栽培技術や品質保持技術等の導入、残留農薬基準や検疫条件等の輸出先国・地域の規制に対応するために必要な技術の導入等の取組。

4 農業用機械等の導入及びリース導入

1 から 3 までの取組を行うに当たり、安定的な生産・供給対応できる拠点事業者等の育成又は連携する産地の体制強化に必要な農業用機械、農業用ハウス、CA コンテナ、機器等のリース等による導入。

5 効果増進・検証事業

1 から 3 までの取組を行うに当たり、取組効果の増進・検証に必要な以下の取組。
なお、事業実施後には効果増進・検証シートを提出するものとする。

(1) 計画策定及び効果検証の取組

(2) 技術等の実証の取組

6 その他事業の目的を達成するために必要な取組であって、農産局長が認めるもの。

第2 交付対象経費

1 本対策の交付対象経費（第1の4及び5の取組を除く。）は、別表7に掲げるとおりとし、本対策の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によってその金額が確認できるものとする。また、その経理に当たっては、別表7の費目ごとに整理するとともに、ほかの事業等の会計と区分して経理を行うこととする。

2 第1の5の取組における交付対象経費は、以下に掲げるものとする。

(1) 計画の策定及び効果検証に要する経費

別表7に掲げるもののうち、次のアからオまでの経費を交付対象とする。

ア 旅費

事業実施主体に属する職員、外部専門家に対する旅費

イ 謝金

講師に対する謝金等

ウ 事業費

消耗品費、印刷製本費、会場借料等

エ 役務費

分析・農作業の外部委託等を専ら行う経費

オ 雑役務費

事業を実施するために必要な手数料

(2) 技術実証に要する経費

ア 農業用機械等のレンタル及びリースに要する経費

生産安定・効率化機能の具備・強化等の技術実証の取組に必要な農業用機械等のレンタル及びリースに要する経費

イ 事業を実施するために必要なほ場の借り上げ経費

3 次の経費は、交付対象としない。

(1) 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

(2) 農業以外に使用可能な汎用性の高い機械等（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）の導入に要する経費

(3) 他の国庫補助金を受けた（又は受ける予定の）経費

(4) 毎年度必要となる資材の導入に係る経費

第3 成果目標

推進事業の成果目標は、事業実施計画に係る以下に掲げる成果目標からいずれか一つ設定

するものとする。

- (1) 販売額又は所得額の10%以上の増加
- (2) 契約栽培の割合を10%以上増加させ、かつ、契約栽培の割合全体を50%以上とすること
- (3) 需要減が見込まれる品目・品種からの需要が見込まれる品目・品種への転換率を80%以上とすること
- (4) 労働生産性の10%以上の向上
- (5) 生産から流通・消費段階に至るまでの廃棄ロス率の5%以上の削減

第4 採択基準

本要綱に照らして適正か否か及び効果的・効率的な事業実施が確保されるかについて審査を行い、別表8の「推進事業の配分基準について」により配分された事業実施計画から選定するものとする。

第5 交付対象基準

- 1 1食料システム構築計画等当たりの単年度の交付金の要望額は、5千万円を上限とする。
- 2 第1の3の(6)に取り組む者にあつては、GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）会員であること。
- 3 第1の4に取り組む場合

(1) 共通

ア 事業実施主体は、農業用機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業用機械等の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札の実施又は複数の業者から見積もりを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。

イ 交付の対象となる農業用機械等は、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に確実に加入するものとする。

ウ 事業実施主体が、国庫補助事業により農業用機械等の導入又はリース導入に対する支援を受けていた実績がある場合は、法定耐用年数の期間内における当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。

エ 本体価格が50万円以上の農業用機械等（アタッチメントを含む。）であること。

オ 原則、新品であること。

ただし、地方農政局長等が必要と認める場合は、中古農業用機械等（法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）が2年以上の農業用機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。

カ 作業安全対策の実施

事業実施主体は、農作業従事者の安全の確保を推進するため、作業安全対策に係る取組状況の自己点検に努めるものとする。

キ 農業用機械が取得する位置情報及び作業時間に関するデータ（以下「農機データ」という。）について、農業者等が当該データを当該農業用機械のメーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、本対策を活用してトラクター、コンバイン又は田植機を導入又はリース導入する場合は、API※を自社のwebサイトや農業データ連携基盤での公開等を通じて、データを連携できる環境を整備しているメーカーのものを選定することを要件とする。

※1 API（Application Programming Interface）とは、複数のアプリケーション等を接続（連携）するために必要な仕組みのこと。

※2 なお、トラクター、コンバイン、田植機のメーカーのうち、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、今回の要件の対象にあたらない。

(2) 農業用機械等を導入する場合

ア 交付対象は、経営面積又は作業受託面積の拡大に必要な農業用機械等に限るものとする。

イ 農業用機械等の利用期間は、法定耐用年数以上とする。

ウ 農業用機械等の導入を行った場合は、本要綱第24に定める財産管理台帳の写しを、地方農政局長等に対して提出するものとする。

地方農政局長等は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中の農業用機械等の利用状況を確認するとともに、本対策の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

エ 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として農業用機械等を導入する場合については、次によるものとする。

a 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、地方農政局長等と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

b 賃借料を徴収する場合は、原則として「(事業費－交付金) / 当該農業用機械等の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。

c 貸借契約は、書面をもって行うこととする。

なお、貸借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないように留意するものとする。

(3) 農業用機械等をリース導入する場合

ア 農業用機械等のリース期間は、食料システム構築計画等の事業実施期間以上で法定耐用年数以内とする。

イ リースによる導入に対する交付額（以下「リース料交付額」という。）については、次の算式によるものとする。

「リース料交付額」＝「リース物件購入価格（税抜き）」×交付率（1 / 2 以内）

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料交付額については、それぞれ次の算式によるものとする。さらに、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料交付額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

「リース料交付額」＝「リース物件購入価格（税抜き）」×（「リース期間」
÷「法定耐用年数」）×交付率（1 / 2 以内）

「リース料交付額」＝（「リース物件購入価格（税抜き）」－「残存価格」）
× 交付率（1 / 2 以内）

4 第1の5に取り組む場合

農業用機械等の導入実証を行う場合は、農業者、農業者の組織する団体、機械メーカー及び流通事業者等複数の者で構成された検討会を開催し、本対策の取組目標及び目標達成に向けた構成員の役割を明確にするものとする。

5 生産資材・機器等の導入に取り組む場合

- (1) 交付対象は、新しい農業のモデルに対応できる拠点事業者等の育成に必要な資材・機器等（パイプハウスのパイプ、生育予測システム等の導入効果が継続して見込まれるものに限る。）の購入に要する経費とする。
- (2) 生産資材・機器等の導入に当たっては、選定について公正に行うこととする（例えば、特段の理由がないにもかかわらず、特定の資材のみを対象としないこと等）。
- (3) 生産資材の導入支援を受けてパイプハウスの設置等を行う場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な再取得等が可能となるよう国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入するものとする。

I-2 整備事業

第1 交付対象とする取組の内容

食料システム構築計画等の目標達成に必要な次の施設等の整備。

- 1 育苗施設
- 2 乾燥調製施設
- 3 穀類乾燥調製貯蔵施設
- 4 農産物処理加工施設
- 5 集出荷貯蔵施設
- 6 産地管理施設
- 7 用土等供給施設
- 8 農作物被害防止施設
- 9 生産技術高度化施設
- 10 種子種苗生産関連施設
- 11 有機物処理・利用施設

第2 対象地域

- 1 本対策の主たる受益地は、原則として、農用地区域及び生産緑地とする。
ただし、第1の9の生産技術高度化施設のうち低コスト耐候性ハウス、高度環境制御栽培施設及び高度技術導入施設のうち施設園芸栽培技術高度化施設については、農用地区域及び生産緑地以外を主たる受益地とすることができる。
- 2 野菜、果樹、茶又は花きを対象とする整備事業を実施する場合にあっては、市街化区域（生産緑地を除く。）においても実施できるものとし、この場合の事業内容については、耐用年数が10年以内（ただし、本要綱別記1のII-1の第2の5の産地基幹施設等の基準に記載されているものを除く。）のものに限ることとする。

第3 上限事業費

整備事業の施設別の上限事業費は、本要綱別記1のII-1の第2の4の（2）とし、その額を超える部分について、交付対象としないものとする。

第4 成果目標

整備事業の成果目標は、配分基準通知の別表1-1-①、③及び④において定めるものとし、達成すべき成果目標基準を満たすことが見込まれる類別を2つまで設定すること。

なお、成果目標基準の設定に当たっては、以下のメニューとする。

- 1 土地利用型作物
- 2 畑作物・地域特産物
- 3 果樹
- 4 野菜
- 5 花き
- 6 国産原材料サプライチェーン構築
- 7 農産物輸出に向けた体制整備
- 8 みどりの食料システム戦略の推進
- 9 人材育成推進

第5 採択要件

本要綱に照らして適正か否か及び効果的・効率的な事業実施が確保されるかについて審査

を行い、配分基準通知により16ポイント以上配分された事業実施計画から選定するものとする。

第6 交付対象基準

- 1 1食料システム構築計画等あたりの単年度当たりの交付金の要望額は、20億円を上限とする。
- 2 整備事業で整備する施設については、別記1のⅡ-1の第2の5に定める施設ごとの交付対象基準を満たすものとする。
- 3 事業実施主体が、自己資金若しくはほかの交付により事業を現に実施し、又はすでに終了しているものは、本対策の交付の対象外とする。
- 4 交付対象事業費は、本対策の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業等の厳正かつ効率的な実施について」及び「過大積算等の不当事態の防止について」によるものとする。

- 5 施設の整備に当たっては、地方農政局長等は、一個人に受益がとどまるような事業計画が策定されないよう、事業実施主体に対して周知徹底し、事業計画の審査等においても留意するものとする。
- 6 地方農政局長等は、Iの第3の3による点検評価を実施した結果、目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていない場合及び事業において導入した施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合（以下の（1）又は（2）に掲げる場合等）にあっては、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導するものとする。

なお、改善措置については、別紙様式第6号の3に定める改善計画を作成させるとともに、改善計画の達成が見込まれるまでの間、改善状況の報告をさせ、強力に指導するものとする。

（1）施設等の利用率、作付率及び稼働率のうちいずれかが70%未満の状況が3年間継続している場合

（2）処理加工施設において収支率が80%未満の状況が3年間継続している場合

- 7 事業で整備する施設は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該対策実施地区の実情に照らし適当な場合には、古品・古材若しくは間伐材の利用、増築・併設等、合体施行又は直営施行を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

- 8 施設の整備に対する交付については、既存施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること（いわゆる更新）は、交付の対象外とするものとする。
- 9 施設の附帯施設のみでの整備は、交付の対象外とするものとする。
- 10 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費は、本要綱に定めがないものについては、交付の対象外とするものとする。
- 11 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として施設を整備する場合については、次によるものとする。
 - （1）貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、地方農政局長等と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

- (2) 事業実施主体は、原則として、地方公共団体、農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について規約の定めがある団体等をいう。以下同じ。）、公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。）、農業者の組織する団体が株主となっている株式会社（当該団体及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるものに限る。）及び土地改良区に限るものとする。
- (3) 当該施設の受益農業従事者数は、5名以上とする。
- (4) 事業実施主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体負担（事業費－交付金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。
- (5) 貸借契約は、書面によって行うこととする。

なお、事業実施主体は、貸借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

- 12 対象作物が果樹の場合は、受益地区の対象品目の栽培面積に占める受益地区の対象品目の果樹収穫共済の加入面積及び農業経営収入保険の作付予定面積の総和の割合が、直近の当該都道府県の平均以上であり、又は当該都道府県の平均以上となることが確実と見込まれていなければならないものとする。
- 13 海外に向けた販路拡大に係る事業を実施する場合にあっては、事業実施主体等が行った、販路拡大に係る情報収集、マーケティング調査、テスト輸出等の結果、海外に向けた販路拡大が確実と見込まれることを要するものとする。
- 14 乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設又は集出荷貯蔵施設を新設する場合は、既存施設の再編合理化を検討するものとする。
- 15 土地利用型作物を対象とした乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設又は集出荷貯蔵施設を整備する場合は、地方農政局長等は、事業実施主体がその整備する施設を適切に衛生管理できる者であることを確認するものとする。
- 16 本対策により施設を整備する場合にあっては、「自然災害リスクへの対応に係る取組の強化について」（令和5年3月31日付け4地第318号・4農産第5309号・4畜産第2826号・4経営第3175号農林水産省大臣官房危機管理・政策立案総括審議官、農産局長、畜産局長及び経営局長連名通知）を踏まえ、ハザードマップの確認や農業版事業継続計画（Business Continuity Plan:BCP）の策定等により、事業実施地域の災害リスクを十分に認識するとともに、災害への備えに万全を期することで、災害時の被害の最小化が図られるよう努めるものとする。

また、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入するものとし、当該施設の処分制限期間において加入が継続されるものとする。

なお、事業実施主体は、事業実施状況報告書の提出に併せて、国の共済制度又は民間の保険等への加入状況が分かる資料の写しを提出するものとする。

- 17 成果目標の達成に必要となる改修等については、以下の条件を全て満たす場合に交付対象とすることができるものとする。
- (1) 同種・同規模・同能力の施設の新設価格及び耐用年数を勘案し中古施設の改修等の方が経済的に優れていること。
- (2) 改修等を行う前の施設の法定耐用年数が10年以上、かつ、内部施設の法定耐用年数以上であること。
- (3) 交付事業等により取得した財産の改修等を実施する場合は、あらかじめ「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」により財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている、又は承認を受ける見込みであること。

- 18 生産技術高度化施設のうち省エネルギーモデル温室、低コスト耐候性ハウス及び高度環境制御栽培施設並びに高度技術導入施設のうち施設園芸栽培技術高度化施設を整備する場合、事業完了後6年以内に整備ほ場を畑地化（経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知。）の別紙1に定める交付対象水田からの除外をいう。）することとする。
- 19 整備事業の交付対象経費や事務手続については、「強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」（令和4年4月1日付け3新食農2088号、3農産第2897号、3畜産第1991号農林水産省総括審議官（新事業・食品産業）、農産局長、畜産局長通知）を準用するものとする。

第7 留意事項

1 周辺環境への配慮

産地基幹施設（以下「施設」という。）の整備に当たっては、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意するものとする。

2 園芸用使用済みプラスチック等の適正処理

園芸用使用済みプラスチック等の適正かつ円滑な処理を推進するため、事業実施主体は、事業実施地区等において、「産業廃棄物管理票制度の運用について」、「園芸用使用済みプラスチック適正処理に関する指導について」等に基づき、組織的な回収・処理体制の整備がなされるよう努めるものとする。

3 セイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理

事業実施主体は、特定外来生物に指定されているセイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理を徹底するため、生産技術高度化施設を整備し、セイヨウオオマルハナバチを飼養する場合には「セイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理の徹底について」等に基づき、野外への逃亡防止等に万全を期すものとする。

4 周辺景観との調和

施設を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和に十分配慮するものとする。

5 PFI法の活用

本対策により、地方公共団体が公益的施設を整備する場合は、PFI法の活用に努めるものとする。

6 管理運営

(1) 管理運営

事業実施主体は、本対策により交付金を受けて整備した施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

(2) 管理委託

施設等の管理は、原則として、事業実施主体が行うものとする。

ただし、事業実施主体が施設等の管理運営を直接行い難い場合には、原則として、実施地域に係る団体であって、地方農政局長等が適当と認める者に、整備目的が確保される場合に限り、管理運営をさせることができるものとする。

(3) 指導監督

地方農政局長等は、本対策の適正な推進が図られるよう、事業実施主体の長（管理を委託している場合は管理主体の長。）に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講ずるよう、十分に指導監督するものとする。

(4) 事業名等の表示

本対策により整備した施設等には、本対策名等を表示するものとする。

7 GAPへの対応

本対策において施設等を整備し、GAP認証を取得する場合にあっては、食品安全や環境保全、労働安全等といった持続可能性の確保の観点から、仕様や配置に十分に留意するものとする。

8 作業安全対策の実施

事業実施主体は、農作業従事者の安全の確保を推進するため、作業安全対策に係る取組状況の自己点検に努めるものとする。

9 先進技術を活用した省力化・低コスト化等に資する取組の推進

都道府県及び市町村は、「科学技術・イノベーション基本計画」に基づき、農林水産業における生産性革命を推進するため、先進技術を活用してイノベーションを創出することにより、生産現場に実装可能な省力化・低コスト化等に資する取組の推進に努めるものとする。

II 都道府県の取組

第1 目的

農業者の減少や農産物等の輸送能力不足、食料安全保障上のリスクの高まり等への対応が急務であり、需要に応じた生産から流通までの垂直的かつ持続可能な取組が不可欠であり、また、「食料・農業・農村基本法」の見直しを踏まえた、新しい農業のモデルとなる取組の推進が必要である。

このため、「食料システム構築計画に係る承認規程」（令和7年1月9日付け6農産第3739号農林水産省農産局長通知。以下「承認規程」という。）に基づき承認された食料システム構築計画に定める取組に対して支援する。

なお、「スマート農業技術活用促進法」（令和6年法律63号）に基づく「生産方式革新実施計画」及び「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」（令和元年法律第57号。）に基づく輸出事業計画（ただし、「フラッグシップ輸出産地」に認定された産地が策定するものに限る）の認定を受けた計画のうち、本事業目的に沿った内容が記載されている計画については、食料システム構築計画とみなすことができる（以下、「食料システム構築計画等」という）。

第2 取組の内容等

1 取組の内容

食料システム構築支援タイプ（以下IIにおいて「本対策」という。）での取組の内容は、II-1の第1、II-2の第1に定めるところによるものとする。

2 対象品目

本対策の交付の対象となる対象品目は、野菜、果樹、花き、土地利用型作物及び畑作物・地域特産作物とする。

3 事業実施計画の基準、成果目標の基準及び目標年度

(1) 事業実施計画の基準

事業実施計画は、事業を実施しようとする拠点事業者等（承認規程第2に規定する拠点事業者及び連携者、生産方式革新実施計画の認定農業者等、輸出事業計画の認定輸出事業者をいう。以下同じ。）又はコンソーシアム（以下本対策において「事業実施主体」という。）が食料システム構築計画等に位置付けられた取組内容について作成することとし、次の項目を全て記載するものとする。

ア 食料システム構築計画等の目標達成に向けて取り組む事業内容に関すること。

イ 事業により期待される効果に関すること。

ウ 事業実施の成果目標に関すること。

(2) 成果目標の基準

成果目標の内容及び達成すべき基準は、II-1の第3、II-2の第4に定めるところによるものとする。

(3) 目標年度

ア 目標年度は、食料システム構築計画終了後の翌々年度とする。

イ 生産方式革新実施計画及び輸出事業計画の終了年度とする。ただし、5年以内とする。

4 面積要件

本要綱別記1のII-1の第2の4の(5)のとおりとする。

5 取組の実施期間

食料システム構築計画等の実施期間以内とする。ただし、計画初年度から3年以内とする。

第3 事業実施等の手続

1 事業実施計画の作成及び提出

- (1) 事業実施主体は、別紙様式第1号の2に定める事業実施計画を作成するものとする。
- (2) 事業実施計画の地方農政局長等への提出は、第2の3により食料システム構築計画等を添付して行うものとし、都道府県以外の者が事業実施主体である場合にあっては、市町村長（実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合にあっては、原則として主たる市町村長（一部事務組合にあっては管理者又は理事、広域連合にあってはその長とする。以下同じ。）とする。以下同じ。）及び都道府県知事を経由するものとする。

ただし、やむを得ない事情があると都道府県知事が特に認める場合にあっては、事業実施主体は、事業実施計画について市町村長を経由せずに地方農政局長等に提出することができるものとする。

なお、事業実施主体が特認団体の場合には、事業実施計画と合わせて別紙様式第3号の2に定める特認団体協議書を提出し、地方農政局長等と協議を行うものとする。

- (3) (2)の場合において、実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶときは、事業実施主体は、主たる市町村以外の関係する市町村長に事業実施計画の写しを提出するものとする。
- (4) 市町村長及び都道府県知事は、(2)の規定に基づき本対策に係る事業実施計画の提出があった場合は、事業実施主体が作成した事業実施計画について必要な指導及び調整を行い、都道府県知事は、別紙様式第2号の4により、地方農政局長等に提出し、その妥当性について地方農政局長等と協議を行うものとする。
- (5) 市町村が事業実施主体となる場合には、市町村長は事業実施計画を作成し、都道府県知事に提出するものとする。
- (6) 都道府県が事業実施主体となる場合には、都道府県知事は事業実施計画を作成し、地方農政局長等に提出するものとする。
- (7) 地方農政局長等は、事業実施計画の妥当性の協議を受けた場合は、食料システム構築計画等に記載された取組内容との整合性を確認し、その内容を検討するものとする。
- (8) 成果目標の達成に資する場合には、本対策の範囲内で、取組内容等を変更することができる。

ただし、成果目標の変更にあっては、重要な変更として、(1)から(3)までに準じた手続を行うものとする。

(9) 事業の着手

ア 本要綱第5第2項ただし書きの交付決定前の着手に当たっては、事業実施主体は、あらかじめ、都道府県知事の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別紙様式2号の6により都道府県知事に提出するものとする。

イ アにより交付決定前着手届を提出した場合であっても、事業実施主体は、事業の内容が的確となり、かつ補助金の交付が確実となってから事業に着手するものとする。この場合、事業実施主体は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で着手するものとする。

ウ 地方農政局長等は、アによる交付決定前着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう事業実施主体を指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

2 事業実施状況の報告

- (1) 事業実施主体は、本対策の実施年度から目標年度の前年度までの間における成果目標の達成状況について、毎年度、翌年度の5月末までに、別紙様式4号の3により市町村長を経由し、都道府県知事に提出するものとする。

- (2) 都道府県知事は、(1)の提出を受けた場合には、別紙様式第4号の2により、報告がされた年度の6月末日までに、地方農政局長等へ報告するものとする。
- (3) 地方農政局長等は、(1)による報告を受けた場合には、その内容について点検し、成果目標の達成が困難と判断した場合等は、当該事業実施主体に対して改善計画を提出させる等、適切な改善措置を講ずるものとする。
- (4) 地方農政局長等は、事業実施主体に対し、(1)及び(3)に定める報告以外に、必要に応じ、報告や必要な資料の提出を求めることができるものとする。

3 取組の評価

- (1) 事業実施主体は、事業実施計画等の目標年度の翌年度において、事業実施計画等に定められた目標年度の成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の6月末までに、別紙様式4号の3により都道府県に報告するものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1)の報告を受けた場合には、その内容を点検評価し、事業実施計画等に定められた目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていないときその他必要と判断したときは、当該事業実施主体に対して改善計画を提出させるなど、適切な改善措置を講ずるとともに、当該成果目標が達成されるまでの間、改善状況の報告をさせるものとする。
- (3) 都道府県知事は、(2)に定める点検評価の結果について、目標年度の翌年度の8月末までに、別紙様式第4号の2により地方農政局長等に報告するものとし、(2)に基づき改善措置を講じた場合には、改善措置内容についても、併せて報告するものとする。
- (4) 地方農政局長等は、(3)の規定による報告を受けた場合には、遅滞なく関係部局で構成する検討会を開催し、成果目標の達成度等の評価を行い、その結果を公表するとともに、事業実施計画に定めた成果目標が未達成であった場合は、当該事業実施主体に対して、改善計画を提出させるなど、適切な措置を講ずるとともに、当該評価結果及び指導内容を農産局長に報告するものとする。
- (5) 地方農政局長等は、以下に該当する場合であって、事業実施主体から成果目標の変更又は評価終了の改善計画が提出され、評価検討委員会等に諮り、妥当と判断された場合には成果目標を変更し、又は評価を終了することができるものとする。

なお、成果目標の変更手続は、1の(4)の重要な変更に係る手続に準じて行うものとする。

ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

- (6) 国は、本対策の効果的な実施に資するため、対策の実施効果その他必要な事項に関する調査を行うものとする。

第4 拠点事業者等の役割

- 1 事業実施主体となる拠点事業者等は、食料システム構築計画等に定めた取組内容の実践のために、本対策を実施することができるものとする。本対策の実施に当たっては、食料システム構築計画等の目標達成につながるものとなるよう取り組むとともに、それぞれの事業ごとに生産性や収益性の向上等に資するよう留意するものとする。
- 2 事業実施主体となる拠点事業者等は、食料システム構築計画等の実現に当たって、新しい農業のモデルに向けた課題を整理し、これまで行ってきた取組の効果について十分に分析・検証を行い、新たに講ずる取組がその解決に向けて効果的なものであることに加え、事業実施後においてもその成果が活かされるものとなるよう留意するものとする。
- 3 事業実施主体となる拠点事業者等は、本対策実施により、次の(1)から(3)までのいずれかについて具備・強化を図るものとする。

- (1) 生産安定・効率化機能
- (2) 供給調整機能
- (3) 実需者ニーズ対応機能

第5 事業実施主体

- 1 推進事業及び整備事業の事業実施主体は、食料システム構築計画等に位置付けられた拠点事業者等であって、本要綱別表1のⅢの事業実施主体欄の(1)から(7)までに定める者又は拠点事業者等が参画する本要綱別表1のⅢの事業実施主体欄の(8)のコンソーシアムとする。
- 2 本要綱別表1のⅢの事業実施主体の欄の(6)の「民間事業者」は、以下の(1)を必須とし、(2)又は(3)のいずれかの要件を満たす者とする。ただし、Ⅱ-2の第1の2から5までを整備する事業実施主体においては、(2)を必須とする。
 - (1) 拠点事業者となる場合にあっては、生産者・産地の支援、協力、指導及び育成の取組を行う業務経験や知見を有していること。
 - (2) 以下のア及びイを満たすこと。
 - ア 事業対象品目の農産物を生産者又は生産者団体（当該民間事業者を含む。）が自ら農産物の生産を行っている場合、当該民間事業者以外の生産者又は生産者団体をいう。）から継続して購入していること、又は購入する見込みであること。
 - イ 複数の生産者又は1以上の生産者団体との間で、事業実施から3年以上の期間を契約期間とする基本契約（事業対象品目の供給に係る書面による契約であって、対象となる品目、供給期間及び供給数量について約束するものをいう。）を締結していること、又はその見込みを有していること。
 - (3) 事業対象品目を生産する生産者又は生産者団体の生産性向上や労働生産性向上等に資する技術を有し、生産者又は生産者団体の課題解決に協働で取り組むこと。
- 3 本要綱別表1のⅢの事業実施主体欄の(7)の「特認団体」は、次のいずれかの要件を満たすものとする。
 - (1) 農業者の組織する団体が株主となっている株式会社であって、当該団体が有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるもの。
 - (2) その他事業目的に資するものとして地方農政局長等が認める団体
- 4 本要綱別表1のⅢの事業実施主体欄の(8)の「コンソーシアム」は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。
 - (1) 都道府県、市町村、農業関係機関（農業協同組合、農業共済組合、土地改良区、農業委員会等）、民間事業者、生産者、実需者、農業生産技術・経営管理等に関する各種専門家等によりコンソーシアムが構成されていること。
 - (2) 整備事業を実施する場合は、施設整備を行う者が、コンソーシアムの構成員のうち法人格を有する者とされていること。
 - (3) 施設の利用料金を設定する場合は、原則として施設の管理運営に必要な経費の範囲内で設定することとしていること。
 - (4) 代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にしたコンソーシアムの運営等に係る規約（以下「コンソーシアム規約」という。）が定められていること。
 - (5) コンソーシアム規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続きに係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

- (6) 年度ごとの事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。

第6 指導推進等

国は、本対策の効果的かつ適正な推進のため、地方公共団体との密接な連携による推進指導体制の整備を図り、本対策の実施についての推進指導に当たるとともに、融資機関及び農業信用基金協会との連携により、本対策の円滑な実施を図るものとする。

第7 留意事項

- 1 本対策に係る交付金の交付を受けた事業実施主体が本要綱に定める要件を満たさないこと等が交付金の交付後に判明した場合には、国は、当該事業実施主体に指示を行い、地方農政局長等に当該交付金の全額又は一部を速やかに返納させなければならない。
- 2 事業実施主体は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済及び収入保険への積極的な加入に努めるものとする。
- 3 モデル育成及びその全国的展開を図るためのデータ提供等への協力及び事業効果の検証に協力するものとする。
- 4 配分対象となった事業実施計画の実施を取りやめた場合、次年度に同一の事業実施計画を提出することはできないものとする。

ただし、自然災害等やむを得ない事情があると地方農政局長等が認める場合は、この限りではない。

- 5 スマート農機（トラクター、コンバイン等）、ドローン（ほ場の情報を取得するIoT機器搭載機等）、農業ロボット（収穫ロボット等）、環境制御施設等を導入又はリース導入する場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」（令和2年3月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあつては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結すること。
- 6 本対策については、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。
- 7 本事業において、農業機械を導入する際は、「補助事業等によって導入する農業機械の選定について」（令和6年9月24日付6農産第2268号農林水産事務次官依命通知）の定めるところによるものとする。

8 環境負荷低減の取組

(1) 受益農業者は別紙様式第1号の2別添8から10までの該当する様式において、環境負荷低減のチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを事業実施主体に提出すること。

(2) 事業実施主体は、全ての受益農業者から環境負荷低減のチェックシートを収集し、当該農業者等が各取組を実施する旨を実施者リストに記載して、事業実施計画の提出と併せて当該リストを都道府県等に提出するとともに、当該チェックシートを保管すること。

なお、受益農業者が特定できない施設等を整備する場合は、事業実施主体又は当該施設を利用する事業者が環境負荷低減のチェックシートを提出することとする。

II-1 推進事業

第1 取組の概要

1 生産安定・効率化機能の具備・強化

- (1) 労働力不足等に対応した労働力や農業用機械の調全体制の確立
農作業・出荷作業の代行、農業用機械の合理的配置・利用、労働力の融通、労力集中時期の労働力確保体制の確立に資する調査、就労者の研修・指導等の取組。
- (2) 生育予測システム等の導入
実需者等への安定的な供給体制の構築を図るため、気象データやほ場での生育状況調査等を活用した生育予測システム、出荷予測システムの導入等の取組。
- (3) 種子・種苗等の供給体制の整備
実需者の求めに対応した品種の種子・種苗の導入を円滑に推進するための生産管理システムの導入、生産技術講習会等の取組。
- (4) 新たな栽培技術等の導入・普及
低コスト・高品質化生産技術や農地・農作物等のデータの分析等の新たな栽培技術等の導入・普及、収穫機等に適合した新たな栽培方式の導入、機械の改良等の取組。
- (5) 耕種作物産地基幹施設等整備の効率化
施設の低コスト化など施設整備の効率化を推進するため、新たな構造や設計の検討等の取組。
- (6) 担い手不在地域への参入・農地利用集積拡大体制の強化
地域計画の策定に伴い、集落内の話し合いの結果明らかになった課題への対応のための集落外部からの新たな担い手又は集落内の既存の担い手による農地等の追加的な引き受けに必要な取組。

2 供給調整機能の具備・強化

- (1) 貯蔵技術等を活用した安定出荷体制の確立
品質を維持したままでの実需者等への安定供給や出荷量の平準化等を図るための予冷・貯蔵庫の導入及び冷凍等保存性の高い形態への加工等安定出荷体制の確立に必要な取組。
- (2) 集出荷調整機能の高度化
安定的かつ効率的な流通体制の構築を図るための広域単位でのストックポイント活用等による集出荷調整機能の高度化に必要な取組。

3 実需者ニーズ対応機能の具備・強化

- (1) GAP・トレーサビリティ手法の導入
生産から流通までの安全・安心の確保のためのGAPやトレーサビリティの導入のための検討会、システム導入、マニュアルの作成等の取組。
- (2) 新品種等現地適応性試験の実施
実需者が求める加工等適性が高い新品種、新技術等の導入の取組。
- (3) 導入品種等の加工等適性試験
導入対象品種について、実需者等の要望する加工適性や消費段階での品質を評価するための検討会、加工適性試験等の取組。
- (4) 品質管理、物流の効率化
実需者の求める規格・荷姿や配送頻度等に応えるため、品質管理・検査体制や共同集荷・配送システム、物流効率化に必要な資材等の導入等の取組。
- (5) 高品質・低コスト流通システムの構築の取組
産地からの出荷形態、流通経路、現在の販売形態、収穫から消費に至る一貫した温湿度管理等の全体を網羅した流通システムの導入。
- (6) 輸出対応型産地の育成

輸出先国・地域のニーズに合わせた新品種、栽培技術や品質保持技術等の導入、残留農薬基準や検疫条件等の輸出先国・地域の規制に対応するために必要な技術の導入等の取組。

4 農業用機械等の導入及びリース導入

1 から 3 までの取組を行うに当たり、安定的な生産・供給対応できる拠点事業者等の育成又は連携する産地の体制強化に必要な農業用機械、農業用ハウス、CA コンテナ、機器等のリース等による導入。

5 効果増進・検証事業

1 から 3 までの取組を行うに当たり、取組効果の増進・検証に必要な以下の取組。
なお、事業実施後には効果増進・検証シートを提出するものとする。

(1) 計画策定及び効果検証の取組

(2) 技術等の実証の取組

6 その他事業の目的を達成するために必要な取組であって、農産局長が認めるもの。

第2 交付対象経費

1 本対策の交付対象経費（第1の4及び5の取組を除く。）は、別表7に掲げるとおりとし、本対策の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によってその金額が確認できるものとする。また、その経理に当たっては、別表7の費目ごとに整理するとともに、ほかの事業等の会計と区分して経理を行うこととする。

2 第1の5の取組における交付対象経費は、以下に掲げるものとする。

(1) 計画の策定及び効果検証に要する経費

別表7に掲げるもののうち、次のアからオまでの経費を交付対象とする。

ア 旅費

事業実施主体に属する職員、外部専門家に対する旅費

イ 謝金

講師に対する謝金等

ウ 事業費

消耗品費、印刷製本費、会場借料等

エ 役務費

分析・農作業の外部委託等を専ら行う経費

オ 雑役務費

事業を実施するために必要な手数料

(2) 技術実証に要する経費

ア 農業用機械等のレンタル及びリースに要する経費

生産安定・効率化機能の具備・強化等の技術実証の取組に必要な農業用機械等のレンタル及びリースに要する経費

イ 事業を実施するために必要なほ場の借り上げ経費

3 次の経費は、交付対象としない。

(1) 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

(2) 農業以外に使用可能な汎用性の高い機械等（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）の導入に要する経費

(3) 他の国庫補助金を受けた（又は受ける予定の）経費

(4) 毎年度必要となる資材の導入に係る経費

第3 成果目標

推進事業の成果目標は、事業実施計画に係る以下に掲げる成果目標からいずれか一つ設定

するものとする。

- (1) 販売額又は所得額の10%以上の増加
- (2) 契約栽培の割合を10%以上増加させ、かつ、契約栽培の割合全体を50%以上とすること
- (3) 需要減が見込まれる品目・品種からの需要が見込まれる品目・品種への転換率を80%以上とすること
- (4) 労働生産性の10%以上の向上
- (5) 生産から流通・消費段階に至るまでの廃棄ロス率の5%以上の削減

第4 採択基準

本要綱に照らして適正か否か及び効果的・効率的な事業実施が確保されるかについて審査を行い、別表8の「推進事業の配分基準について」により配分された事業実施計画から選定するものとする。

第5 交付対象基準

- 1 1食料システム構築計画等当たりの単年度の交付金の要望額は、5千万円を上限とする。
- 2 第1の3の(6)に取り組む者にあつては、GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）会員であること。
- 3 第1の4に取り組む場合

(1) 共通

ア 事業実施主体は、農業用機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業用機械等の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札の実施又は複数の業者から見積もりを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。

イ 交付の対象となる農業用機械等は、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に確実に加入するものとする。

ウ 事業実施主体が、国庫補助事業により農業用機械等の導入又はリース導入に対する支援を受けていた実績がある場合は、法定耐用年数の期間内における当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。

エ 本体価格が50万円以上の農業用機械等（アタッチメントを含む。）であること。

オ 原則、新品であること。

ただし、地方農政局長等が必要と認める場合は、中古農業用機械等（法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）が2年以上の農業用機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。

カ 作業安全対策の実施

事業実施主体は、農作業従事者の安全の確保を推進するため、作業安全対策に係る取組状況の自己点検に努めるものとする。

キ 農業用機械が取得する位置情報及び作業時間に関するデータ（以下「農機データ」という。）について、農業者等が当該データを当該農業用機械のメーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、本対策を活用してトラクター、コンバイン又は田植機を導入又はリース導入する場合は、API※を自社のwebサイトや農業データ連携基盤での公開等を通じて、データを連携できる環境を整備しているメーカーのものを選定することを要件とする。

※1 API（Application Programming Interface）とは、複数のアプリケーション等を接続（連携）するために必要な仕組みのこと。

※2 なお、トラクター、コンバイン、田植機のメーカーのうち、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、今回の要件の対象にあたらない。

(2) 農業用機械等を導入する場合

ア 交付対象は、経営面積又は作業受託面積の拡大に必要な農業用機械等に限るものとする。

イ 農業用機械等の利用期間は、法定耐用年数以上とする。

ウ 農業用機械等の導入を行った場合は、本要綱第24に定める財産管理台帳の写しを、地方農政局長等に対して提出するものとする。

地方農政局長等は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中の農業用機械等の利用状況を確認するとともに、本対策の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

エ 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として農業用機械等を導入する場合については、次によるものとする。

a 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、地方農政局長等と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

b 賃借料を徴収する場合は、原則として「(事業費－交付金) / 当該農業用機械等の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。

c 貸借契約は、書面をもって行うこととする。

なお、貸借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないように留意するものとする。

(3) 農業用機械等をリース導入する場合

ア 農業用機械等のリース期間は、食料システム構築計画等の事業実施期間以上で法定耐用年数以内とする。

イ リースによる導入に対する交付額（以下「リース料交付額」という。）については、次の算式によるものとする。

「リース料交付額」＝「リース物件購入価格（税抜き）」×交付率（1 / 2 以内）

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料交付額については、それぞれ次の算式によるものとする。さらに、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料交付額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

「リース料交付額」＝「リース物件購入価格（税抜き）」×（「リース期間」
÷「法定耐用年数」）×交付率（1 / 2 以内）

「リース料交付額」＝（「リース物件購入価格（税抜き）」－「残存価格」）
× 交付率（1 / 2 以内）

4 第1の5に取り組む場合

農業用機械等の導入実証を行う場合は、農業者、農業者の組織する団体、機械メーカー及び流通事業者等複数の者で構成された検討会を開催し、本対策の取組目標及び目標達成に向けた構成員の役割を明確にするものとする。

5 生産資材・機器等の導入に取り組む場合

- (1) 交付対象は、新しい農業のモデルに対応できる拠点事業者等の育成に必要な資材・機器等（パイプハウスのパイプ、生育予測システム等の導入効果が継続して見込まれるものに限る。）の購入に要する経費とする。
- (2) 生産資材・機器等の導入に当たっては、選定について公正に行うこととする（例えば、特段の理由がないにもかかわらず、特定の資材のみを対象としないこと等）。
- (3) 生産資材の導入支援を受けてパイプハウスの設置等を行う場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な再取得等が可能となるよう国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入するものとする。

Ⅱ－２ 整備事業

第1 交付対象とする取組の内容

食料システム構築計画等の目標達成に必要な次の施設等の整備。

- 1 育苗施設
- 2 乾燥調製施設
- 3 穀類乾燥調製貯蔵施設
- 4 農産物処理加工施設
- 5 集出荷貯蔵施設
- 6 産地管理施設
- 7 用土等供給施設
- 8 農作物被害防止施設
- 9 生産技術高度化施設
- 10 種子種苗生産関連施設
- 11 有機物処理・利用施設

第2 対象地域

- 1 本対策の主たる受益地は、原則として、農用地区域及び生産緑地とする。
ただし、第1の9の生産技術高度化施設のうち低コスト耐候性ハウス、高度環境制御栽培施設及び高度技術導入施設のうち施設園芸栽培技術高度化施設については、農用地区域及び生産緑地以外を主たる受益地とすることができる。
- 2 野菜、果樹、茶又は花きを対象とする整備事業を実施する場合にあっては、市街化区域（生産緑地を除く。）においても実施できるものとし、この場合の事業内容については、耐用年数が10年以内（ただし、本要綱別記1のⅡ－1の第2の5の産地基幹施設等の基準に記載されているものを除く。）のものに限ることとする。

第3 上限事業費

整備事業の施設別の上限事業費は、本要綱別記1のⅡ－1の第2の4の（2）とし、その額を超える部分について、交付対象としないものとする。

第4 成果目標

整備事業の成果目標は、配分基準通知の別表1－1－①、③及び④において定めるものとし、達成すべき成果目標基準を満たすことが見込まれる類別を2つまで設定すること。

なお、成果目標基準の設定に当たっては、以下のメニューとする。

- 1 土地利用型作物
- 2 畑作物・地域特産物
- 3 果樹
- 4 野菜
- 5 花き
- 6 国産原材料サプライチェーン構築
- 7 農産物輸出に向けた体制整備
- 8 みどりの食料システム戦略の推進
- 9 人材育成推進

第5 採択要件

本要綱に照らして適正か否か及び効果的・効率的な事業実施が確保されるかについて審査

を行い、配分基準通知により16ポイント以上配分された事業実施計画から選定するものとする。

第6 交付対象基準

- 1 1 食料システム構築計画等あたりの単年度当たりの交付金の要望額は、20億円を上限とする。
- 2 整備事業で整備する施設については、別記1のⅡ-1の第2の5に定める施設ごとの交付対象基準を満たすものとする。
- 3 事業実施主体が、自己資金若しくはほかの交付により事業を現に実施し、又はすでに終了しているものは、本対策の交付の対象外とする。
- 4 交付対象事業費は、本対策の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業等の厳正かつ効率的な実施について」及び「過大積算等の不当事態の防止について」によるものとする。
- 5 施設の整備に当たっては、地方農政局長等は、一個人に受益がとどまるような事業計画が策定されないよう、事業実施主体に対して周知徹底し、事業計画の審査等においても留意するものとする。
- 6 地方農政局長等は、Iの第3の3による点検評価を実施した結果、目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていない場合及び事業において導入した施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合（以下の（1）又は（2）に掲げる場合等）にあっては、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導するものとする。

なお、改善措置については、別紙様式第6号の3に定める改善計画を作成させるとともに、改善計画の達成が見込まれるまでの間、改善状況の報告をさせ、強力に指導するものとする。

 - (1) 施設等の利用率、作付率及び稼働率のうちいずれかが70%未満の状況が3年間継続している場合
 - (2) 処理加工施設において収支率が80%未満の状況が3年間継続している場合
- 7 事業で整備する施設は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該対策実施地区の実情に照らし適当な場合には、古品・古材若しくは間伐材の利用、増築・併設等、合体施行又は直営施行を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。
- 8 施設の整備に対する交付については、既存施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること（いわゆる更新）は、交付の対象外とするものとする。
- 9 施設の附帯施設のみでの整備は、交付の対象外とするものとする。
- 10 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費は、本要綱に定めがないものについては、交付の対象外とするものとする。
- 11 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として施設を整備する場合については、次によるものとする。
 - (1) 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、地方農政局長等と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

- (2) 事業実施主体は、原則として、地方公共団体、農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について規約の定めがある団体等をいう。以下同じ。）、公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。）、農業者の組織する団体が株主となっている株式会社（当該団体及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるものに限る。）及び土地改良区に限るものとする。
- (3) 当該施設の受益農業従事者数は、5名以上とする。
- (4) 事業実施主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体負担（事業費－交付金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。
- (5) 貸借契約は、書面によって行うこととする。

なお、事業実施主体は、貸借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

- 12 対象作物が果樹の場合は、受益地区の対象品目の栽培面積に占める受益地区の対象品目の果樹収穫共済の加入面積及び農業経営収入保険の作付予定面積の総和の割合が、直近の当該都道府県の平均以上であり、又は当該都道府県の平均以上となることが確実と見込まれていなければならないものとする。
- 13 海外に向けた販路拡大に係る事業を実施する場合にあっては、事業実施主体等が行った、販路拡大に係る情報収集、マーケティング調査、テスト輸出等の結果、海外に向けた販路拡大が確実と見込まれることを要するものとする。
- 14 乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設又は集出荷貯蔵施設を新設する場合は、既存施設の再編合理化を検討するものとする。
- 15 土地利用型作物を対象とした乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設又は集出荷貯蔵施設を整備する場合は、地方農政局長等は、事業実施主体がその整備する施設を適切に衛生管理できる者であることを確認するものとする。
- 16 本対策により施設を整備する場合にあっては、「自然災害リスクへの対応に係る取組の強化について」（令和5年3月31日付け4地第318号・4農産第5309号・4畜産第2826号・4経営第3175号農林水産省大臣官房危機管理・政策立案総括審議官、農産局長、畜産局長及び経営局長連名通知）を踏まえ、ハザードマップの確認や農業版事業継続計画（Business Continuity Plan:BCP）の策定等により、事業実施地域の災害リスクを十分に認識するとともに、災害への備えに万全を期することで、災害時の被害の最小化が図られるよう努めるものとする。

また、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入するものとし、当該施設の処分制限期間において加入が継続されるものとする。

なお、事業実施主体は、事業実施状況報告書の提出に併せて、国の共済制度又は民間の保険等への加入状況が分かる資料の写しを提出するものとする。

- 17 成果目標の達成に必要となる改修等については、以下の条件を全て満たす場合に交付対象とすることができるものとする。
- (1) 同種・同規模・同能力の施設の新設価格及び耐用年数を勘案し中古施設の改修等の方が経済的に優れていること。
- (2) 改修等を行う前の施設の法定耐用年数が10年以上、かつ、内部施設の法定耐用年数以上であること。
- (3) 交付事業等により取得した財産の改修等を実施する場合は、あらかじめ「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」により財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている、又は承認を受ける見込みであること。

- 18 生産技術高度化施設のうち省エネルギーモデル温室、低コスト耐候性ハウス及び高度環境制御栽培施設並びに高度技術導入施設のうち施設園芸栽培技術高度化施設を整備する場合、事業完了後6年以内に整備ほ場を畑地化（経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知。）の別紙1に定める交付対象水田からの除外をいう。）することとする。
- 19 整備事業の交付対象経費や事務手続については、「強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」（令和4年4月1日付け3新食農2088号、3農産第2897号、3畜産第1991号農林水産省総括審議官（新事業・食品産業）、農産局長、畜産局長通知）を準用するものとする。

第7 留意事項

1 周辺環境への配慮

施設の整備に当たっては、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意するものとする。

2 園芸用使用済みプラスチック等の適正処理

園芸用使用済みプラスチック等の適正かつ円滑な処理を推進するため、事業実施主体は、事業実施地区等において、「産業廃棄物管理票制度の運用について」、「園芸用使用済みプラスチック適正処理に関する指導について」等に基づき、組織的な回収・処理体制の整備がなされるよう努めるものとする。

3 セイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理

事業実施主体は、特定外来生物に指定されているセイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理を徹底するため、生産技術高度化施設を整備し、セイヨウオオマルハナバチを飼養する場合には「セイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理の徹底について」等に基づき、野外への逃亡防止等に万全を期すものとする。

4 周辺景観との調和

施設を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和に十分配慮するものとする。

5 PFI法の活用

本対策により、地方公共団体が公益的施設を整備する場合は、PFI法の活用に努めるものとする。

6 管理運営

(1) 管理運営

事業実施主体は、本対策により交付金を受けて整備した施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

(2) 管理委託

施設等の管理は、原則として、事業実施主体が行うものとする。

ただし、事業実施主体が施設等の管理運営を直接行い難しい場合には、原則として、実施地域に係る団体であって、地方農政局長等が適当と認める者に、整備目的が確保される場合に限り、管理運営をさせることができるものとする。

(3) 指導監督

地方農政局長等は、本対策の適正な推進が図られるよう、事業実施主体の長（管理を委託している場合は管理主体の長。）に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講ずるよう、十分

に指導監督するものとする。

(4) 事業名等の表示

本対策により整備した施設等には、本対策名等を表示するものとする。

7 GAPへの対応

本対策において施設等を整備し、GAP認証を取得する場合にあつては、食品安全や環境保全、労働安全等といった持続可能性の確保の観点から、仕様や配置に十分に留意するものとする。

8 作業安全対策の実施

事業実施主体は、農作業従事者の安全の確保を推進するため、作業安全対策に係る取組状況の自己点検に努めるものとする。

9 先進技術を活用した省力化・低コスト化等に資する取組の推進

都道府県及び市町村は、「科学技術・イノベーション基本計画」に基づき、農林水産業における生産性革命を推進するため、先進技術を活用してイノベーションを創出することにより、生産現場に実装可能な省力化・低コスト化等に資する取組の推進に努めるものとする。

別表 7 推進事業の交付対象経費

費目	細目	内容	注意点
備品費		<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な試験、検証、調査備品及び機械導入に係る経費 ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る 	<ul style="list-style-type: none"> ・取得価格50万円未満のものに限るものとする。 ・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
システム導入費		<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を実施するために直接必要なシステムの導入に係る経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・取得価格50万円以上のシステムについては、見積書（当該システムを取り扱うのが2社以下の場合を除き、原則3社以上から取得すること）やカタログ等を添付すること。
賃金等		<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金、報酬等については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金、報酬等の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
給与		<ul style="list-style-type: none"> ・会計年度任用職員（フルタイム）に対して地方公共団体が支払う給与 	<ul style="list-style-type: none"> ・「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年5月17日法律第29号。以下「改正法」という。）」による改正後の地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員を対象とする。 ・給与については、「補助事業

			<p>等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
報酬		<ul style="list-style-type: none"> ・会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う報酬 	<ul style="list-style-type: none"> ・改正法による改正後の地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員を対象とする。 ・報酬については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・報酬の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
職員手当等		<ul style="list-style-type: none"> ・会計年度任用職員（フルタイム）に対して地方公共団体が支払う時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、通勤手当、期末手当、特殊勤務手当、地域手当、初任給調整手当、へき地手当 ・会計年度任用職員（パート 	<ul style="list-style-type: none"> ・改正法による改正後の地方公務員法第22条の2第1項第1号及び第2号に規定する会計年度任用職員を対象とする。 ・職員手当等の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画

		タイム) に対して地方公共団体が支払う期末手当	に明記すること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
事業費	会場借料	・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信・運搬費	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・切手は物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料を除く。
	借上費	・事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、通信機器、保冷設備、輸送機器、農業用機械・施設、ほ場等借り上げ経費	
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	資料購入費	・事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。
	原材料費	・事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要の原材料の経費	
	消耗品費	○事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費 ・USBメモリ等の低廉な記憶媒体 ・実証試験、検証等に用いる低廉な器具等 ・本事業の実施のために設置したコンソーシアム等の公印作成費	

旅費	委員旅費	・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査等旅費	・事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費	
	費用弁償	・会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う通勤に係る費用	<ul style="list-style-type: none"> ・改正法による改正後の地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員を対象とする。 ・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること。 ・費用弁償の単価の設定根拠となる資料を添付すること。
謝金		<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
委託費		<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の交付目的たる事業の一部（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）をほかの者に委託するために必要な経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが、必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の50%未満とすること。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役務費		<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要かつそれだけでは本事業 	

		の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工等を専ら行う経費 ・事業を実施するために直接必要な農作業及び農地・農作物等のデータ分析を外部に委託する際に必要な経費並びに農業用機械等を用いたサービスの利用料	
雑役務費	手数料	・事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	租税公課	・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙等の経費	

(注1) 上記の経費であっても以下の場合にあっては、認めないものとする。

- 1 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
- 2 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合

(注2) 交付対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともにほかの事業者の会計と区分することとする。

別表 8 推進事業の配分基準について

成果目標等に関するポイントの内容
○目標値（以下の項目のうち、いずれか一つを選択すること）
<ul style="list-style-type: none"> ・販売額又は所得額の10%以上の増加 <ul style="list-style-type: none"> 20%以上・・・10ポイント 18%以上・・・8ポイント 15%以上・・・6ポイント 13%以上・・・4ポイント 10%以上・・・2ポイント ・契約栽培の割合を10%以上増加させかつ契約栽培の割合全体を50%以上とすること <ul style="list-style-type: none"> 20%以上・・・10ポイント 18%以上・・・8ポイント 15%以上・・・6ポイント 13%以上・・・4ポイント 10%以上・・・2ポイント ・需要減が見込まれる品目・品種からの需要が見込まれる品目・品種への転換率 <ul style="list-style-type: none"> 100%以上・・・10ポイント 95%以上・・・8ポイント 90%以上・・・6ポイント 85%以上・・・4ポイント 80%以上・・・2ポイント ・労働生産性の10%以上の向上 <ul style="list-style-type: none"> 20%以上・・・10ポイント 18%以上・・・8ポイント 15%以上・・・6ポイント 13%以上・・・4ポイント 10%以上・・・2ポイント ・生産から流通・消費段階に至るまでの廃棄ロス率を5%以上削減 <ul style="list-style-type: none"> 15%以上・・・10ポイント 13%以上・・・8ポイント 10%以上・・・6ポイント 8%以上・・・4ポイント 5%以上・・・2ポイント

強い農業づくり総合支援交付金
(食料システム構築支援タイプ)
事業実施計画【推進事業】

(強い農業づくり総合支援交付金(食料システム構築支援タイプ)
実施状況報告兼評価報告書)

事業実施年度： 年度

事業実施主体名：

所在地：

1. 事業実施主体名及び対象品目

事業実施主体名	対象品目

2 事業実施主体の概要

代表者	所属・役職	
	氏名	
担当者	所属・役職	
	氏名	
	電話番号	
	E-mail	

※生産安定・効率化機能の具備・強化のうち輸出対応型産地の育成（別記3のⅠ-1の第1の3の（6）又はⅡ-1の第1の3の（6）の取組）を実施する場合は、以下も記載。

輸出事業計画登録者	所属・役職	
	氏名	

（注）輸出事業計画に登録している者を記入。

3. 事業実施主体の成果目標

成果目標の具体的な内容	目標数値			実績 〇〇年	設定の考え方、検証の方法
	現状値（〇〇年）	目標値（〇〇年）	増減又は割合		

（注）別記3のⅠ-1の第4又はⅡ-1の第4の成果目標の欄から設定した目標を記載。

4. 総括表

支援メニュー	総事業費	負担区分			備考欄
		交付金	自己資金	その他	
(1) 生産安定・効率化機能の具備・強化					
ア 労働力不足等に対応した労働力や農業用機械の調整体制の確立					
イ 生育予測システム等の導入					
ウ 種子・種苗等の供給体制の整備					
エ 新たな栽培技術等の導入・普及					
オ 耕種作物産地基幹施設等整備の効率化					
カ 担い手不在地域への参入・農地利用集積拡大体制の強化					
(2) 供給調整機能の具備・強化					
ア 貯蔵技術等を活用した安定出荷体制の確立					
イ 集出荷調整機能の高度化					
(3) 実需者ニーズ対応機能の具備・強化					
ア GAP・トレーサビリティ手法の導入					
イ 新品種等現地適応性試験の実施					
ウ 導入品種等の加工等適性試験					
エ 品質管理、物流の効率化					
オ 高品質・低コスト流通システムの導入					
カ 輸出対応型産地の育成					
(4) 農業用機械等の導入及びリース導入					
(5) 効果増進・検証事業					
ア 計画策定及び効果検証の取組					
イ 技術等の実証の取組					
(6) その他事業の目的を達成するために必要な取組					
合 計					

(注) 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

5. 事業実施経費

事業内容	金額（円）	内訳	備考（経費の必要性と当該事業の関連性等）
(1) 生産安定・効率化機能の具備・強化			
ア 労働力不足等に対応した労働力や農業用機械の調整体制の			
費目			
イ 生育予測システム等の導入			
費目			
ウ 種子・種苗等の供給体制の整備			
費目			
エ 新たな栽培技術等の導入・普及			
費目			
オ 耕種作物産地基幹施設等整備の効率化			
費目			
カ 担い手不在地域への参入・農地利用集積拡大体制の強化			
費目			
(2) 供給調整機能の具備・強化			
ア 貯蔵技術等を活用した安定出荷体制の確立			
費目			
イ 集出荷調整機能の高度化			
費目			
(3) 実需者ニーズ対応機能の具備・強化			
ア GAP・トレーサビリティ手法の導入			
費目			
イ 新品種等現地適応性試験の実施			
費目			
ウ 導入品種等の加工等適性試験			
費目			
エ 品質管理、物流の効率化			
費目			
オ 高品質・低コスト流通システムの導入			
費目			
カ 輸出対応型産地の育成			
費目			
(4) 農業用機械等の導入及びリース導入			
費目			
(5) 効果増進・検証事業			
ア 計画策定及び効果検証の取組			
費目			
イ 技術等の実証の取組			
費目			
(6) その他事業の目的を達成するために必要な取組			
費目			
合計			

(注1) 「備考」欄には、単価、人数等の根拠（資料名等）について具体的に記載すること。

(注2) 「費目」欄には、別記3のⅡの別表7に掲げる費目を記入すること。

(注3) 適宜、行を追加して記入すること。

別紙様式1号の2別添2

1. 生産安定・効率化機能の具備・強化

(1) 労働力不足等に対応した労働力や農業用機械の調全体制の確立

① 労働力調全体制の確立に必要な調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ その他必要な取組

実施時期	取組の目的及び内容	備考

(2) 生育予測システム等の導入

① 生育予測システム等の導入に必要な調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

(3) 種子・種苗等の供給体制の整備

① 供給体制の整備に必要な調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ 講習会等の開催

開催時期	開催場所	参加予定者	講習会等の内容	備考

④ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

(4) 新たな生産技術等の導入・普及

① 新たな生産技術等の導入・普及に必要な調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ 新たな生産技術等の普及に必要な取組

実施時期	実施場所	普及を行う技術等	対象者	普及の目的、方法	備考

④ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

(5) 耕種作物産地基幹施設等整備の効率化

① 施設整備の効率化に必要な調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

(6) 担い手不在地域への参入・農地利用集積拡大体制の強化

① 担い手不在地域・農地等の参入に必要な調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

添付書類 地域計画や農地台帳等、担い手不在地域や拠点事業者等の農地の利用集積状況がわかるもの

別紙様式1号の2別添3

2. 供給調整機能の具備・強化

(1) 貯蔵技術等を活用した安定出荷体制の確立

① 安定出荷体制確立のために必要な調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

(2) 集出荷調整機能の高度化

① 集出荷調整機能の高度化のための調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

別紙様式1号の2別添4

3. 実需者ニーズ対応機能の具備・強化

(1) GAP・トレーサビリティ手法の導入

① 講習会等の開催

開催時期	開催場所	参加予定者	講習会等の内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ マニュアル等の作成

マニュアル等の名称	作成時期	作成部数	配布対象	内容	備考

④ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

(2) 新品種等現地適応性試験の実施

① 実需者の要望等調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

(3) 導入品種等の加工等適性試験

① 実需者等への調査の実施

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 品質評価等の検討会

開催時期	開催場所	検討会の構成	検討会の内容	備考

③ 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

④ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

(4) 品質管理、物流の効率化

① 実需者が求める荷姿等に関する調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

(5) 高品質・低コスト流通システムの導入

① 高品質・低コスト流通システムの導入に必要な調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

(6) 輸出対応型産地の育成

① 想定する輸出先国・地域及び対象品目

輸出先国・地域名	対象品目名

② 輸出拡大に当たっての課題

--

※①の輸出先への対象品目の輸出拡大を図るに当たって生じている課題のうち、本取組で対応する課題を記載する。

③ 課題解決に必要な取組

--

※課題解決のために本取組で取り組む技術実証等の内容（名称等）を、課題解決にあたり成果目標にどのように寄与するかを含めて記載する。なお、実証技術等の詳細な説明は資料の添付をもって代えることができる。

④ 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

⑤ スケジュール

実施時期	取組内容	備考

※検討会を含め、本取組で取り組む内容を時系列に記載する。

別紙様式1号の2別添5

4. 農業用機械等の導入及びリース導入

(1) 農業用機械等の導入計画

対象機械	機種名		数量		台
	型式名				
	対象作物				
	利用面積				
	<small>現有機の有無 (有の場合:能力・取得年 月・台数など)</small>				
購入価格(税抜き)	[1]				(円)
	うちオプション分 (税抜き)				(円)
購入価格(税込み)	[2]				(円)
購入費交付申請額	[3]				(円)
購入物件保管場所					
備考					

注1: 「購入価格(税抜き)」欄には、下取り価格又は処分益(税抜き)を控除した価格を記入してください。

注2: 「購入費交付申請額」欄には、[1]×1/2以内の額を記入してください。

注3: 「備考」欄には、下取り価格又は処分益(税抜き)を記入してください。

注4: 別紙の調書に必要事項を記入の上、併せて提出してください。

注5: 添付書類は、以下のとおり。

- ① 複数の販売会社の見積書の写し等(全社分)
- ② 農業用機械の導入にあつては、費用対効果分析
- ③ その他地方農政局長等が必要と認める資料

(2) 資材の導入計画

取組内容			事業費 (円)	うち交付金申請額 (円)	備考
具体的内容（資材の名称等を具体的内容を記載）	個数、面積又は員数 等	単価			
合計					

注： 添付書類は、以下のとおり。

- ① 複数の販売会社の見積書の写し等(全社分)
- ② その他地方農政局長が必要と認める資料

(3) 農業用機械等のリース導入

①リース内容

品目名	機械・施設名	仕様 製造会社名 型式	台数・面積	機械・施設管理 者	保管・設置場所	備考

注:対象農業用機械等が複数ある場合には、適宜、行を追加して機械・施設ごとに記入すること。

②導入する農業用機械等の規模決定根拠

農業用機械等 の名称	リース物件価格 (千円)	リースする農業用機械等の選定理由及び規模決定の根拠	備考

注1:「リース物件価格(千円)」の欄には、リースする農業用機械等の販売業者により設定されている小売希望価格(設定されていない場合は一般的な実勢価格(税抜価格))を記入すること。

注2:「リースする農業用機械等の選定理由及び規模決定の根拠」の欄の「規模決定の根拠」では農業用機械等の能力を決定(導入する農業用機械等の能力、台数、単価等)した計算過程をその根拠となる農業用機械等の能力等の具体的な数値を用いて記入すること。

③リース事業者及びリース料の選定方法の計画

選定を行う事業者 (いずれかに○)	指名業者選定の考え方	備考
機械等納入事業者 ・ リース事業者		
入札方式 (いずれかに○)		
一般競争入札 ・ 指名競争入札		

注:「指名業者選定の考え方」の欄は、一般競争入札以外の選定方法で業者を選定した場合、記入すること。

④機械等のリース料等

リース期間	開始月～終了月（※1）	年 月	～	年 月	（月）	備 考
	リース借受日から〇年間（※2）				（年）	
リース物件取得予定価格（消費税抜き）	①				（円）	
リース期間終了後の残存価格（消費税抜き）	②				（円）	
リース料交付申請額	③				（円）	
リース諸費用（消費税抜き）	④				（円）	
消費税	⑤				（円）	
事業実施主体負担リース料（消費税込み） ①－②－③＋④＋⑤				（円）		
リース料交付申請額③は、下記の算式のいずれか小さい額を記入すること（使用した算式に○を記入すること）。						
I リース物件価格 × リース期間 / 法定耐用年数 × 1/2 以内		II （リース物件価格 - 残存価格） × 1/2 以内				

注1：※1及び※2については、いずれかを記入すること。

注2：リース事業者の見積書の写し、費用対効果分析、その他地方農政局長が必要と認める資料等を添付すること。

注3：複数の機械・施設をリース導入する場合、表を追加し、機械・施設ごとに記載すること。

(4) その他事業の目的を達成するために必要な取組

実施時期	取組内容	備考

(5) 「農業分野におけるA I データ契約ガイドラインに関する契約ガイドライン」に則した契約

申請時	実施状況報告時

※「農業分野におけるA I データ契約ガイドラインに関する契約ガイドライン」に則した契約を予定又は締結した場合は、チェックをすること。

(6) オープンAPIへの対応

トラクター、コンバイン又は田植機の導入又はリース導入を希望する場合は、以下の「参考」を御確認の上、導入を希望する農機のメーカーの状況についてチェックを入れてください。

・導入を希望する農機のメーカーが、自社webサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を

整備している

整備していない

(参考) APIを自社webサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を整備している農機メーカー
(令和6年10月時点農林水産省調べ、五十音・アルファベット順で記載)
国内メーカー：井関農機株式会社、株式会社クボタ、三菱マヒンドラ農機株式会社、ヤンマーアグリ株式会社
海外メーカー：AGCO Corporation(Fendt、MASSEY FERGUSON、Valtra)、GLAAS KGaA mbH、
CNH industrial N.V (Case IH, New Holland, Steyr)、Deere & Company(John Deere)、
SDF group(SAME、DEUTZ-FAHR、Lamborghini)

※1 「整備していない」にチェックをした場合は、整備しているメーカーの農機に変更いただくか、導入を希望する農機でなければ事業目的を達成できない旨を別途証明いただく等の対応が必要になります。

※2 なお、「整備していない」にチェックをした場合でも、導入を希望されるトラクター、コンバイン、田植機のメーカーが農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していない場合はメーカーの変更等の対応は不要です。

別紙様式1号の2別添6

5. 効果増進・検証事業

(1) 計画策定等に要する経費

事業実施 主体名	目的	実施時期	事業内容	員数	単価	総事業費				備考
						(円)	国費	自己資金	その他	
合計										

(注) 備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

(2) 効果検証等に要する経費

事業実施 主体名	目的	実施時期	事業内容	員数	単価	総事業費				備考
						(円)	国費	自己資金	その他	
合計										

(注) 備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

(3) 技術等の実証に要する経費

地区名	事業実施 主体名	対象 作物名	実証等 の規模	実証等 の目的	実証等の 実施場所	事業内容 (実証リース機械(能力、台数)等)	総事業費				備考
							(円)	国費	自己資金	その他	
計											
計											
合計											

(注) 備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

効果増進・検証シート

1. 総括表

事業実施主体名	対象品目	実施年度	取組の内容	備考

2. 各取組の内容等

(1) 計画の策定の取組

実施時期	取組内容	取組の効果検証	今後の展開等	備考

(2) 効果検証の取組

実施時期	取組内容	取組の効果検証	今後の展開等	備考

(3) 技術実証の取組

実施時期	技術実証の内容	実証に用いた機器等	取組の効果検証	今後の展開等	備考

強い農業づくり総合支援交付金
(食料システム構築支援タイプ)
事業実施計画書【整備事業】

(強い農業づくり総合支援交付金(食料システム構築支援タイプ)
実施状況報告兼評価報告書)

事業実施年度： 年度

事業実施主体名：

所在地：

整備事業の明細票

1 事業の目的・効果等

ア 事業の目的

※目標達成のために問題・課題となっていることや、課題の解決に向けて必要となる方策等について具体的に記載。
 ※本事業をどのように活用し、どのような姿を目指すのかを具体的に記載。

イ 事業により期待される効果

※施設整備を行うことで得られる効果、目標達成にどのように資するか等具体的に記載。
 ※既存の施設がある場合は、既存の施設がありながら導入する理由を簡潔に記載。

2 対象作物の作付面積及び生産量

対象作物名	現状（○年度）		目標（○年度）		備考
	作付面積	生産量	作付面積	生産量	
	ha	kg	ha	kg	

3 事業実施主体の成果目標

成果目標の具体的な内容	目標数値			実績 ○○年	設定の考え方、検証の方法
	現状値（○○年）	目標値（○○年）	増減又は割合		

4 事業実施予定場所等

施設名等	導入予定場所	面積	用地の取得状況	備考
	市 町 村	番地 m ²		

5 施設利用計画等

ア 施設利用計画

施設名	対象作物名	事業内容 (区分、構造、規格、能力等)	現状 (○年度)	取組後					
				事業実施年(○年度)		2年目(○年度)		3年目(○年度)	
			処理量	処理量	利用率	処理量	利用率	処理量	利用率
			0 kg	0 kg	0 %	kg	%	kg	%

(注1) 新設施設の場合、現状欄は「-」と記載。

(注2) 乾燥調製施設の場合、処理量については規格外を除いた製品ベース(製品水分量)で記入すること。

(注3) 既存施設と併せて使用する場合、取組後の処理量及び利用率(施設の処理量/目標年度の処理量)の欄には上段に導入する施設の数値を、下段に括弧書きで全体施設の数値を記入すること。

イ 施設収支計画

現状 (○年度)				取組後											
				事業実施年(○年度)				2年目(○年度)				3年目(○年度)			
収入	費用	収支差	収支率	収入	費用	収支差	収支率	収入	費用	収支差	収支率	収入	費用	収支差	収支率
千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%

(注1) 新設施設の場合、現状欄は「-」と記載。

(注2) 乾燥調製施設の場合、処理量については規格外を除いた製品ベース(製品水分量)で記入すること。

ウ 施設の貸付に関する計画(事業実施主体以外の者に貸付けることを目的として施設整備する場合のみ記入)

施設名	受益農家戸数	貸付対象	貸付期間	賃貸料設定の考え方	管理の役割分担
		(例) 〇〇運営組合	(例) 年間通じて貸付 水稻収穫期		(例) 通常の保管場所 整備点検の実施者

(注) 貸付対象者が法人又は任意団体の場合は、規約等を添付すること。

6 既存の関連施設の整備状況

対象作物名	施設名	規模・能力 (出荷量、処理量)	過去3カ年の実績						整備年	事業名 (補助事業を活用した場合)
			3年前(○年度)		2年前(○年度)		前年度(○年度)			
			処理量	利用率	処理量	利用率	処理量	利用率		
			kg	%	kg	%	kg	%		

(注1) 既存施設と新設施設の関係について概念図を添付すること。

(注2) 乾燥調製施設の場合、処理量については規格外を除いた製品ベース(製品水分量)で記入すること。

(注3) 「利用率」の欄は、施設の規模・能力(処理量)に対する実績処理量の割合を記入すること。

7 事業費

施設名	事業内容 (工種、施設区分、構造、企画、能力等)	年度別内訳																				完了 (予定)	費用対効果 分析結果 ※計算方法 も記載	
		〇〇年度					〇〇年度					〇〇年度												
		総事業費					総事業費					総事業費												
		(円)	交付金	都道府 県費	市町村 費	その他	(円)	交付金	都道府 県費	市町村 費	その他	(円)	交付金	都道府 県費	市町村 費	その他	(円)	交付金	都道府 県費	市町村 費	その他			

(注1) 設計金額、設計書その他地方農政局長等が必要と認める書類を添付すること。

(注2) 費用対効果分析に当たっては、費用対効果分析通知に定める方法で行うこと。

8 上限事業費(上限事業費が定められている施設を整備する場合のみ記入)

施設名	総事業費 A+B	うち上限事業費対象事業費 A (上限事業費)	上限事業費対象外事業費 B (上限事業費対象外事業内訳)	備考
	千円	千円 上限事業費対象の単位当たり事業費 千円/ha.t.m ² (上限事業費) 千円/ha.t.m ²	千円	

(注1) 施設名は、本要綱別記1のⅡ-1の5に定める施設とする。

(注2) 上限事業費対象事業費Aの欄は、本要綱別記1のⅡ-1の4の(2)に定める上限事業費との比較ができる内容とし、「上限事業費対象の単位当たり事業費」は、当該施設の上限事業費に係る単位当たり事業費を記入する。

(注3) 上限事業費対象事業費Aの欄の下端(上限事業費)は、導入する施設の本要綱別記1のⅡ-1の4の(2)に定める上限事業費を記入する。

(注4) 上限事業費対象事業費については、施設本体の建設及び設置に必要な経費のみを対象とし、選果機を導入する場合は、荷受、箱詰め、出荷に係る設備を含むものとする。

(注5) 上限事業費対象外事業費Bの欄は、補助対象外事業費、消費税、設計費等とする。

(注6) 上限事業費対象の単位当たり事業費が上限事業費を上回る場合は、その理由を備考欄に記載すること。

9 補助対象施設を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の内容

金融機関名	融資名	融資額	償還期間	その他

10 出荷量及び出荷額の見通し

対象作物名	現状	取組後				
		1年目 (○年度)	2年目 (○年度)	3年目 (○年度)	4年目 (○年度)	5年目 (○年度)
	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出
	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務
	円	円	円	円	円	円
	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出
	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務

11 輸出の取組計画

目標年度における国別出荷量及び出荷額の見通し

対象作物名	輸出先国				
	○○	○○	○○	○○	○○
	kg	kg	kg	kg	kg
	円	円	円	円	円

○添付書類

- ①概算設計書、見積書等、事業費の積算根拠となる資料、②費用対効果分析、③施設の規模算定根拠、④施設の能力、稼働期間等の詳細、⑤位置、配置図、平面図、⑥施設の管理運営規程
⑦収支計画、⑧再編利用計画書（既存施設の再編合理化の取組を行う場合）、⑨その他地方農政局等が必要と認める資料等

別紙様式2号の2（別記3のIの第3の1及びIIの第3の1関係）

番 号
年 月 日

〇〇地方農政局長 殿

〔北海道にあつては、北海道農政事務局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

事業実施主体名
所在地
氏名
〔都道府県知事〕

〇〇年度強い農業づくり総合支援交付金（食料システム構築支援タイプ）
事業実施計画の（変更）協議について

強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務次官依命通知）別記3のIの第3の1及びIIの第3の1に基づき、関係書類を添えて協議する。

- （注）
- 1 関係書類として、別紙様式1号の2の事業実施計画を添付すること
 - 2 特認団体の協議にあつては別紙様式3号の2の特認団体協議書を添付すること
 - 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあつては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
 - 4 添付書類のうち、事業実施主体のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別紙様式 2 号の 3（別記 3 の II の第 3 の 1 関係）

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名
所 在 地
氏 名

〇〇年度強い農業づくり総合支援交付金（食料システム構築支援タイプ）
事業実施計画の（変更）協議について

強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第 2890 号農林水産事務次官依命通知）別記 3 の I の第 3 の 1 及び II の第 3 の 1 に基づき、関係書類を添えて協議する。

- (注) 1 関係書類として、別紙様式 1 号の 2 の事業実施計画を添付すること
2 特認団体の協議にあつては別紙様式 3 号の 2 の特認団体協議書を添付すること
3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあつては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
4 添付書類のうち、事業実施主体のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別紙様式 2 号の 4（別記 3 の II の第 3 の 1 関係）

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

都道府県知事

〇〇年度強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第 2890 号農林水産事務次官依命通知）の事業実施計画（変更の）妥当性等の協議について

強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第 2890 号農林水産事務次官依命通知）別記 3 の II の第 3 の 1 の規定に基づき、関係書類を添えて協議します。

記

- (注) 1 関係書類として、別添の事業実施計画を添付すること。
- 2 特認団体の協議にあつては別紙様式第 2 号の特認団体協議書を添付すること
- 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載すること
- 4 添付書類のうち、事業実施主体のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる

別紙様式2号の5（別記3のIの第3の1関係）

番 号
年 月 日

〇〇地方農政局長 殿

（北海道にあつては、北海道農政事務局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長

事業実施主体名
所 在 地
氏 名

〇〇年度強い農業づくり総合支援交付金（食料システム構築支援タイプ）
交付決定前着手届について

強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務次官依命通知）別記3のIの第3の1に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。

事業内容	事業費	着手予定年月日	完了予定年月日	理由

別紙様式2号の6（別記3のⅡの第3の1関係）

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名
所 在 地
氏 名

〇〇年度強い農業づくり総合支援交付金（食料システム構築支援タイプ）
交付決定前着手届について

強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務次官依命通知）別記3のⅡの第3の1に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。

事業内容	事業費	着手予定年月日	完了予定年月日	理由

特 認 団 体 協 議 書

事業実施主体の特認関係

事業実施主体名 (特認団体名)	代表者氏名	所在地	取組名
特認とする理由			

- (注) 1 事業実施主体の定款、規約等を添付すること
2 事業実施主体の事業実施計画書を添付すること
3 必要に応じて地方農政局等が指示した書類等を添付すること
4 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
5 添付書類のうち、事業実施主体のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別紙様式4号の2（別記3のIの第3の2、3及びIIの第3の2、3関係）

番 号
年 月 日

〇〇地方農政局長 殿

（北海道にあつては、北海道農政事務局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長

事業実施主体名

所在地

氏名

〔都道府県知事〕

強い農業づくり総合支援交付金（食料システム構築支援タイプ）の事業実施状況報告（評価報告）（〇〇年度）

強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務次官依命通知）別記3のIの第3の〇及びIIの第3の〇^{（注3）}の規定に基づき、別添のとおり報告する。

- （注）1 関係書類として、別紙様式1号の2を添付すること
2 別記3のIの第3の2及び3又はIIの第3の2及び3による改善措置を講じた場合は、改善措置内容についても、あわせて報告すること
3 事業実施状況報告の場合は、別記3のIの第3の2又はIIの第3の2、評価報告の場合は、別記3のIの第3の3又はIIの第3の3を記載すること。

別紙様式4号の3（別記3のⅡの第3の2、3関係）

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名
所 在 地
氏 名

強い農業づくり総合支援交付金（食料システム構築支援タイプ）の事業実
施状況報告（評価報告）（〇〇年度）

強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務
次官依命通知）別記3のⅡの第3の○^{（注3）}の規定に基づき、別添のとおり報告する。

- （注） 1 関係書類として、別紙様式1号の2を添付すること
2 別記3のⅡの第3の2及び3による改善措置を講じた場合は、改善措置内容についても、あわせて報告すること
3 事業実施状況報告の場合は、別記3のⅡの第3の2、評価報告の場合は、別記3のⅡの第3の3を記載すること。

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名

強い農業づくり総合支援交付金（食料システム構築支援タイプ）の事業実施に関する改善計画について

〇〇年度において実施した強い農業づくり総合支援交付金について、当初事業実施計画の成果目標の達成等が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

【記入要領】

目標年度の成果目標の全部または一部が達成されていない場合は、上記の1、2に記入し、施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていない場合は、上記の1、3、4、5に記入すること。

記

- 1 事業の導入及び取組の経過
- 2 当初事業実施計画の成果目標が未達成となった理由及び達成に向けた取組

成果目標	目標年度における成果目標の達成率 及び 未達成となった理由等		目標達成に向けた取組
	達成率	未達成となった理由等	

3 施設等の利用の実績及び改善計画

(改善計画は、3カ年の計画とし、下記の様式により作成すること。事業実施状況報告書の写しを添付すること。)

整備事業	指標	事業実施後の状況					改善計画			
		目標 (年)	計画 策定時 (年)	1年目 (年)	2年目 (年)	3年目 (年)	改善計 画策定 (年)	1年目 (年)	2年目 (年)	改 善 目 標 (年)
施設 整備	利用量 (t、kg等)									
	利用率 (%)									
	収支差 (千円)									
	収支率 (%)									
	累積赤字 (千円)									

- (注) 1 利用率は当該年度の数字を目標年度で除して求める。
 2 収支率は、収入／支出×100とする。
 3 目標年が4年以上の取組等、必要に応じて、適宜欄を追加して記入すること。

4. 改善方策

(事業実施状況報告書の事業効果及び改善方策の欄を参照し、問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。)

5. 改善計画を実施するための推進体制

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名

強い農業づくり総合支援交付金（食料システム構築支援タイプ）の事業実施に関する改善計画について

〇〇年度において実施した強い農業づくり総合支援交付金について、当初事業実施計画の成果目標の達成等が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

【記入要領】

目標年度の成果目標の全部または一部が達成されていない場合は、上記の1、2に記入し、施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていない場合は、上記の1、3、4、5に記入すること。

記

- 1 事業の導入及び取組の経過
- 2 当初事業実施計画の成果目標が未達成となった理由及び達成に向けた取組

成果目標	目標年度における成果目標の達成率 及び 未達成となった理由等		目標達成に向けた取組
	達成率	未達成となった理由等	

3 施設等の利用の実績及び改善計画

(改善計画は、3カ年の計画とし、下記の様式により作成すること。事業実施状況報告書の写しを添付すること。)

整備事業	指標	事業実施後の状況					改善計画			
		目標 (年)	計画 策定時 (年)	1年目 (年)	2年目 (年)	3年目 (年)	改善計 画策定 (年)	1年目 (年)	2年目 (年)	改 善 目 標 (年)
施設 整備	利用量 (t、kg等)									
	利用率 (%)									
	収支差 (千円)									
	収支率 (%)									
	累積赤字 (千円)									

- (注) 1 利用率は当該年度の数字を目標年度で除して求める。
 2 収支率は、収入／支出×100 とする。
 3 目標年が4年以上の取組等、必要に応じて、適宜欄を追加して記入すること。

4. 改善方策

(事業実施状況報告書の事業効果及び改善方策の欄を参照し、問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。)

5. 改善計画を実施するための推進体制

別記1 産地基幹施設等支援タイプ (案) ～関連部分を抜粋～

II 産地競争力の強化

II-1 産地収益力の強化に向けた総合的推進

4 採択要件

(1) 本要綱第3の2の(1)の別に定める成果目標の内容及び達成すべき成果目標の基準は、配分基準通知の別表1-1-①及び1-2-①において定めるものとし、達成すべき成果目標基準を満たすことが見込まれる類別を2つまで設定すること。

(2) 事業の交付対象上限事業費

本要綱別表1のIのメニューの欄の1の(1)のうち次に掲げる施設にあつては、その額を超える部分について、交付の対象外とする。

ただし、地域の実情等やむを得ない事由により、交付対象上限事業費(以下「上限事業費」という。)を超えて施工する必要があると都道府県知事が特に認めた場合にあっては、各都道府県への交付金の配分額の中からこの額を超えて交付対象とすることができるものとする。

事業の内容		上限事業費
育苗施設	水稲(種子用を除く。)育苗施設に限る。	育苗対象面積1ヘクタールにつき1,243千円。ただし、100ヘクタール未満の場合は2,209千円
乾燥調製施設	種子用を除く。	計画処理量1トンにつき563千円
穀類乾燥調製貯蔵施設	種子用を除く。	米にあつては計画処理量1トンにつき625千円 麦にあつては計画処理量1トンにつき610千円
農産物処理加工施設(土地利用型作物)		計画処理量1トンにつき6,143千円
農産物処理加工施設(茶)	仕上茶加工機(抹茶)を整備する場合を除く。	原料の計画処理量1トンにつき2,088千円
集出荷貯蔵施設(りんご)	選果機以外	計画処理量1トンにつき525千円
	選果機(外部品質センサーと内部品質センサーを同時に整備するラインを除く。)	計画処理量1トンにつき135千円
集出荷貯蔵施設(なし)	外部品質センサーと内部品質センサーを同時に整備するラインを除く。	計画処理量1トンにつき373千円
集出荷貯蔵施設(かんきつ)	選果機以外	計画処理量1トンにつき236千円
	選果機(外部品質センサーと内部品質センサーを同時に整備するラインを除く。)	計画処理量1トンにつき90千円 ただし、計画処理量5千トン未満の場合は135千円
集出荷貯蔵施設(野菜)	きゅうり、なす、トマト及びピーマンに限る。	計画処理量1トンにつき336千円 ただし、150g未満のトマトにあつては計画処理数量1トンに

		つき760千円
産地管理施設	色彩選別機	計画処理量1トンにつき90千円
農作物被害防止施設	防霜施設	8,833千円/ha
	防風施設	57,918千円/ha
生産技術高度化施設	低コスト耐候性ハウス（軒高が3.5m以上のものを除く。）	51千円/m ²
	ほ場内地下水位制御システム	3,917千円/ha
	菌類栽培施設（マッシュルームを除く。）	生産量1トンにつき3,979千円
	菌床製造施設（マッシュルームを除く。）	生産量1万個につき11,438千円
種子種苗生産関連施設（土地利用型作物）		計画処理量1トンにつき1,385千円
種子種苗生産関連施設（野菜）	温室（軒高が3.5m以上のものを除く。）	44千円/m ²
有機物処理利用施設	堆肥等生産施設	計画処理量1トンにつき664千円
家畜飼養管理施設	肉用牛舎（ストール等附帯部分を除く。）	48千円/m ²
	乳用牛舎（ストール等附帯部分を除く。）	成牛用80千円/m ² 哺育育成牛用83千円/m ²
	一般豚舎（ストール等附帯部分を除く。）	69千円/m ²
	分娩豚舎（ストール等附帯部分を除く。）	69千円/m ²
	ウインドレス鶏舎（ケージ等附帯部分を除く。）	68千円/m ²
	家畜改良施設	300千円/m ²
	畜産新技術に係る施設	312千円/m ²
畜産物処理加工施設	産地食肉センター	9,697千円×1日当たりの処理能力頭数（牛及び馬は1頭につき豚4頭に換算する。以下「肥育豚換算」という。） 輸出に向けた体制整備の実施の取組の場合は、11,811千円×1日当たりの処理能力頭数（肥育豚換算） ただし、5の畜産物施設整備の畜産物処理加工施設の産地食肉センターの交付対象基準の（c）のただし書きに基づき、都道府県知事が地域の实情により特に必要と認めた場合であって、1日当たりの処理能力頭数（肥育豚換算）が560頭未満の場合は、12,607千円×1

			日当たりの処理能力頭数（肥育豚換算） 輸出に向けた体制整備の実施の取組の場合は、15,540千円×1日当たりの処理能力頭数（肥育豚換算）
	食鳥処理施設		249千円×1日当たりの処理能力
	鶏卵処理施設		125千円×1年当たりの処理能力
家畜市場			6,901千円×子牛市場の開催日1日当たりの取引頭数
家畜排せつ物処理利用施設	屋根掛け	500㎡未満	71千円/㎡
		500㎡以上	67千円/㎡
	尿貯留施設	1,000m³未満	55千円/m³
		1,000m³以上	26千円/m³
飼料作物（飼料用米を含む。）関連施設	バンカーサイロ		10千円/m³
	乾草舎		63千円/㎡
	飼料調製施設		69千円/㎡
	飼料分析指導室		280千円/㎡
	栄養分析器		9,900千円/台
	ミネラル分析器		1,170千円/台
	土壌分析器		630千円/台

(注) 1 施設については施設本体の建設及び設置に必要な経費を対象とし、消費税、代行施行管理料、製造請負管理料、実施設計費及びその他諸経費は上限事業費の算定対象としない。

- 2 選果機には荷受け、箱詰め、出荷に係る設備を含む。
 - 3 配分基準通知第1の2の(1)のアに規定する優先枠のうち、中山間地域の競争力強化に向けた体制整備の取組であって、地域別農業振興計画に基づき行われる取組の上限事業費は、上記の1.3倍（小数点第1位を四捨五入）とする。
 - 4 配分基準通知第1の2の(2)のウに規定する取組の上限事業費は、上記の1.5倍（小数点第1位を四捨五入）とする。
- (3) 本要綱別表1のIの採択要件の欄の1の(4)の別記1に定める場合は、次に掲げる場合とする。

ア 環境保全の取組のうち小規模公害防除を実施する場合

ただし、本要綱別記1のII-1の第2の1の(28)の地域において実施する土壌土層改良と併せて行う、同地域の区域外で実施する農道整備、ほ場整備（区画整理及びこれに付帯する事業をいう。）及びかんがい用排水施設の新設又は改修については、費用対効果の算定を行うものとする。

イ 北大東島及び南大東島に所在する国内産糖事業者が農産物処理加工施設を整備する場合であって、立地条件により建設コストが相当程度増加する場合

ウ 土づくりの取組のうち被災農地の地力回復に取組む場合

- (4) 本要綱別表1のIの採択要件の欄の1の(5)に定める総事業費に満たない場合であっても、本要綱第4の3に定める費用対効果分析を実施し、都道府県知事及び地方農政局長等が、地域の実情により必要と認めるとき（都道府県知事は理由書を作成し、Iの第3の2の(2)に定める協議を行うものとする。）は、当該事業を実施できるものとする。

(5) 面積要件等

ア 本要綱別表1のIの採択要件の欄の1の(3)の別記1に定める事業対象作物の作付(栽培)面積要件は、おおむね次に掲げる規模以上であることとする。

ただし、環境保全の取組、有機農業の取組及び土づくりの取組(科学的データに基づく土づくり及び被災農地の地力回復)については、この限りでない。

取組名	品目	面積要件	留意事項
土地利用型作物	稲	50ヘクタール	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、受益地区の水田面積の2分の1以上において、おおむね10アール以上の区画整理が行われていること又は本対策の実施時において、水田の都道府県営ほ場整備事業団体営ほ場整備事業等について、実施年次等が具体的に定められている計画が樹立されているものとする。 ・受益地区内に水田がある場合は次に掲げる(a)又は(b)の要件を満たす地区であること。 なお、受益地区が複数の水田フル活用ビジョン等を策定する地区を含む場合は、5割以上の地区において次に掲げる(a)又は(b)の要件を満たしていること。 (a) 受益地区内の水田において生産される事業対象作物の作付面積の3分の2以上が1ヘクタール以上に団地化されることが確実であること。 (b) 事業の受益地区が事業対象作物の2以上の主要作業を3ヘクタール以上実施している担い手が存在する地区であって、さらに、地区内のおおむね5割以上の事
	麦	北海道：60ヘクタール 都府県：30ヘクタール	
	豆類		
	大豆	20ヘクタール	

			業対象作物の主要作業が集積されることが確実であること。
	雑豆 落花生	北海道：25ヘクタール 都府県：10ヘクタール	・種子に係る施設を整備する場合も同じとする。
	子実用とうもろこし	5ヘクタール	・原則として、受益地区の水田面積の2分の1以上において、おおむね10アール以上の区画整理が行われていること又は本対策の実施時において、水田の都道府県営ほ場整備事業団体営ほ場整備事業等について、実施年次等が具体的に定められている計画が樹立されているものとする。
	種子		・原種又は原原種の場合は、当該原種又は原原種を播種する種子生産ほ場の面積とする。
	稲	種子生産ほ場の面積が25ヘクタール	
	麦	種子生産ほ場の面積が15ヘクタール	
	大豆	種子生産ほ場の面積が5ヘクタール	
畑作物・地域特産物	いも類 ばれいしょ	北海道：50ヘクタール（ただし、でん粉原料用については、複数市町村にまたがる広域的な産地の場合は、構成する市町村数に50ヘクタールを乗じた面積） 都府県：25ヘクタール（ただし、でん粉原料用については、複数市町村	

		にまたがる広域的な産地の場合は、構成する市町村数に25ヘクタールを乗じた面積)	
	かんしょ	25ヘクタール（ただし、でん粉原料用については、複数市町村にまたがる広域的な産地の場合は、構成する市町村数に25ヘクタールを乗じた面積。）	
	ばれいしょ	北海道：25ヘクタール 都府県：10ヘクタール	・種子種苗生産関連施設を整備する場合とする。
茶		10ヘクタール ただし、事業を効果的に実施できる程度にほ場が集団化されていること又は集団化されることが確実と見込まれること。	
てん菜		50ヘクタール ただし、事業実施地区が指定地域（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第19条第1項の指定地域をいう。以下さとうきびにおいて同じ。）の区域内にあること。	
さとうきび		10ヘクタール ただし、事業実施地区が指定地域の区域内にあること。	
こんにゃく		10ヘクタール ただし、種苗用については30ヘクタール	・地域特産物の栽培ほ場が事業を効率的に実施できる程度に集団化しているこ

	そば	5ヘクタール	と又は集団化することが 確実と見込まれること。
	ハトムギ	10ヘクタール ただし、1ヘクタール以上の団地の合計面積が地区内作付面積のおおむね50パーセント以上であること又はそのための計画が策定されていること。	
	葉たばこ なたね ホップ	10ヘクタール	
	染料作物	5ヘクタール	
	その他地域特産物	2ヘクタール	
	蚕	集団化かつ使用している桑園が2ヘクタール以上、かつ、当該桑園に近接する使用桑園を含めて10ヘクタール以上のまとまりがあること。 なお、クヌギ等桑以外の飼料樹園地にあつては、1ヘクタール以上であることとする。	
果樹	果樹農業振興特別措置法施行令（昭和36年政令第145号。以下同じ。）第2条に定める果樹で露地栽培のもの	10ヘクタール ただし、種子種苗生産関連施設を整備する場合にあつては、かんきつ類で100ヘクタール、落葉果樹で50ヘクタールとする。 なお、都市近郊地域（「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成13年11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知。以下同じ。）の農業地域類型区分別基準	

		<p>指標において、都市的地域に分類されている地域を含む市町村をいう。以下同じ。)において事業を実施する場合にあっては2ヘクタールとする。</p> <p>ただし、生産緑地が主たる対象である場合にあっては、生産緑地の面積が5アール以上であることとする。</p>	
	果樹農業振興特別措置法施行令第2条に定める果樹で施設栽培のもの	<p>5ヘクタール</p> <p>ただし、種子種苗生産関連施設を整備する場合にあっては、かんきつ類で100ヘクタール、落葉果樹で50ヘクタールとする。</p> <p>なお、都市近郊地域において事業を実施する場合にあっては50アールとする。</p> <p>ただし、生産緑地が主たる対象である場合にあっては、生産緑地の面積が5アール以上であることとする。</p>	
	上記以外の果樹	<p>3ヘクタール</p> <p>なお、都市近郊地域において事業を実施する場合にあっては30アールとする。</p> <p>ただし、生産緑地が主たる対象である場合にあっては、生産緑地の面積が5アール以上であることとする。</p>	
野菜	露地野菜	<p>10ヘクタール</p> <p>ただし、沖縄県にあっては5ヘクタールとする。</p> <p>なお、都市近郊地域において事業を実施する場合にあっては2ヘクタールとする。</p>	

		ただし、生産緑地が主たる対象である場合にあつては、生産緑地の面積が5アール以上であることとする。	
	施設野菜	5ヘクタール なお、都市近郊地域において事業を実施する場合にあつては50アールとする。 ただし、生産緑地が主たる対象である場合にあつては、生産緑地の面積が5アール以上であることとする。	
花き	露地花き	5ヘクタール なお、都市近郊地域において事業を実施する場合にあつては2ヘクタールとする。 ただし、生産緑地が主たる対象である場合にあつては、生産緑地の面積が5アール以上であることとする。	
	施設花き	3ヘクタール なお、都市近郊地域において事業を実施する場合にあつては50アールとする。 ただし、生産緑地が主たる対象である場合にあつては、生産緑地の面積が5アール以上であることとする。	

イ 中山間地域等において事業を実施する場合にあつては、上記にかかわらず、事業対象作物の作付（栽培）面積がおおむね次に掲げる規模以上であることとする。

なお、中山間地域等とは、次に掲げる地域とする。

(ア) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき、振興山村に指定された地域

(イ) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定によ

り読み替えて適用する場合を含む。）、第41条第1項若しくは第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。）、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）

- (ウ) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき、離島振興対策実施地域として指定された地域
- (エ) 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき、半島振興対策実施地域に指定された地域
- (オ) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号。以下「特定農山村法」という。）第2条第1項に規定する特定農山村地域として公示された地域
- (カ) 棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定に基づき、指定棚田地域として指定された地域
- (キ) 「農林統計に用いる地域区分の制定について」において、中間農業地域及び山間農業地域に分類されている地域

取組名	品目	面積要件	留意事項
土地利用型作物	稲、麦	10ヘクタール ただし、原則として、受益地区の水田面積の2分の1以上において、おおむね10アール以上の区画整理が行われていること又は本対策の実施時において、水田の都道府県営ほ場整備事業、団体営ほ場整備事業等について、実施年次等が具体的に定められている計画が樹立されているものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・受益地区内に水田がある場合は次に掲げる（a）又は（b）の要件を満たす地区であること。なお、受益地区が複数の水田フル活用ビジョン等を策定する地区を含む場合は、5割以上の地区において次に掲げる（a）又は（b）の要件を満たしていること。 （a）受益地区内の水田において生産される事業対象作物の作付面積の3分の2以上が1ヘクタール以上に団地化されることが確実であること。 （b）事業の受益地区が事業対象作物の2以上の主要作業を3ヘクタール以上実施している担い手が存在する地区であって、さらに、地区内
	豆類		
	大豆	10ヘクタール ただし、付加価値の高い大豆生産を実施していること又は実施することが確実と見込まれること。	

			のおおむね5割以上の事業対象作物の主要作業が集積されることが確実であること。
	雑豆 落花生	北海道：25ヘクタール 都府県：10ヘクタール	・種子に係る施設を整備する場合も同じとする。
		2ヘクタール	・付加価値を高めること等により新たな需要が見込まれる場合とする。
	子実用とうもろこし	2ヘクタール	
	種子（稲）	種子生産ほ場の面積が10ヘクタール	・原種又は原原種の場合は、当該原種又は原原種を播種する種子生産ほ場の面積とする。
畑作物・地域特産物	ばれいしょ	北海道：25ヘクタール 都府県：10ヘクタール	
		北海道：10ヘクタール 都府県：5ヘクタール	・付加価値を高めること等により新たな需要が見込まれる場合とする。
	かんしょ	10ヘクタール	
		5ヘクタール	・付加価値を高めること等により新たな需要が見込まれる場合とする。
	茶	5ヘクタール	
	てん菜	20ヘクタール ただし、事業実施地区が指定地域（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第19条の指定地域をいう。）の区域内にあること。	

	なたね こんにやく ホップ	5ヘクタール	
	染料作物	3ヘクタール	
果樹	果樹農業振興特別 措置法施行令第2 条に定める果樹で 露地栽培のもの	10ヘクタール	
	果樹農業振興特別 措置法施行令第2 条に定める果樹で 施設栽培のもの	5ヘクタール	
	上記以外の果樹	3ヘクタール	
野菜	露地野菜	5ヘクタール	
	施設野菜	3ヘクタール	
花き	露地花き	3ヘクタール	
	施設花き	2ヘクタール	

ウ 配分基準通知第1の2の(1)のアに規定する優先枠のうち、中山間地域の競争力強化に向けた体制整備の取組であって、地域別農業振興計画に基づき行われるものについては、都道府県知事が、中山間地域の競争力強化のために特に必要と認める場合に限り、ア及びイの定めによらず、本対策に取り組むことができるものとする。

エ 野菜、花き及び果樹の取組において種子種苗を対象とする場合におけるア及びイの面積は、種子種苗の供給先農業者の受益面積とすることができるものとする。

5 産地基幹施設等の基準

本要綱別表1のIのメニューの欄の1の(1)のアからオまでに定める施設等(耕種作物小規模土地基盤整備、飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備、耕種作物産地基幹施設整備、畜産物産地基幹施設整備、農業廃棄物処理施設整備)については、次のとおりとする。

産地基幹施設等	交付対象基準
耕種作物小規模土地 基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村又は事業実施地区全体の土地基盤整備の計画に留意しつつ、事前に土地改良事業を実施する土地基盤関係部局との調整を十分に行うものとする。 ・受益面積は、原則として1ヘクタール以上5ヘクタール未満とする。 ただし、果樹及び茶の取組のうち、土地改良事業(農山漁村振興交付金実施要領(平成28年4月1日付け27農振第2326号農林水産省農村振興局長通知)別紙1の別表の1の(1)の基盤整備)において、助成対象とならない優良品種系統等への改植・高接及びこれと一体的に行う園地改良にあつては、上記に定める事業規模以上についても実施できるものとする。 また、環境保全の取組のうち小規模公害防除の受益面積は、10ヘクタール未満とする。 ・地域の実情等に応じ、事業費の低減を図るため適切と認める場合には、直営施工を推進するものとする。 ・用地の買収若しくは賃借に要する費用又は補償費については、「土地改良事業に伴う用地等の取得及び損失補償要綱について」(昭和38年3月23日付け農地第251号(設)農林省農地局長通知)を準用するものとする。 ・水田農業構造改革対策実施要綱に基づく水田農業構造改革対策の円滑な推進を図るため、極力、通年施行方式(水田農業構造改革対策実施要綱別紙1の第5の1の(3)の土地改良通年施行をいう。)により行うものとする。 ・耕作道等を整備する場合にあつては、「かんきつ産地緊急対策事業に係る農道整備について」(平成元年7月7日付け元農蚕第4392号農林水産省農蚕園芸局長通知)に準ずるものとする。 ・環境保全の取組のうち小規模公害防除を実施する場合にあつては、ほ場整備、暗きょ施工及び土壌土層改良を実施できるものとする。 ・環境保全の取組のうち地球温暖化対策・環境保全型農業を実施する場合にあつては、暗きょ施工及び土壌土層改良を実施できるものとする。 ・土づくりの取組(科学的データに基づく土づくり及び被災農地の地力回復)を実施する場合にあつては、土壌土層改良を実施できるものとする。
ほ場整備	
園地改良	<ul style="list-style-type: none"> ・茶を対象とする場合、作業の機械化による省力化及び低コスト化を前提とし、既存園の整理に伴う処理、うね向き変更等をいうものとする。
優良品種系統等への改植・高接	<ul style="list-style-type: none"> ・果樹を対象とする場合、優良品種系統等への改植又は高接の農業経営上の損失を踏まえ、当該地域の品種構成、対象となる園地の樹齢及び樹勢等を勘案し、長期的にみてどちらの手法がより効果的であるかを十分検

討の上、次に掲げる（a）から（e）までに定めるところにより実施できるものとする。

（a）優良品種系統等への改植・高接の実施に当たっては、傾斜地に立地することが多い果樹産地の実状にかんがみ、労働生産性の向上による中長期的な産地の維持及び発展を図る観点から、園地改良との一体的な実施や、耕作道等について、特に留意するものとする。

（b）交付対象とする「優良品種系統等」は、「果樹農業振興基本方針」（平成27年4月27日公表）及びその関連通知並びに都道府県が定める計画並びに果樹産地構造改革計画に即したものとする。

なお、当該地域の自然的条件並びに極早生みかん対策に係る計画の策定及びその取組状況等から、高品質果実生産が確実に行われると認められる場合を除き、「優良品種系統等」には極早生みかん系統を含まないものとする。

（c）優良品種系統等であっても、原則として、転換元と同じ品種系統等への転換は対象としないものとする

ただし、わい化栽培等客観的なデータに基づき大幅な生産性向上に資すると都道府県知事が認める技術を新たに導入する場合にあっては、この限りではない。

（d）園地の移動を伴う場合は、移動元の園地に該当する面積のみを交付対象とするものとする。

（e）事業実施主体は、優良品種系統等への改植・高接の対象となった園地の管理状況の把握に努め、受益農業者又はその後継者等により、継続的な営農及び適正な管理が行われるよう、継続的に指導を実施するものとする。

・茶の場合にあっては、茶の需要動向を踏まえ、より付加価値の高い、特色ある種の導入を図ることを基本とし、当該産地の品種構成についても十分に検討の上、次に掲げる（a）から（c）までに定めるところにより実施できるものとする。

（a）事業の実施に当たっては、園地改良と一体的に実施する場合、病虫害の伝染源となる恐れがあると認められる場合その他の特に必要が認められる場合に限るものとする。

（b）交付の対象とする「優良品種系統等」とは、農林水産省登録品種、都道府県の育成品種等とする。

なお、優良品種系統等であっても、転換元と同じ品種への改植については、原則として交付対象外とするものとする。

ただし、摘採作業の効率性の大幅な向上に資する機械化又は共同化等により、品種の分散によることなく、茶園管理の十分な生産性が確保されると都道府県知事が認める場合にあっては、この限りではない。

（c）園地の移動を伴う場合は、移動元の園地に該当する面積のみを交付対象とする。

・桑の場合にあっては、園地改良等と一体的に実施する場合、病虫害の伝染源となるおそれがあると認められる場合、品種構成の適正化を推進する場合及びその他の特に必要が認められるものに限るものとする。

暗きょ施工	
土壌土層改良	<ul style="list-style-type: none"> <p>・浅層排水、心土破碎、石れき除去、客土、心土肥培、混層耕等を実施できるものとする。</p> <p>ただし、水稻のカドミウムの吸収抑制のための土壌改良資材の散布については事業対象としない。</p> <p>・環境保全の取組のうち地球温暖化対策・環境保全型農業において、土壌土層改良を対象として事業を実施する場合にあっては、土壌機能の増進に係る（a）及び（b）に定める要件を満たす地域であることとする。</p> <p>（a）地力増進法第4条に基づく地力増進地域内又は地力増進地域に準ずる地域にあること。</p> <p>（b）地力増進法第3条に基づく地力増進基本指針のⅡの第1の1、同第2の1及び第3の1において定められている「土壌の性質の基本的な改善目標」又は都道府県が地域の実情に応じて定めている土壌の性質の改善目標を満たしていない農地面積がおおむね次の規模以上であること。</p> <p>ただし、離島（離島振興法第2条の規定により指定された離島振興対策実施地域及びこれに準ずる地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島並びに小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条第1項に規定する小笠原諸島及び沖縄県をいう。）及び山間へき地（山村振興法第7条に基づき指定された振興山村及びこれに準ずる地域をいう。）内にあり、かつ、地形等の自然条件によってまとまった農用地が確保できない地域にあっては、おおむね1ヘクタール以上とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 都府県の場合 10ヘクタール ii 北海道の場合 20ヘクタール <p>・土壌土層改良と併せて行うことが技術的又は経済的に必要かつ妥当と認められる農道整備、ほ場整備（区画整理及びこれに付帯する事業をいう。）及び暗きょ施工を実施できるものとする。</p> <p>また、土壌土層改良のうち、土地改良事業において、助成対象とならない石れき除去、水田フル活用ビジョンに基づき施策を実施する場合以外の浅層排水及び心土肥培にあっては、5ヘクタール以上の事業規模についても実施できるものとする。</p> <p>・環境保全の取組のうち小規模公害防除については、土壌土層改良に加え、次に掲げる事業も実施できるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> （a）ため池、頭首工、揚水機、水路、集水きょその他水源を転換するための施設の新設又は改修 （b）かんがい用排水施設の新設又は改修 （c）農用地間の地目変換のための事業
飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備	
飼料作物作付条件整備	
耕作道整備	

雑用水施設整備	
飼料生産ほ場整備	
牧草地及び飼料畑等造成整備	・牧草地の整備については、当該牧草地が造成は種後5年以上経過しているものを対象とするものとする。
排水施設等整備	
隔障物整備	
放牧利用条件整備	
耕作・放牧道整備	
雑用水施設整備	
隔障物整備	
放牧牛管理施設整備	・放牧牛の衛生管理等のために必要な施設とする。
放牧地・放牧林地整備	
放牧拡大整備	・集約放牧等の技術を導入するモデル経営の実証展示等に必要な利用条件整備等
野草地整備	・野草地における産草量の維持増進のために行う立木等の伐採及び牧草導入等による整備
未利用地活用放牧拡大整備	<p>・未利用地を蹄耕法等による不耕起で放牧地等として活用する整備等</p> <p>・なお、本要綱別表1のIの交付率の欄の1のただし書の別記1に定める場合及び額は、次に掲げる(a)から(c)までのとおりとする。</p> <p>(a) 傾斜地等活用整備(傾斜地等を蹄耕法等により草地に造成する。)にあつては、造成・整備面積10アール当たり70,000円を上限として交付できる。</p> <p>(b) 野草放牧地整備(未利用野草地等を活用した野草放牧地の整備を行う。)にあつては、造成・整備面積10アール当たり、10,000円を上限として交付できる。</p> <p>(c) 耕作放棄地活用整備(耕作放棄地等を刈払機等により放牧地に整備する。)にあつては、造成・整備面積10アール当たり、50,000円を上限として交付できる。</p>
公共牧場運営基盤整備	<p>・公共牧場の効率的及び広域的利用、公共牧場間の業務分担等による牧場利用の再編成を推進するためのものとする。</p> <p>・本要綱別表1のIの事業実施主体の欄の1の(1)のただし書の別記1に定める飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備は当該施設とする。</p>
耕作・放牧道整備	
雑用水施設整備	
隔障物整備	
放牧牛管理施設整備	・放牧牛の衛生管理等のために必要な施設とする。
放牧地・放牧林地整備	
放牧拡大整備	・集約放牧等の技術を導入するモデル経営の実証展示に必要な利用条件整備等とする。
野草地整備	・野草地における産草量の維持増進のために行う立木等の伐採及び牧草導

	入等による整備とする。
公共牧場の効率的利用及び再編成に必要な施設	
水田飼料作物作付条件整備	
排水対策	
土壌改良・診断	
ほ場区画拡大	
高収量草種・品種の導入	
障害物除去	
耕種作物産地基幹施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ・野菜の取組を対象として、消費者団体及び市場関係者が産地管理施設を整備する場合については、次に掲げる全ての要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 事業の実施に向けて、関係機関・団体の連携体制が整備されていること。 (b) 事業の実施に向けて、事業実施主体の体制・規模が整備されていること。 ・次に掲げるものは、交付の対象外とするものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ①フォークリフト（回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きフォークリフトを除く。）、②パレット、③コンテナ（プラスチック製通い容器又は荷受調整用のものに限る。）、④可搬式コンベヤ（当該施設の稼働期間中常時設置されるものであり、かつ、据付方式のものとは比べて同等以上の性能を有するものを除く。）、⑤作業台（土壌分析用等に用いる実験台を除く。）、⑥育苗箱、⑦運搬台車、⑧可搬式計量器（電子天秤を除く。）、⑨ざ桑機、⑩自動毛羽取機
育苗施設	
床土及び種もみ処理施設	
播種プラント	
出芽施設	
接ぎ木装置	
幼苗活着促進装置	
緑化及び硬化温室	
稚蚕飼育施設	<ul style="list-style-type: none"> ・飼育能力は、おおむね400箱以上とする。 ・清浄生育環境施設であるものとし、人工飼料育稚蚕飼育施設に限るものとする。
特定蚕品種供給施設	
附帯施設	
乾燥調製施設	<ul style="list-style-type: none"> ・土地利用型作物、土地利用型作物の種子並びに地域特産物に係る施設とする。 ・既存の施設に集排じん設備、ばら出荷施設、もみがら処理加工施設及び通気貯留ビンを整備すること並びに乾燥能力の増強及び調製能力の高

	<p>度化を含むものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豆類についての処理能力は、年間100トン以上とする。ただし、黒大豆等国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領（平成19年3月30日付け18生産第6009号農林水産省生産局長通知。以下同じ。）に基づき、生産者団体等が作成する国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画の対象外で販売される豆類は、この限りではない。
荷受施設	
乾燥施設	<ul style="list-style-type: none"> ・乾燥機（穀物用循環型）を整備する際は、「補助事業等によって導入する農業機械の選定について」（令和6年9月24日付6農産第2268号農林水産事務次官依命通知）の定めるところによるものとする。
調製施設	
出荷施設	
集排じん設備	
処理加工施設	<ul style="list-style-type: none"> ・精米施設、製粉施設、もみがら処理加工施設を含む。
附帯施設	
穀類乾燥調製貯蔵施設	<ul style="list-style-type: none"> ・土地利用型作物及び土地利用型作物の種子に係る施設とする。 ・整備に当たっては、「大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について」（平成5年10月26日付け5農蚕第6517号農林水産省農蚕園芸局長通知）等によるものとする。 ・既存の施設に集排じん設備、均質化施設、ばら出荷施設、もみがら処理加工施設及び貯蔵乾燥ビン（通気貯留ビンを含む。）を整備すること並びに乾燥能力の増強及び調製・貯蔵能力の高度化を含むものとする。 ・豆類についての処理能力は、年間100トン以上とする。 ただし、黒大豆等国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領に基づき、生産者団体等が作成する国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画の対象外で販売される豆類は、この限りではない。 ・子実用とうもろこしの処理能力は、年間50トン以上とする。
荷受施設	
一時貯留施設	
乾燥施設	<ul style="list-style-type: none"> ・乾燥機（穀物用循環型）を整備する際は、「補助事業等によって導入する農業機械の選定について」（令和6年9月24日付6農産第2268号農林水産事務次官依命通知）の定めるところによるものとする。
調製施設	
貯蔵施設	
均質化施設	
出荷施設	
集排じん設備	
処理加工施設	<ul style="list-style-type: none"> ・精米施設、製粉施設、もみがら処理加工施設を含む。
附帯施設	
農産物処理加工施設	<ul style="list-style-type: none"> ・「荷受及び貯蔵施設」、「乾燥及び選別・調製施設」、「精選及び貯留施設」、「搬送施設」、「計量施設」、「出荷及び包装施設」及び「残さ等処理施設」については、加工施設と一体的に整備するものとする。 ただし、既存の加工施設にこれらの施設を整備する場合は、この限りではない。

	<ul style="list-style-type: none"> ・建物を整備する場合の規模は、原則として、1棟おおむね100平方メートル以上とする。 ・農産物処理加工施設の規模及び能力の決定に当たっては、あらかじめ、市場調査や実需者との契約の調整等及び原料の安定確保のための生産体制の整備を行い、これら需要及び原料供給力に見合った適切な施設規模とする。 原料の仕入れ等に関しては、事前に当該地区の関係行政機関との調整を図るとともに、必要な許認可等の手続きを図るものとする。 また、施設の効率的な利用等を図るため、品質の安定、規格の統一及び計画的な出荷の促進の観点から、特に必要な場合は、事業実施地区外において生産された生産物を事業対象に含めることができるものとする。 ・処理加工品の現地における試験的販売を目的としている場合に限り直売施設を整備できることとし、農産物自動販売機も整備できるものとする。 なお、麦、大豆、野菜及びこれらの加工品については、これらを利用した料理の紹介、料理法の普及等に必要な設備も整備できるものとする。 ・土地利用型作物（大豆）の取組において、食品事業者が整備する場合については、契約栽培を行う受益地区において、食品事業者と生産者等による推進体制（協議会等）が整備されていることとし、産地ブランドを確立するために、当該受益地区内の契約栽培大豆の処理加工に必要な規模の処理加工用機器の新設又は能力の増強のみとする。 なお、処理加工を行う大豆については、産地と契約栽培した大豆に限るものとし、当該契約栽培は、整備する機器の耐用年数期間内は契約数量が減少することのないよう、長期的な契約を締結するものとする。 ・都道府県知事（食料システム構築支援タイプの場合は市区町村長）が、効率的な原料の荷受や出荷体制の構築等のために特に必要と認める施設等は、農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項の規定により指定された地域とする。以下同じ。）及び生産緑地以外にも設置できるものとする。 ・病虫害まん延防止対策に必要な施設も整備できるものとする。
加工施設	<ul style="list-style-type: none"> ・加工施設の整備に当たっては、原則として、事業実施地区内で生産された生産物を処理加工するものとする。 なお、品質の安定等の観点から、特に必要な場合は、事業実施地区外において生産された生産物を処理加工することができるものとする。 ・加工施設とは、精米機、製粉機、製パン機、製麺機、ビール醸造機、豆腐製造機、みそ製造機、コロツケ製造機、甘しょパウダー製造機、荒茶加工機（荒茶の加工工程の全部又は一部の加工を目的とした機械等とする。以下同じ。）、仕上茶加工機（仕上茶加工工程の全部又は一部の加工を目的とした機械等とする。）、搾汁機、搾油機、トリミング用機械、食品加工機、焙煎機、脱葉機、脱皮機、豆洗機、浸漬機、脱莢機、加圧機、冷凍機、水煮機、乾燥機、繰糸機、洋装用幅広織機、薫蒸処理機、攪拌機、花束等加工機、繭等加工機、シルク加工機、桑葉粉末加工機（地域特産物）、洗浄機、高機能成分等を抽出する等高度な加工を行う機械

	<p>等をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 茶の加工施設を食品事業者が整備する場合については、食品事業者と生産者等による推進体制（協議会等）が整備されていることとし、当該生産者等の産地で生産された茶を主たる加工原料とする荒茶加工機の整備のみとする。ただし、食料システム構築支援タイプの民間事業者においては、仕上茶加工機の整備を含めるものとし、この場合にあつては、処理原料は産地と契約栽培したものに限るものとし、当該契約栽培は長期的な契約を締結するものとする。
荷受及び貯蔵施設	
乾燥及び選別・調製施設	
精選及び貯留施設	
搬送施設	
計量施設	
出荷及び包装施設	
残さ等処理施設	
附帯施設	
集出荷貯蔵施設	<ul style="list-style-type: none"> 農作物の集出荷及び貯蔵に必要な施設とする。 なお、建物の規模は、原則として、1棟おおむね100平方メートル以上とする。 「予冷施設」、「貯蔵施設」、「選別、調製及び包装施設」及び「残さ等処理施設」については、「集出荷施設」と一体的に整備するものとする。 ただし、既存の集出荷施設の整備又はてん菜の物流合理化のためにこれらの施設を整備する場合は、この限りではない。 また、これらの施設を整備する場合の対象作物には、米及び麦は含まないものとする。 市場の動向等に対応して出荷を行うための交通の拠点等に設置する2次集出荷のストックポイントについては、農業振興地域及び生産緑地以外にも設置できるものとする。 ただし、この場合にあつても、当該施設に集荷又は貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域及び生産緑地で生産されたものに限るものとする。 消費者に直接販売する施設を一体的に設置できるものとし、農業振興地域及び生産緑地以外にも設置できるものとする。 ただし、販売されるものは、原則として農業振興地域及び生産緑地で生産されたものに限るものとする。 花き集出荷用専用ハードコンテナを整備することができるものとする。 なお、保冷車及び冷凍車については、交付対象は、コンテナ部分のみとし、トラック本体は、交付の対象外とするものとする。 豆類についての処理能力は、年間100トン以上とする。 ただし、黒大豆等国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領に基づき、生産者団体等が作成する国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画の対象外で販売される豆類はこの限りではない。

	<ul style="list-style-type: none"> ・国産原材料サプライチェーン構築の取組にあつては、原則として、加工・業務用の原材料を集出荷するものとするが、原材料を供給する産地の生産出荷体制を勘案し、加工・業務用原材料の効率的かつ円滑な集出荷に必要な場合にあつては、一部生鮮向けを含むことができる。 ・都道府県知事（食料システム構築支援タイプの場合は市区町村長）が、効率的な原料の荷受や出荷体制の構築等のために特に必要と認める施設等は、農業振興地域及び生産緑地以外にも設置できるものとする。 ・病虫害まん延防止対策に必要な施設も整備できるものとする。
集出荷施設	<ul style="list-style-type: none"> ・糖度及び酸度等の青果物の内部の品質を測定して選別する選果施設を整備する場合にあつては、農業者負担の軽減を図る観点から、事業コストの低減について特に留意するものとし、また、選果により得られた内部品質データ等は、農業者に還元するとともに、栽培管理に関する指導に活用し、一層の高品質化及び均質化並びに生産技術の高度化を図るものとする。
予冷施設	<ul style="list-style-type: none"> ・青果物広域流通システムを構築する場合、移動式真空予冷装置を整備する場合は、真空予冷施設をトレーラーの寸法に納め、運搬・移動を可能とした装置とする。 また、補助対象は真空予冷装置部のみとし、トレーラー本体は補助対象としないものとする。 ・青果物広域流通システムを構築する際において保冷コンテナを整備する場合は、トラック輸送から鉄道輸送等への転換を図り、効率的なコールドチェーンを構築するために必要な冷凍・冷蔵機能を有するものとする。
貯蔵施設	<ul style="list-style-type: none"> ・品質低下を抑制しつつ、計画的かつ安定的に出荷する観点から予措保管施設、定温貯蔵施設、低温貯蔵施設、CA貯蔵施設及びこれらの施設と同等以上の鮮度保持効果があると認められる施設を整備することができる。 また、球根の調製、乾燥及び貯蔵に資する施設も含むものとする。 ・青果物広域流通システム構築を構築する際において、拠点保冷貯蔵施設として整備する場合、流通コストの低減に向けて、トラック輸送から鉄道輸送等への転換を図るため、交通の拠点等に設置することとし、農業振興地域及び生産緑地以外にも設置できるものとする。 ただし、この場合にあつても、当該施設に貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域及び生産緑地で生産されたものに限るものとする。 ・てん菜の出荷を行うための交通の拠点等に設置する2次集出荷のストックポイントとして整備する場合、トラックスケール及びパイラーと一体とすることで貯蔵施設として整備することができる。
選別、調製及び包装施設	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者及び実需者に生産情報を提供するためにIDコードや2次元コード等を品物に添付する施設を整備することができる。
物流合理化施設	<ul style="list-style-type: none"> ・米又は麦の荷受調製検査機械施設、ばら保管機械施設、補助乾燥施設及びこれらの附属施設並びに麦の容器（容量1トン未満のもの及びフレキシブルコンテナを除く。）とし、いわゆる平置き倉庫及びこれに準ずるものは対象としない。 なお、整備に当たっては、受益地区内の乾燥調製施設（新設のもの及

	<p>び能力の増強を計画中のものを含む。)との十分な利用調整を行い、既設倉庫の有効利用について考慮するとともに、米又は麦の生産、集出荷、流通等の実態を踏まえ、ばら出荷等最も効率的な出荷方式を採用するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 広域的な出荷体制を構築するため、物流合理化施設と併せ、連携する既存の乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設等の整備が必要となる場合には、附帯施設として取り扱い、一体的に整備できるものとする。
穀類広域流通拠点施設	<ul style="list-style-type: none"> • 複数の乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設等の連携による穀類の広域的なばら出荷及び製品出荷の拠点となる、(a)物流合理化施設、(b)集出荷施設及び貯蔵施設(大豆を対象作物とする場合に限る。)、(c)精米施設とする。 • 産地間の連携が図られ実需者ニーズに対応した品質の穀類を大ロットで確保する体制が整備されている場合に限り行えるものとする。 • 精米施設を整備する場合には、農業者の組織する団体等以外の精米業者への影響等を考慮する観点から、次に定める全ての要件を満たすものとする。 <ul style="list-style-type: none"> なお、この場合において、特認団体が事業実施主体となる場合は、複数の農業者の組織する団体が100%出資する法人であって、米穀の卸売業者でない者に限るものとする。 (a) 当該施設で取り扱う米は、地域内から出荷された米であること。 (b) 加工出荷計画について、事前に各都道府県内の精米業者及び関係行政機関等との調整が図られていること。 (c) 事業実施主体と米穀の卸売業者等との間に精米出荷を前提とした契約がなされていること。 (d) 当該施設からの米の出荷先については、事業実施主体による運営の主体性、整備施設の公益性及び安定的な出荷を確保する観点から、特定の者への出荷量が過半を占めないこと。 • 国産原材料サプライチェーン構築の取組の場合は対象外とする。
農産物取引幹施設	<ul style="list-style-type: none"> • 茶、こんにゃく等の取引及び貯蔵のための施設とし、以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> (a) この施設は、交通の拠点等に設置する2次集荷のストックポイントであるので、農業振興地域以外の地域でも設置できるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ただし、この場合であっても、当該施設において取引及び貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。 (b) 原則として、次の栽培面積の3分の1以上の面積に係る生産量に相当する特産農産物等が、当該流通施設を經由して流通することが確実と見込まれる場合に限るものとする。 <ul style="list-style-type: none"> i 茶……………1,000ヘクタール ii こんにゃく……………600ヘクタール
青果物流通拠点施設	<ul style="list-style-type: none"> • 青果物の集荷に加え、加工、貯蔵及び分配の全て又はいずれかを組み合わせた複合的機能を兼ね備える拠点施設とする。 <ul style="list-style-type: none"> また、契約取引推進のために実需者の動向等に対応して集荷分配等を

	<p>効率的に行うための交通の拠点等に設置することとし、農業振興地域及び生産緑地以外にも設置できるものとする。</p> <p>ただし、この場合であっても、当該施設に集荷又は貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域及び生産緑地で生産されたものに限るものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 青果物広域流通システムを構築する場合には、産地間連携による複数産地の青果物の集出荷の拠点となる施設とし、流通業者に限り整備することができるものとする。
残さ等処理施設	
通い容器関連施設	<ul style="list-style-type: none"> 通い容器の洗浄・保管等に必要な施設とし、国産原材料サプライチェーン構築及び青果物広域流通システムを構築する場合に整備することができる。
附帯施設	
産地管理施設	<ul style="list-style-type: none"> 産地の維持管理及び発展に必要な品質、土壌、気象、環境、消費者ニーズ等の収集及び分析や栽培管理を支援するために必要な施設とする。 <p>また、土づくりの取組において産地管理施設を整備する場合には、土壌の分析診断に必要な施設の整備を必須とする。</p>
分析診断施設	<ul style="list-style-type: none"> 土壌診断、水質分析、作物生育診断、病虫害診断、品質分析（食味分析、残留農薬分析並びに有害微生物及び有害物質の検査を含む。）、気象情報等の分析、生産管理、生産情報の消費者及び実需者への提供、市場分析、集出荷管理、清算事務等を行えるものとし、併せてこれらの情報管理もできるものとする。 <p>なお、この場合にあつては、生産者、消費者等への積極的な情報提供を行うこととし、消費者への農産物の情報を提供する観点から、試験的販売を目的としている場合に限り、農産物自動販売機も整備できるものとする。</p>
附帯施設	
用土等供給施設	<ul style="list-style-type: none"> 育苗施設、耕種農家等に良質な用土の供給を行うのに必要な施設とする。 環境保全の取組のうち地球温暖化対策・環境保全型農業を実施する場合にあっては、土壌機能増進資材製造施設及びこれらの附帯施設を整備できるものとする。
用土供給施設	<ul style="list-style-type: none"> 育苗施設及び耕種農家に良質な育苗床土又は用土の供給を行う施設とする。
土壌機能増進資材製造施設	<ul style="list-style-type: none"> 土壌の物理的性質等の人為的改良を行うために必要な資材を製造する施設とする。
附帯施設	
農作物被害防止施設	<ul style="list-style-type: none"> 農業生産における被害（鳥獣害を除く。）を軽減するために必要な施設とする。
防霜施設	<ul style="list-style-type: none"> 受電施設は含まないものとする。 試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区の気象条件、土地条件等の事前調査並びにこれに基づく施設の設計及び施工を行うものとする。

防風施設	<ul style="list-style-type: none"> ・受電施設は含まないものとする。 ・試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区の気象条件、土地条件等の事前調査並びにこれに基づく施設の設計及び施工を行うものとする。
病虫害防除施設	<ul style="list-style-type: none"> ・害虫誘引施設（防蛾灯等）、防虫施設、土壌消毒施設、薬剤散布施設等とするものとする。
土壌浸食防止施設	
附帯施設	
生産技術高度化施設	<ul style="list-style-type: none"> ・農作物の栽培等生産の高度化を支援するのに必要な施設及び電気料金の上昇リスクの低減に資するための施設を整備できるものとする。 ・技術実証施設、省エネルギーモデル温室及び低コスト耐候性ハウスを整備する場合に当たっては、受益農業従事者は以下の内容をすべて実施することとする。 <ul style="list-style-type: none"> なお、（a）から（c）までを実施するに当たっては、共同利用台帳を作成することとし、（a）については作業日、作業種類、作業者、作業時間等を、（b）については購入日、資材名、数量、価額、購入者等を、（c）については出荷日、出荷作物、数量、従事者等を明記することとする。 <ul style="list-style-type: none"> （a）栽培管理作業の共同化 <ul style="list-style-type: none"> 育苗、は種、定植、施肥、薬剤散布、収穫等の主要な作業のいずれかを共同で行うこととする。 （b）資材の共同購入 <ul style="list-style-type: none"> 肥料や農業薬剤等の資材のいずれかを共同で購入することとする。 （c）共同出荷 <ul style="list-style-type: none"> 出荷に際しては、共同で行うこととする。 （d）所有の明確化 <ul style="list-style-type: none"> 当該温室は、事業実施主体の所有であるということが規約又は登記簿により明らかであること。 （e）管理運営 <ul style="list-style-type: none"> 当該温室が共同で管理運営（利用料金の徴収及び一体的維持管理）されていること。 ・当該施設において、セイヨウオオマルハナバチを飼養する場合は、野外への逃亡防止等に万全を期すこと。 ・地域エネルギー等供給施設は、スマート農業実践施設の整備の取組内で整備できるほか、連携する低コスト耐候性ハウス及び高度環境制御栽培施設の整備において必要となる場合は、附帯施設として取り扱い、一体的に整備できるものとする。当該施設を単独で整備する場合は、50m/s以上の風速（事業対象作物について、ハウスの被覆期間中における過去の最大瞬間風速に基づき、50m/s未滿とすることが妥当であると判断される場合においては当該風速とすることができる。ただし、当該風速が35m/sを下回る場合においては35m/sを下限とする。また、ハウスが風害を受けないよう保守点検をするなど適切に管理すること。）又は50kg/m²以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有するもの若しくは構造

	<p>計算上これに準ずる機能を有するものであって、かつ、既存のハウス又は建物に設置又は併設するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ただし、スマート農業実践施設の整備の取組を行う場合は、作付（栽培）面積は、1ヘクタール以上とし、取組を行うハウス各棟は面的に集積することを原則とする。 ・導入するスマート技術は、高度複合環境制御装置、ロボット等により収穫、搬送及び調製等の農作業を省力化・自動化するロボット装置、地域エネルギー利用、省エネ化に関する設備施設、雇用型生産管理技術に関する設備装置、その他附帯設備とする。このうち、高度複合環境制御装置を必須とし、ほかにロボット化等による省力化・自動化技術、省地域エネルギー技術利用、雇用型生産管理技術のいずれかを導入することとする。
技術実証施設	<ul style="list-style-type: none"> ・先進的な新技術の実証に必要な共同栽培施設等とする。 ・技術実証温室の整備の取組を行う場合は、耐風速は35m/sを有し、基礎を有する等により、構造計算が可能な温室であることとする。 また、技術実証に取り組む品目に係る技術実証の栽培面積は、おおむね30a以上1ha以下とする。
省エネルギーモデル温室	<ul style="list-style-type: none"> ・当該施設を導入する場合は、第2の4の（5）に定める面積にかかわらず設置することができるものとする。 また、その施設の規模は、1棟当たりおおむね500平方メートル以上とする。 ・地下水及び地熱水利用設備、太陽熱利用設備、廃棄物等燃焼熱利用設備等熱交換設備、複合環境制御装置、水源施設、受変電施設、集中管理棟、養液栽培装置、自動保温カーテン装置、自動かん水兼施肥施設、自動換気装置、自動炭酸ガス発生装置、自動除湿装置及び土壌消毒施設を現地の実態等に応じて装備するものとするが、自動換気装置は、必ず装備するものとする。 また、あらかじめ、地下水、地熱水、太陽熱、廃棄物等燃焼熱等の地域資源の賦存状況、利用可能熱量、権利関係及び導入作物の必要熱量等について十分検討するとともに、長期にわたって地域資源の利用が可能であることを確認し、低コスト生産の推進に留意するものとする。
低コスト耐候性ハウス	<ul style="list-style-type: none"> ・50m/s以上の風速（事業対象作物について、ハウスの被覆期間中における過去の最大瞬間風速に基づき、50m/s未満とすることが妥当であると判断される場合においては当該風速とすることができ。ただし、当該風速が35m/sを下回る場合においては35m/sを下限とする。また、ハウスが風害を受けないよう保守点検をするなど適切に管理すること。）に耐えることができる強度を有するもの又は50kg/m²以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有するもの若しくは構造計算上これに準ずる機能を有するものであって、かつ、単位面積当たりの価格が同等の耐候性を備えた鉄骨温室の平均的単価のおおむね70%以下の価格であるものとする。 ・なお、当該施設を導入する場合は、第2の4の（5）に定める面積にかかわらず、設置できるものとし、その設置実面積が500平方メートル以上のものとする。

	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて、養液栽培装置、複合環境制御装置、変電施設、集中管理棟、自動カーテン装置、底面給水施設、立体栽培施設、省力灌水施肥装置、点滴灌水施肥装置、隔離ベッド栽培装置、根域制限栽培施設、地中暖房兼土壌消毒装置、ヒートポンプ、多目的細霧冷房施設、収穫・搬送の省力化に資する装置等を整備することができるものとする。 ・当該施設の導入に当たっては、必要に応じて土壌調査及び構造診断を実施するものとする。 ・事業実施主体は、当該施設内の栽培・管理運営について、第三者に委託できることとする。この場合において、文書をもって受託者の責任範囲を明確にするものとする。 ・都道府県知事（食料システム構築支援タイプの場合は市区町村長）が、地域の立地条件等を考慮して、特に必要と認める場合は、地域内において当該施設を分けて設置することができる。 ・設置に当たり、地面をコンクリートで地固めする等により農地に形質変更を加える必要がある場合等、都道府県知事が特に必要と認める場合にあっては、農業振興地域及び生産緑地以外にも設置できるものとする。ただし、農業振興地域及び生産緑地と一体的に産地を形成するものに限ることとする。 ・加温設備を整備する場合は、化石燃料のみに依存しない加温方法を基本とし、地域の気候条件や品目の特性等を踏まえて、十分検討を行った上で、適切な設備とすること。
高度環境制御栽培施設	<ul style="list-style-type: none"> ・野菜や花き等の周年・計画生産を行うため、高度な環境制御が可能な太陽光利用型又は完全人工光型のシステム本体及びシステムを収容する施設をいう。 ・当該施設を導入する場合は、第2の4の（5）に定める面積にかかわらず設置することができるものとする。 また、設置に当たり、地面をコンクリートで地固めする等により農地に形質変更を加える必要がある場合や、コスト縮減を図る観点から、未利用施設又は未利用若しくは自然エネルギーの効率的・効果的な利用を図るために必要な場合等、都道府県知事（食料システム構築支援タイプの場合は市区町村長）が特に必要と認める場合にあっては、農業振興地域及び生産緑地以外にも設置できるものとする。（ただし、太陽光利用型は農業振興地域及び生産緑地と一体的に産地を形成するものに限ることとする。） ・太陽光利用型については、整備後の施設は、50m/s以上の風速（過去の最大瞬間風速に基づき、50m/s未満とすることが妥当であると判断される場合においては当該風速とすることができる。ただし、当該風速が35m/sを下回る場合においては35m/sを下限とする。）若しくは50kg/m²以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有するもの又は構造計算上これらに準ずる機能を有するものとし、必ず複合環境制御装置及び空調施設を装備するものとする。 ・完全人工光型については、整備後の施設は必ず複合環境制御装置及び空調装置を備えているものとする。 空調施設とは、暖房又は冷房装置等により1年を通じて夏場でも気温を生育に最適な条件に制御可能な設備とする。

	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて、栽培用照明装置、養液栽培装置、水源施設、変電施設、集中管理棟、自動天窓開閉装置、自動カーテン装置、自動かん水施肥装置、炭酸ガス発生装置、ヒートポンプ、栽培用架台、育苗装置、無人防除装置、収穫、搬送及び調製の省力化に資する装置等を整備するものとする。 ・完全人工光型の施設導入に当たっては、生産性や収益性の向上に資する新技術の導入を必須とする。新技術は、「強い農業・担い手づくり総合支援交付金、産地生産基盤パワーアップ事業及び農畜産物輸出拡大施設整備事業で整備が可能な高度環境制御栽培施設（うち完全人工光型）における新技術の指標について」（農林水産省生産局。以下「新技術指標」という。）に基づき立証できるものに限る。なお、新技術指標は補助事業等での整備状況を踏まえ、必要に応じて改訂することとする。また、1回の配分で導入地区数の上限は全国3地区とする。なお、配分において同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合は、要望額の小さい順に交付金の配分対象となる事業実施計画を特定することとする。 ・整備に当たっては、多額の初期投資及び維持管理費を要するため、施設費、光熱動力費、資材費等のコスト並びに生産物の販売単価、販売先及び採算性を十分精査し、経営として十分成立し得る生産計画及び販売計画を策定していること。 特に、販売計画については、契約等に基づき、販売先及び販売単価が安定的に確保できると見込まれること。少なくとも、事業実施年度又は翌年度の出荷量の過半については、書面契約又は覚書等に基づき、安定的な販売先が確認できること。 また、生産計画に関しては、販売単価に応じた生産原価を設定するとともに、研修の実施等、栽培技術の習得に向けた取組が行われている又は行われることが確実であること。 ・加温設備を整備する場合は、化石燃料のみに依存しない加温方法を基本とし、地域の気候条件や品目の特性等を踏まえて、十分検討を行った上で、適切な設備とすること。
<p>地域エネルギー等供給施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・非化石燃料の地域資源を利用し、温室へ電気や熱等のエネルギーや二酸化炭素を供給する木質チップ・ペレット製造施設、木質バイオマスボイラー等を整備できるものとする なお、当該施設は、一体的に整備する施設にエネルギーを供給する上で必要な規模を超えない規模とする。 ・電気を供給する場合は、トリジェネレーションシステム又はコージェネレーションシステムを整備できるものとし、発電のみを行うものは対象としないものとする。 ・隣接する工場等の施設から発生する熱や電気を利用するコストがその地域の加温に要する平均コストを下回り、長期にわたって安定的に供給されることが確実な場合は、当該施設から発生する熱や電気を利用するために必要な設備の整備を行うことができるものとする。 また、工場等の施設が既に二酸化炭素分離回収装置を有し、これを利用することが可能な条件が整っている場合にあつては、熱等の利用と併せて当該二酸化炭素を利用するために必要な設備の整備を行うことができるものとする。これらの場合は、あらかじめ、木質バイオマス、地

	<p>下水、地熱水等の地域資源の賦存状況、利用可能量、権利関係、導入作物の必要熱量等について十分検討するとともに、長期にわたって地域資源の利用が可能であることを確認する等、低コスト生産の推進に留意するものとする。</p>
<p>高度技術導入施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設園芸栽培技術高度化施設、ほ場内地下水位制御システム、有益昆虫増殖貯蔵施設、菌類栽培施設等を整備できるものとする。 ・「施設園芸栽培技術高度化施設」は、50m/s以上の風速（事業対象作物について、ハウスの被覆期間中における過去の最大瞬間風速に基づき、50m/s未満とすることが妥当であると判断される場合においては当該風速とすることができる。ただし、当該風速が35m/sを下回る場合においては35m/sを下限とする。また、ハウスが風害を受けないよう保守点検をするなど適切に管理すること。）又は50kg/m²以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有する若しくは構造計算上これに準ずる機能を有する既存のハウス又は建物に設置するものとし、複合環境制御装置、照明装置、自動カーテン装置、自動天窓開閉装置、養液栽培装置、炭酸ガス発生装置、底面給水施設、立体栽培施設、省力灌水施肥装置、点滴灌水施肥装置、隔離ベッド栽培装置、根域制限栽培施設、無人防除装置、地中暖房兼土壌消毒装置、加温装置、細霧冷房施設、ヒートポンプ、脱石油型エネルギー供給施設、収穫、搬送及び調製の省力化等に資する装置とする。 <p>脱石油型エネルギー供給施設とは、園芸施設への電気や熱等のエネルギーの供給を目的とするトリジェネレーションシステム、メタンガス利用システム及び小型水力発電システムとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・完全人工光型の施設導入に当たっては、生産性や収益性の向上に資する新技術の導入を必須とする。新技術は、「新技術指標」に基づき立証できるものに限る。なお、新技術指標は補助事業での整備状況を踏まえ、必要に応じて改訂することとする。また、1回の配分で導入地区数の上限は全国3地区とする。なお、配分において同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合は、要望額の小さい順に交付金の配分対象となる事業実施計画を特定することとする。 <p>なお、施設園芸栽培技術高度化施設を導入する場合は、第2の4の（5）に定める面積にかかわらず設置できるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「有益昆虫増殖貯蔵施設」は、建物、幼虫保存用冷蔵庫、幼虫飼育用環境調節機器、飼料調製用器具等、幼虫及び成虫の飼育保存機器並びにこれらに準ずるものとする。施設の能力は、原則として、当該地域の対象作物の受粉及び受精並びに対象害虫の駆除に必要な昆虫量を供給できる水準のものとする。 ・「菌類栽培施設」及び「菌床製造施設」の整備は、マッシュルーム及び菌床栽培きのこを対象とする。当該施設を導入をする場合は、第2の4の（5）に定める面積にかかわらず設置できるものとする（ただし、食料システム構築支援タイプの場合は除く。）。
<p>栽培管理支援施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・作業の軽労化や品質向上を図るため、園地管理軌道施設、花粉開葯貯蔵施設、冷蔵貯桑施設、パインアップル品質向上生産施設、用排水施設、点滴施肥施設、かん水施設及び土壌環境制御施設を整備できるものとする。

	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「花粉開葯貯蔵施設」は、建物、葯落とし機、開葯装置、花粉貯蔵施用冷蔵庫、花粉検査用器具及びこれらの附帯施設とし、その能力は、原則として、当該地域の対象果樹の人工授粉に必要な花粉の総量（自家自給分を除く。）を供給できる水準のものとする。 ・「用排水施設」とは、揚水施設、遮水施設、送水施設、薬液混合施設、明きょ等配水施設整備とし、「かん水施設」の整備については、スプリンクラー（立ち上がり部分）は、交付の対象外とするものとする。
株分施設	・いぐさに限る。
附帯施設	
種子種苗生産関連施設	・優良な農作物種子種苗の生産を支援するのに必要な施設とする。
種子種苗生産供給施設	<p>・優良種子種苗の管理、生産及び増殖を目的とした施設であり、セル成型苗生産施設、接ぎ木施設、組織培養施設、温室、網室及びこれらに附帯する施設を整備することができるものとする。</p> <p>なお、野菜については、これに加え、栄養繁殖性野菜と種子繁殖性の地域特産野菜を対象とし、原原種苗、原種苗等の生産及び増殖を行うための種子種苗生産増殖施設並びに種子種苗を大量に生産するための種子種苗大量生産施設を整備できるものとする。</p>
種子種苗処理調製施設	・地域における種子種苗の品質向上を図るための拠点となる種子品質向上施設及び調製後の種子に消毒を行う種子消毒施設を整備できるものとし、種子品質向上施設については、種子の発芽率等を検査する自主検査装置、種子の生産工程の管理や品質改善のための診断指導に必要な機器及びこれらの附帯施設を整備できるものとする。
種子備蓄施設	・気象災害等の不測の事態に備え、種子の品質を維持しつつ長期間備蓄するための温湿度調節機能を有する品質維持施設、備蓄種子の発芽率等を検査する自主検査装置及びこれらの附帯施設を整備できるものとする。
種子生産高度化施設	・土地利用型作物の種子生産の高度化又は効率化を図るために必要な装置及びその附帯施設を整備できるものとする。
附帯施設	
有機物処理・利用施設	<ul style="list-style-type: none"> ・堆肥等の製造に必要な施設とする。 ・適正な品質の堆肥製造に必要な発酵条件の設定に時間がかかるなど、やむを得ない事情により都道府県知事が特に必要と認める場合にあつては、目標年度を当初の目標年度の翌年度とすることができる。 ・環境保全の取組のうち地球温暖化対策・環境保全型を実施する場合にあつては、堆肥等生産施設、堆肥流通施設及びこれらの附帯施設を整備できるものとする。
堆肥等生産施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ぼかし肥の生産施設、微生物培養施設等を整備することができるものとし、食品産業、林業等から排出される未利用資源を堆肥の原料として調製する原料製造用の施設も含むものとする。 ・耕種農家、畜産農家、食品産業（製糖業者を含む）等から排出される収穫残さ、家畜ふん尿、生ゴミ等未利用有機性資源（原料）の調達方法、生産された堆肥の需要のほか、既存の堆肥生産施設の設置位置、生産能力、稼働状況等を十分に考慮するものとする。

	<ul style="list-style-type: none"> ・堆肥の原料として生ゴミ等農業系外未利用有機性資源を利用する場合は、堆肥化に適さないプラスチック、ガラス類等の異物の混入を防ぐため、分別収集されたものを使用する。 ・農用地の土壌の重金属による汚染を未然に防止する観点から、次に掲げる事項について留意するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 製造された堆肥は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）に基づく昭和61年2月22日農林水産省告示第284号（肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）に規定する基準に適合するものとする。 (b) 製造された堆肥の施用に当たっては、「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年8月23日環境庁告示第46号）及び「農用地における土壌中の重金属等の蓄積防止に係る管理基準」（昭和59年11月8日付け環水土第149号環境庁水質保全局長通知）（土壌1kgにつき亜鉛120mg以下）に留意し、施用地区において品質・土壌分析を実施しながら施設を運営するものとする。
堆肥流通施設	<ul style="list-style-type: none"> ・堆肥の流通を促進するための袋詰、貯蔵、ペレット化等の設備を備えた施設とし、既存の堆肥舎等の有効活用若しくは堆肥の円滑な流通や安定供給を目的として設置されるものであり、設置に当たっては、既存の堆肥舎等の設置位置、生産能力、稼働状況、堆肥の需要等を十分に考慮するものとする。
堆肥発酵熱等利用施設	<ul style="list-style-type: none"> ・有機物供給施設より排出される熱、ガス等の農業用温室等への有効活用を図るための施設であり、併せて省エネルギーモデル温室についても整備できるものとする。
地域資源肥料化処理施設	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の未利用又は低利用の有機資源（下水汚泥等有害成分を含むおそれの高い資源は除く。ただし、有害成分の除去に有効と認められる処理が行われている場合は、この限りではない。）の肥料化に必要な施設や装置（堆肥ペレット化装置等）とする。 ただし、当該施設を整備する場合、事業実施地区内において、当該有機資源由来肥料の目標生産量に対する現況生産量の割合が40%未満の場合に限る。 ・農用地の土壌の重金属による汚染を未然に防止する観点から、次に掲げる事項について留意するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 製造された肥料は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）に基づく昭和61年2月22日農林水産省告示第284号（肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）に規定する基準に適合するものとする。 (b) 製造された肥料の施用に当たっては、「土壌の汚染に係る環境基準について」及び「農用地における土壌中の重金属等の蓄積防止に係る管理基準」（土壌1キログラムにつき亜鉛120ミリグラム以下）に留意し、施用地区において品質・土壌分析を実施しながら施設を運営するものとする。
附帯施設	
油糧作物処理加工施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ナタネ油等油糧作物の種子等から搾油し、食用油を販売するまでに必要な施設及び搾油に伴い発生する油かす等の副産物を販売するまでに必

	要な施設に限り整備するものとする。
加工施設	・加工施設の整備に当たっては、原則として、事業実施地区内で生産された生産物を処理加工するものとするが、特に必要な場合は、事業実施地区外において生産された生産物を処理加工することができるものとする。
荷受及び貯蔵施設	
乾燥及び選別・調製施設	
精選及び貯蔵施設	
搬送施設	
計量施設	
出荷及び包装施設	
残さ等処理施設	
附帯施設	
バイオディーゼル燃料製造供給施設	・バイオディーゼル燃料の製造及び供給に必要な施設とする。
原料受入施設	・バイオディーゼル燃料の原料となる廃食油を受け入れ、貯留を行う施設とする。
燃料製造施設	・廃食油をバイオディーゼル燃料に変換する施設並びに投入副資材及び副生反応物を処理及び貯留する施設とし、事業の目的を達することができる品質のバイオディーゼル燃料を製造することが見込まれる施設とする。
燃料貯蔵供給施設	・製造したバイオディーゼル燃料を貯蔵及び供給する施設とする。
附帯施設	
畜産物産地基幹施設整備	
畜産物処理加工施設	・国産原材料サプライチェーン構築の取組においては、畜産物加工施設のみを対象とする。
産地食肉センター	<p>・整備する場合には、次に定める全ての要件に適合するものであること。</p> <p>(a) 当該施設は、原則として食肉の流通合理化に係る都道府県計画に基づくものであること。</p> <p>(b) 当該施設の整備について、食肉の流通合理化に係る都道府県計画に基づく整備計画を作成し、都道府県知事による承認を受けていること。</p> <p>(c) 当該施設を整備後の1日当たりの処理能力（肥育豚換算）がおおむね700頭以上の規模となること。</p> <p>ただし、離島（離島振興法第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する奄美群島及び沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する離島をいう。）において事業を実施する場合及びハラール認証（イスラム諸国への輸出又は日本国内の販売で要求されるハラール認定マークの表示をされた食品を製造する施設としてハラール認証を行う機関が行う認証をいう。以下同じ。）を取得する場合であって、都道府県知事が地域の实情により</p>

	<p>特に必要と認める場合はこの限りではない。</p> <p>(d) 当該施設から発生する特定部位（と畜場法施行規則（昭和28年厚生省令第44号）別表第1に掲げるものをいう。）の適切な処理及び畜産副産物の区分管理等TSEに対応した体制が確立していること又は確立することが見込まれること。</p> <p>(e) 食肉の効率的な出荷が可能で、出荷形態は主として部分肉又は部分肉以上に加工度の高い商品であること。</p> <p>(f) 豚の処理工程を新たに整備する場合にあっては、その他の畜種の処理工程と分離されていること。</p>
けい留施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生体検査場所を含むものとし、同施設には、獣畜の飲水設備を設置するものとする。（特段の事由がある場合は、この限りでない。）
と畜解体・内臓処理施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ と畜場法（昭和28年法律第114号）第4条第1項の規定により都道府県知事等が許可し、又は許可する見込みのあるものであることとする。
懸肉施設	
冷蔵冷凍施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保管を目的としない食肉等急冷設備は除くものとする。 ・ 全部又は一部に枝肉の急速冷却能力（牛及び馬の枝肉にあっては24時間以内、豚、めん羊及び山羊の枝肉にあっては12時間以内に枝肉の中心温度を5℃以下に冷却する能力をいう。）を持つ冷却装置を備えた冷蔵庫であって、1日当たりのと畜解体処理能力の少なくとも2倍以上の枝肉又は部分肉の冷蔵保存能力を有し、かつ、枝肉懸吊装置等を備えていることとする。
部分肉加工施設	
輸送施設	
給排水施設	
安心安全モデル施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主衛生管理施設及び情報管理提供施設とする。
その他の施設・設備	
副産物等処理施設	
衛生管理施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次の（a）、（b）又は（c）の基準に適合すること。 （a）と畜場法施行令（昭和28年政令第216号）、と畜場法施行規則、「食肉処理業に関する衛生管理について」（平成9年3月31日付け衛乳第104号厚生省生活衛生局長通知）及び「と畜場の施設及び設備に関するガイドラインについて」（平成6年6月23日付け衛乳第97号厚生省生活衛生局乳肉衛生課長通知）を順守するために、都道府県知事（保健所を設置する市にあっては市長）が事業実施主体に文書で改善又は新設を指摘した設備（設計図等から衛生管理施設以外の部分と区分できるものに限る。）であること。 （b）食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成10年法律第59号）に基づく高度化基準に適合する旨の認定を受けた高度化計画又は高度化基盤整備計画の実施に必要な設備であること。 （c）輸出に係る設備であって、輸出先国が定める衛生基準等を順守するために必要なものであること。

ハラール対応施設	・輸出先国等が定めるハラール認証の基準を順守するために必要な設備であること。
アニマルウェルフェア対応施設	・輸出に係る設備であって、輸出先国等が定めるアニマルウェルフェアの基準及び国際獣疫事務局が定めるアニマルウェルフェアの国際基準を順守するために必要な設備であること。
環境保全施設	・汚水処理施設を対象とする場合は、当該施設から発生する汚水を水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第3条第1項の規定に定められた排水基準以下に処理し得る能力を有すること。
TSE対応施設	
食鳥処理施設	・当該施設を整備後の1日当たりの処理能力が、ブロイラーの場合はおおむね5,000羽以上、成鶏の場合はおおむね1,300羽以上、地鶏等の場合はおおむね1,200羽以上であって、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令第22条で定める数を超える規模となること。
生体受入施設	
放血脱羽、中抜き及び冷却施設	・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第3条の規定により都道府県知事が許可し、又は許可する見込みのあるものであること。
冷蔵冷凍施設	・冷蔵保存の場合にあつては5℃以下、冷凍保存の場合にあつてはマイナス20℃以下で保存ができる能力を有すること。
食鳥肉加工施設	
輸送施設	
給排水施設	
その他の施設・設備	
副産物等処理施設	
衛生管理施設	<p>・次の（a）、（b）又は（c）の基準に適合すること。</p> <p>（a）食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令（平成3年3月25日付け政令第52号）、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成2年6月29日付け厚生省令第40号）を順守するために、都道府県知事（保健所を設置する市にあつては市長）が事業実施主体に文書で改善又は新設を指摘した設備（設計図等から衛生管理施設以外の部分と区分できるものに限る。）であること。</p> <p>（b）食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法に基づく高度化基準に適合する旨の認定を受けた高度化計画又は高度化基盤整備計画の実施に必要な設備であること。</p> <p>（c）輸出に係る設備であって、輸出先国が定める衛生基準等を順守するために必要なものであること。</p>
ハラール対応施設	・輸出先国等が定めるハラール認証の基準を順守するために必要な設備であること。
アニマルウェルフェア対応施設	・国際獣疫事務局が定めるアニマルウェルフェアの国際基準を順守するために必要な設備であり、輸出に係る設備については、輸出先国等が定めるアニマルウェルフェアの基準も順守するものであること。
環境保全施設	・汚水処理施設を対象とする場合は、当該施設から発生する汚水を水質汚

	<p>濁防止法第3条第1項に規定する排水基準以下に処理し得る能力を有すること。</p>
鶏卵処理施設	<ul style="list-style-type: none"> ・当該施設の1日当たりの取扱量がおおむね13トン以上であること。
洗卵選別包装室	
冷蔵庫室	
冷凍庫室	
殺菌装置	
洗浄装置	
貯蔵タンク	
洗卵選別機	
検卵装置	
その他の設備	
畜産物加工施設	<ul style="list-style-type: none"> ・畜産物の加工のために必要な施設・設備とする。 ただし、国産原材料サプライチェーン構築の取組について、中間事業者が事業実施主体となる場合は、中間事業者が自ら加工を行うことを目的として整備する施設・設備も対象とする。 ・当該施設で扱う製品は、事業に参加する生産者自ら生産した生乳又は食肉をもとに消費者ニーズに対応するよう加工した牛乳乳製品又は食肉加工品とする。 ・生産者を支援する目的で地方公共団体、公社、農業者の組織する団体又はこれらの者の有する議決権の合計が議決権全体の過半を占める団体が施設・設備の整備を行う場合にあつては、当該施設で取り扱う製品は、主に事業実施地区内で生産された生乳又は食肉をもとに加工した牛乳乳製品又は食肉加工品とする。 ・貸付けについては、地方公共団体、公社、農業者の組織する団体が有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計が議決権全体の過半を占める団体から、農業者の組織する団体に貸し付ける場合に限るものとする。
家畜市場	<ul style="list-style-type: none"> ・次に定める要件に適合するものであること。 (a) 家畜の流通合理化に係る都道府県計画に基づく整備計画を作成し、都道府県知事による承認を受けていること。 (b) 当該家畜市場の1年間における家畜取引頭数がおおむね5,000頭(牛換算：馬1頭につき1頭、豚、めん羊又は山羊1頭につき0.2頭に換算。以下同じ。)以上あること、又は整備後においておおむね5,000頭(牛換算)以上確保されることが見込まれること。 <p>ただし、中山間地域(山村振興法第7条第1項の規定に基づき振興山村に指定された地域及び「農林統計に用いる地域区分の制定について」において中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域をいう。)にある家畜市場の整備を実施する場合は整備後においておおむね3,500頭(牛換算)以上、離島(離島振興法第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する奄美群島及び沖縄振興特別措置法第3条第1号に規定する沖縄をいう。)にある家畜市場の整備を実施する場合は整備後においておおむね1,500頭(牛換算)以上確保されることが見込まれること。</p>

	が見込まれること。
基本施設	
環境対策施設	・ 汚水処理施設を対象とする場合、当該施設から発生する汚水を水質汚濁防止法第3条第1項の規定に定められた排水基準以下に処理できる能力を有すること。
衛生対策施設	
機能高度化施設	
その他の施設・設備	
家畜飼養管理施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 畜舎、フリーストール牛舎、ミルクパーラー、ウインドレス鶏舎、ふ卵施設、畜舎と一体的に整備する設備及び畜舎等と一体的に整備する家畜排せつ物処理利用施設の整備については、事業実施地域は次の（a）及び（b）の要件に適合するものであることとする。 <ul style="list-style-type: none"> （a）事業実施地域は、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号。以下「酪肉振興法」という。）第2条の4第1項の規定に基づく計画（以下「市町村計画」という。）を作成した市町村の区域内又は都道府県知事が適当と認める市町村の区域内であること。 （b）事業実施地域は、アクションプラン（市町村計画又は酪肉振興法第2条の3第1項の規定に基づく計画の実現に向けた具体的な行動計画であり、特に、当該産地のリーダーとなる農業者・地域の選定、支援・指導を受ける対象への具体的経営改善の方法、支援・指導を行う関係機関の位置付け・役割分担を定めたもの）をいう。以下同じ。）を策定しているか、又は策定することが見込まれる市町村の区域内又は都道府県内とする。 ・ 畜舎、フリーストール牛舎、ミルクパーラー、ウインドレス鶏舎及びふ卵施設並びに飼料作物作付条件整備及び放牧利用条件整備並びに水田飼料作物作付条件整備と一体的に整備する牛舎等で複数の畜産経営が共同で利用する施設の整備については、施設の管理について次の条件を満たすものとする。 <ul style="list-style-type: none"> （a）当該施設がすべての利用者から構成された団体の所有（当該団体が法人でない場合は利用者の共有）に属し、かつ、登記簿（表示の登記を含む。）上この旨が明らかであること。 （b）当該施設に係る管理費（個人の不注意による破損の修繕に要する費用等明確に個人が負担すべき金額を除く。）の徴収が利用度に応じて行われること。 ・ 次の条件を満たしている場合には、1施設用地（地形又は地物によって画される地続きの土地であって、一体的に施設用地に供されるものを含む。）を2棟以上に分けて整備することができるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> （a）同一施設用地における当該施設の複数の各施設の規模（建物面積、収容頭数等）は、原則として同一であること。 （b）当該畜舎で飼養されている家畜の種類及び飼養管理体系が同一であること。 （c）複数の畜産経営が共同で利用する施設の場合にあつては、事業参

	<p>加者において、家畜排せつ物の共同処理、飲雑用水等の共同利用等が図られること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該施設のうち畜舎等に附帯する放飼場及び飼料調製等施設は、畜舎等に近接して整備することが望ましいが、土地の権利調整、自然条件等からこれが困難な場合は、日常の飼養管理に支障を来さない範囲内で、一定の距離において整備することは差し支えないものとする。 ・畜舎の利用及び家畜の管理のための事務所、管理人室等を畜舎とは別棟として整備する必要がある場合には、その整備を次の基準により行うものとし、経営面からみて過大な施設とならないよう、特に留意するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 場所 <p>原則として、当該施設の敷地内又は隣接地に整備することとする。</p> <p>ただし、地形等自然条件からみて敷地内又は隣接地に整備することが困難な場合にあっては、家畜管理上支障を来さない範囲内でその他の土地に整備することができるものとする。</p> (b) 規模等 <ul style="list-style-type: none"> i 管理舎1棟当たりの規模は、次の方法により算出した面積の範囲内とする。 <p style="text-align: center;">面積＝40㎡（共用部分）＋10㎡（管理人1人当たり専用部分）× 管理人等人数</p> ii iの共用部分は、事務室、炊事場、浴室等とし、管理人等人数は、家畜の飼養計画頭数及び飼養形態からみて必要最小限とする。 ・建造物の構造部分（柱、梁等）の木造化及び内装部分（床、壁、窓枠、戸等）の木質化に積極的に取り組むものとする。 ・畜舎、フリーストール牛舎、ミルクパーラー及びウインドレス鶏舎の整備については、建設基準法施行令等関係法令、構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、1棟がおおむね500㎡以下の施設について、少なくとも建造物の構造部分（柱、梁）について木材を利用することを原則とし、1棟が500㎡を超える施設についても、コスト等の観点から木材利用が可能な場合は積極的に利用するものとする。 ・スマート農業実践施設の整備に取り組む場合は、畜舎、フリーストール牛舎、ミルクパーラー、ウインドレス鶏舎、ふ卵施設、畜舎及び畜舎と一体的に整備する設備及び畜舎等と一体的に整備する家畜排せつ物処理利用施設の整備について、データを活用して生産性の向上や畜産物生産の省力化に資するICT、ロボット技術等のスマート技術を2つ以上導入するとともに、それぞれのデータが収集され、連動し、生産性向上及び作業省力化に資さなければならない。
畜舎	<ul style="list-style-type: none"> ・肉用牛生産、養豚生産及び牛のほ育成並びにヘルパー組合等（酪農、肉用牛及び飼料生産に係る業務の一部を受託する団体又は法人をいう。以下同じ。）の統合を行うためのもの。 ・肉用牛生産及び養豚生産における地域内一貫生産体制の確立、協業法人（複数の世帯が共同で出資し、収支決算まで共同で行っている法人のことをいう。以下同じ。）経営開始に伴う生産体制効率化等への対応、新生産システム（事業実施地域において一般的なものとなっていない飼養管理等の取組により生産体系全体として改善（生産コストの低減又は特

定の作業に係る労働時間の短縮を活用することによる生産性の向上等)がなされるものをいう。以下同じ。)の実践・普及、牛のほ育育成経営部門の外部化及び地域の家畜衛生水準向上のための管理体制の構築並びにヘルパー組織等の統合のうちのいずれかのためのものであること。

・肉用牛生産及び養豚生産における地域内一貫生産体制の確立のために用いる場合は、次の条件を満たすこととする。

(a) 対象畜種が、肉用牛又は豚であること。

(b) 計画上の肉用牛飼養頭数が、肉専用種にあつてはおおむね 300頭以上(繁殖牛にあつてはおおむね100頭以上)、乳用種にあつてはおおむね500頭以上、肥育豚にあつてはおおむね2,000頭以上、繁殖豚にあつてはおおむね150頭以上であること。

ただし、中山間地域等にあつては、計画飼養頭数はそれぞれの2分の1以上であるものとする。

・肉用牛生産、養豚生産及び牛のほ育育成における協業法人経営開始に伴う生産体制効率化等に用いる場合は、次の条件を満たすこととする。

(a) 事業実施主体は協業法人に限る。

ただし、当該施設竣工までに、協業法人になることが確実に見込まれ、かつ(b)の条件を満たす農業者の組織する団体を含む。

(b) 事業実施主体となる協業法人の構成員は、原則として、5名以上の自然人たる農業者に限るものとし、法人が構成員に含まれてはならない。

・肉用牛生産、養豚生産及び牛のほ育育成における新生産システムの実践・普及のために用いる場合には、次の条件を満たすこととする。

(a) 新生産システムの実践・普及にあつては、事業実施地域において一般的なものとなっていない飼養管理等の取組により生産コストの低減又は特定の作業に係る労働時間の短縮による生産性の向上等がなされるものとする。

(b) 農業者の組織する団体以外の者が事業実施主体となり、かつ、当該施設を畜産経営に貸し付けて飼養管理技術を習得させ、又は実践を行う場合には、次の条件を満たしていることとする。

i 当該施設の所有は、事業実施主体に属するものであること。

ii 事業実施主体は、新生産システムのモデル的な実践(以下「モデル実践活動」という。)を行うための対象施設、貸付期間、利用料等を内容とする利用に係る規定を定め、当該規定に基づき畜産経営に貸し付けるものとする。

iii 事業実施主体は、整備した当該施設における飼養成績の分析及びそれをもとに指導を行い、畜産経営は、事業実施主体の方針に基づき飼養管理を行うとともに、原則として、生産行程の全部又は一部について他の畜産経営との共同活動等を行うものとする。

・当該施設を牛のほ育育成経営部門の外部化のために用いる場合は、すでに牛のほ育育成を目的として管理運営されている公共牧場内に当該施設を整備することはできないものとする。

・当該施設を地域の家畜衛生水準向上のための管理体制の構築のために用いる場合は、次の条件を満たすこととする。

(a) 導入家畜等の隔離又はオールアウト等による空舎期間の確保のた

	<p>めの一時的な利用に限定されること。</p> <p>(b) 当該施設の所有は、事業実施主体に属するものであること。</p> <p>(c) 複数の畜産経営が共同で利用する施設の場合にあっては、事業実施主体は、対象施設、利用期間、利用料等に係る規定を定め、当該規定に基づき畜産経営に利用させるものとする。</p> <p>(d) 当該施設の規模は、地域の家畜導入状況や家畜飼養規模からみて必要最小限のものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該施設をヘルパー組織等の統合のために用いる場合は、当該組織の事業の規模拡大、多角化又は効率化が行われるものとする。
<p>フリーストール牛舎</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・協業法人経営開始に伴う生産体制効率化等への対応及び新生産システムの実践・普及並びにヘルパー組織の統合のいずれかのためのものであること。 ・当該施設を協業法人経営開始に伴う生産体制効率化等への対応のために用いる場合は、次の条件を満たすこととする。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 事業実施主体は協業法人に限る。 <p>ただし、当該施設竣工までに、協業法人になることが確実に見込まれ、かつ (b) の条件を満たす農業者の組織する団体を含む。</p> (b) 事業実施主体となる協業法人の構成員は、原則として、5名以上の自然人たる農業者に限るものとし、法人が構成員に含まれてはならない。 ・当該施設を新生産システムの実践・普及のために用いる場合は、次の条件を満たすこととする。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 新生産システムの実践・普及にあっては、事業実施地域において一般的なものとなっていない飼養管理等の取組により生産コストの低減又は特定の作業に係る労働時間の短縮による生産性の向上等がなされるものとする。 (b) 農業者の組織する団体以外の者が事業実施主体となり、かつ、当該施設を畜産経営に貸し付けて飼養管理技術を習得させ、又は実践を行う場合には、次の条件を満たしていることとする。 <ul style="list-style-type: none"> i 当該施設の所有は、事業実施主体に属するものであること。 ii 事業実施主体は、モデル実践活動を行うための対象施設、貸付期間、利用料等を内容とする、利用に係る規定を定め、当該規定に基づき畜産経営に貸し付けるものとする。 iii 事業実施主体は、整備した当該施設における飼養成績の分析及びそれをもとに指導を行い、畜産経営は、事業実施主体の方針に基づき飼養管理を行うとともに、原則として、生産行程の全部又は一部について他の畜産経営との共同活動を行うものとする。 ・当該施設をヘルパー組織等の統合のために用いる場合は、当該組織の事業の規模拡大、多角化又は効率化が行われるものとする。
<p>ミルクイングパーラー</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・協業法人経営開始に伴う生産体制効率化等への対応及び新生産システムの実践・普及並びにヘルパー組織の統合のいずれかのためのものであること。 ・当該施設を協業法人経営開始に伴う生産体制効率化等への対応のために用いる場合は、次の条件を満たすこととする。

	<p>(a) 事業実施主体は協業法人に限る。 ただし、当該施設竣工までに、協業法人になることが確実に見込まれ、かつ (b) の条件を満たす農業者の組織する団体を含む。</p> <p>(b) 事業実施主体となる協業法人の構成員は、原則として、5名以上の自然人たる農業者に限るものとし、法人が構成員に含まれてはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該施設を新生産システムの実践・普及のために用いる場合は、次の条件を満たすこととする。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 新生産システムの実践・普及にあつては、事業実施地域において一般的なものとなっていない飼養管理等の取組により生産コストの低減又は特定の作業に係る労働時間の短縮による生産性の向上等がなされるものとする。 (b) 農業者の組織する団体以外の者が事業実施主体となり、かつ、当該施設を畜産経営に貸し付けて飼養管理技術を習得させ、又は実践を行う場合には、次の条件を満たしていることとする。 <ul style="list-style-type: none"> i 当該施設の所有は、事業実施主体に属するものであること。 ii 事業実施主体は、モデル実践活動を行うための対象施設、貸付期間、利用料等を内容とする利用に係る規定を定め、当該規定に基づき畜産経営に貸し付けるものとする。 iii 事業実施主体は、整備した当該施設における飼養成績の分析及びそれをもとに指導を行い、畜産経営は、事業実施主体の方針に基づき飼養管理を行うとともに、原則として、生産行程の全部又は一部について他の畜産経営との共同活動を行うものとする。 ・当該施設をヘルパー組織等の統合のために用いる場合は、当該組織の事業の規模拡大、多角化又は効率化が行われるものとする。
ウインドレス鶏舎	<ul style="list-style-type: none"> ・閉鎖型で無窓構造の高病原性鳥インフルエンザ等に対する防疫のためのものに限る。 ・事業実施主体は、農業者で構成されており、かつ、農業者の組織する団体又はこれらが有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計が議決権全体の過半を占める農業者の組織する団体以外の者との間に経営上の上下関係がないものであることを要する。 ・当該施設を新生産システムの実践・普及のために用いる場合は、次の条件を満たすこととする。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 新生産システムの実践・普及にあつては、事業実施地域において一般的なものとなっていない飼養管理等の取組により生産コストの低減又は特定の作業に係る労働時間の短縮による生産性の向上等がなされるものとする。 (b) 農業者の組織する団体以外の者が事業実施主体となり、かつ、当該施設を畜産経営に貸し付けて飼養管理技術を習得させ、又は実践を行う場合には、次の条件を満たしていることとする。 <ul style="list-style-type: none"> i 当該施設の所有は、事業実施主体に属するものであること。 ii 事業実施主体は、モデル実践活動を行うための対象施設、貸付期間、利用料等を内容とする、利用に係る規定を定め、当該規定に基づき畜産経営に貸し付けるものとする。この場合、畜産経営は5名以上で構成されるものとする。

	<p>iii 事業実施主体は、整備した当該施設における飼養成績の分析及びそれをもとに指導を行い、畜産経営は、事業実施主体の方針に基づき飼養管理を行うとともに、原則として、生産行程の全部又は一部について他の畜産経営との共同活動を行うものとする。</p>
ふ卵施設	<ul style="list-style-type: none"> ・効率的な素ひな生産体制の構築のため、既存の種鶏場又はふ卵場の再編・統合を伴う施設整備であること。 ・種卵の消毒、素ひなの生産管理に係る高度な衛生管理体制を確保することによる病原性微生物の汚染防止等を図り、素ひなの安定供給、供給農家における衛生水準の向上等に資するものであること。 ・事業実施主体は、農業者で構成されており、かつ、農業者の組織する団体又はこれらが有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計が議決権全体の過半を占める農業者の組織する団体以外の者との間に経営上の上下関係がないものであることを要する。
放牧利用施設	
畜舎等と一体的に整備する設備	<ul style="list-style-type: none"> ・畜舎、フリーストール牛舎、ミルクパーラー、ウインドレス鶏舎及びふ卵施設と合わせて整備するものとする。 ・整備する設備は生産行程に直接にかかわり、かつ畜舎等に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか又は畜舎等で行われる生産行程の在り方の本質にかかわるものとする。 ・生産物を一時的に保管する設備については対象としないものとする。
畜舎等と一体的に整備する家畜排せつ物処理利用施設	<ul style="list-style-type: none"> ・畜舎、フリーストール牛舎、ミルクパーラー、ウインドレス鶏舎及びふ卵施設と合わせて整備するものとする。 ・この施設に係る事業の実施に当たっては、家畜排せつ物及び施設排水（ミルクパーラーに係るものを含む。）について適切な処理が行われるよう特に留意する。
飼料作物作付条件整備及び放牧利用条件整備並びに水田飼料作物作付条件整備と一体的に整備する牛舎等	<ul style="list-style-type: none"> ・本要綱別表1のIの事業実施主体の欄の1の(1)のただし書の別記1に定める国産飼料関連施設は、「飼料作物作付条件整備及び放牧利用条件整備並びに水田飼料作物作付条件整備と一体的に整備する牛舎等」とし、公共牧場運営基盤整備と一体的に実施できるものとする。 ・放牧利用条件整備と一体的に整備する牛舎等については、新築に伴う不要施設の撤去、構造変更に伴う改修及び飼料規模の拡大に対応した増築を含むことができるものとする。 ・施設の管理について、次の条件を満たすものとする。 なお、ヘルパー組織等の統合に用いる場合においても同様とする。 (a) 当該施設は、次の条件を満たしている場合には、1施設用地（地形又は地物によって画される地続きの土地であって、一体的に施設用地に供されるものを含む。）を2棟以上に分けて整備することができるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> i 同一施設用地における当該施設の複数の各施設の規模（建物面積、収容頭数等）は、原則として同一であること。 ii 当該畜舎で飼養されている家畜の種類及び飼養管理体系が同一であること。 iii 複数の畜産経営が共同で利用する施設の場合にあつては、事業参加者において、家畜排せつ物の共同処理、飲雑用水等の共同利

	用等が図られること。
国産飼料関連施設	<ul style="list-style-type: none"> ・施設用地の造成整備を含む。（飼料給与設計用電算施設は除く。） ・施設と一体的に整備される機械装置を含む。
混合飼料調製・供給施設	<ul style="list-style-type: none"> ・混合飼料等利用畜産経営及び混合飼料等原料供給者との間で供給利用計画を作成するものとする。 ・飼料用米関連の施設整備を実施する場合は、本施設と一体的に整備される混合機、粉砕機等の整備を含む。
混合飼料貯蔵・保管庫	<ul style="list-style-type: none"> ・混合飼料等利用畜産経営及び混合飼料等原料供給者との間で供給利用計画を作成するものとする。 ・飼料用米関連の施設整備を実施する場合は、本施設と一体的に整備される混合機、粉砕機等の整備を含む。
飼料作物収穫調製貯蔵施設	
単味飼料貯蔵施設	<ul style="list-style-type: none"> ・飼料用米関連の施設整備を実施する場合は、本施設と一体的に整備される混合機、粉砕機等の整備を含む。
地域未利用資源調製貯蔵施設	
家畜排せつ物処理施設	
飼料生産・調製・保管施設	<ul style="list-style-type: none"> ・飼料用米関連の施設整備を実施する場合は、本施設と一体的に整備される混合機、粉砕機等の整備を含む。
管理棟	
飼料給与設計用電算施設	<ul style="list-style-type: none"> ・国産飼料を基本とした合理的な飼料給与システムを確立する場合に限る。
子実用とうもろこし乾燥保管調製施設	<ul style="list-style-type: none"> ・飼料向け子実用とうもろこしの乾燥・保管・調製に限るものとし、本施設と一体的に整備される機器等の整備を含む。 ・生産・供給を行う者と利用者との間で、長期（3年以上）の利用供給に関する協定を締結するものとする。
家畜改良増殖関連施設	
きゅう舎	
畜舎	
鶏舎	
飼料給与施設	
解体処理施設	
冷蔵冷凍施設	
受精卵処理、採卵及び移植室	
肉質等分析施設	
人工授精処理施設	
衛生検査施設	
能力調査施設	

隔離検疫豚舎	
隔離検疫鶏舎	
畜産新技術実用化施設	
ふ卵施設	
その他家畜改良増殖又は畜産新技術の取組のための必要な機械器具	
附帯施設	
畜産周辺環境影響低減施設	<ul style="list-style-type: none"> 畜産に起因する悪臭及び排水を処理する施設として、畜舎又は堆肥舎等に対して設置する脱臭施設及び浄化处理施設とする。 施設整備に当たっては、次の条件を満たすこととする。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 整備する施設は、地域ごとの臭気及び排水の規制や周辺からの理解を得られる適正な規模及び処理能力を備えるものであること。 (b) 受益者は、資源循環型社会の形成や大気、水等の環境保全に資するため、家畜排せつ物の適正な管理や臭気及び排水等の経営体外への排出等に際して、関連する環境法令を遵守していること。
脱臭施設	<ul style="list-style-type: none"> 畜舎又は堆肥舎等と接続するための整備を含む。 施設整備に当たっては、施設の設置箇所等を十分検討し、低コストかつ効果的な配置となるよう留意すること。
浄化处理施設	<ul style="list-style-type: none"> 畜舎又は堆肥舎等と接続するための整備を含む。 施設整備に当たっては、施設の設置箇所等十分検討し、低コストかつ効果的な配置となるよう留意すること。
一体的に整備する設備	<ul style="list-style-type: none"> 脱臭施設又は浄化处理施設と一体的に整備するものとする。 整備する設備は、整備する脱臭施設又は浄化处理施設の適正な管理に必要な施設とする。
畜産副産物の肥飼料利用施設	<ul style="list-style-type: none"> 畜産副産物をレンダリング処理し、飼料・肥料利用するために整備する以下の施設とする。 いずれも施設整備に当たっては、施設の設置箇所等を十分検討し、低コストかつ効果的な配置となるよう留意すること。 施設整備に当たっては、次の条件を満たすこととする。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 整備する施設は、地域ごとの臭気及び排水の規制や周辺からの理解を得られる適正な規模及び処理能力を備えるものであること。 (b) 事業実施主体は、資源循環型社会の形成や大気、水等の環境保全に資するため、畜産副産物の適正な管理や臭気及び排水等の経営体外への排出等に際して、関連する環境法令を遵守していること。
レンダリング処理施設	
原料処理施設	
排水処理施設	
製品保管施設	
管理施設	

乾燥・粉碎施設	
殺菌処理施設	
脱臭施設	
ボイラー施設	
受電施設	
受給水施設	
原料前処理施設	
一体的に整備する施設	
農業廃棄物処理施設	・農業生産活動に由来する廃棄物等の処理を行うための施設とする。
農業廃棄物処理施設	
農業廃液処理施設	・養液栽培廃液処理施設も含むものとし、設置に当たっては、組織的な回収処理体制の整備等に積極的に取り組むものとする。
附帯施設	

別表 1-1-①（産地収益力の強化に向けた総合的推進）

各メニューの産地基幹施設等（以下「施設等」という。）の整備内容は以下のとおりとする。また、類別欄に定める番号の達成すべき成果目標基準、ポイント等は別表 1-2-①のとおりとする。

メニュー	産地基幹施設等	類別											
土地利用型作物（稲 （新規需要米を除く。））	育苗施設	A2	A3	A4	A5	A6	A7	A8					
	乾燥調製施設	A1	A3	A4	A5	A6	A7	A8					
	穀類乾燥調製貯蔵施設	A1	A3	A4	A5	A6	A7	A8					
	農産物処理加工施設	A1	A3	A4	A5	A6	A7	A8					
	集出荷貯蔵施設	A1	A3	A4	A5	A6	A7	A8					
	産地管理施設	A1	A3	A4	A5	A6	A7	A8					
土地利用型作物（新規需要米） ※新規需要米とは、 輸出用米、米粉用米 及び飼料用米をい う。以下同じ。	育苗施設	A9	A10	A11									
	乾燥調製施設	A9	A10	A11	A13								
	穀類乾燥調製貯蔵施設	A9	A10	A11	A13								
	農産物処理加工施設	A9	A10	A12	A13								
	集出荷貯蔵施設	A9	A10	A11	A13								
	産地管理施設	A9	A10	A13									
土地利用型作物（麦 類（大麦、はだか麦 及び小麦をい う。））	乾燥調製施設	B1	B2	B3	B4	B5	B6	B7					
	穀類乾燥調製貯蔵施設	B1	B2	B3	B4	B5	B6	B7	B8	B9			
	農産物処理加工施設	B1	B2	B3	B4	B5	B6	B7					
	集出荷貯蔵施設	B1	B2	B3	B4	B5	B6	B7	B8	B9			
	産地管理施設	B1	B2	B3	B4	B5	B6	B7					
土地利用型作物（豆 類）	耕種作物小規模土地基盤整備	C4	C5										
	乾燥調製施設	C1	C2	C3	C4	C5	C6						
	穀類乾燥調製貯蔵施設	C1	C2	C3	C4	C5	C6	C7	C8				
	農産物処理加工施設	C1	C2	C3	C4	C6	C7						
	集出荷貯蔵施設	C1	C2	C3	C4	C5	C6	C7	C8				
	産地管理施設	C1	C2	C3	C4	C5	C6						
	耕種作物小規模土地基盤整備	S1	S2	S3	S4	S5							

土地利用型作物（子 実用とうもろこし）	乾燥調製施設	S1	S2	S3	S4	S5								
	穀類乾燥調製貯蔵施設	S1	S2	S3	S4	S5								
	集出荷貯蔵施設	S1	S2	S3	S4	S5								
	産地管理施設	S1	S2	S3	S4	S5								
土地利用型作物（土 地利用型作物の種 子）	乾燥調製施設	D1	D2	D3	D4	D5	D6	D7						
	穀類乾燥調製貯蔵施設	D1	D2	D3	D4	D5	D6	D7						
	種子種苗生産関連施設	D1	D2	D3	D4	D5	D6	D7						
畑作物・地域特産物 （いも類）	耕種作物小規模土地基盤整備	E1	E2	E3	E4	E5	E6							
	育苗施設	E1	E2	E3	E4	E5	E6	E11	E12	E13				
	産地管理施設	E1	E2	E3	E4	E6	E7	E8	E9	E10	E13			
	農産物処理加工施設	E1	E2	E3	E4	E5	E7	E8	E9	E10	E11	E12	E13	
	集出荷貯蔵施設	E1	E2	E4	E5	E7	E8	E9	E10	E11	E12	E13		
	農作物被害防止施設	E1	E2	E6	E7	E8	E9	E10	E13					
	種子種苗生産関連施設	E1	E2	E3	E4	E5	E6	E7	E8	E9	E10	E11	E12	
	生産技術高度化施設	E1	E2	E3	E4	E5	E6							
	有機物処理・利用施設	E1	E4	E6										
畑作物・地域特産物 （甘味資源作物）	耕種作物小規模土地基盤整備	E6	E14	E17	E18									
	育苗施設	E6	E11	E12	E14	E17	E18							
	農産物処理加工施設	E1	E2	E4	E15	E16	E17	E18						
	集出荷貯蔵施設（てん菜に限る）	E1	E2	E4	E15	E16	E17							
	農作物被害防止施設	E1	E2	E4	E6	E7	E8	E9	E10	E14	E17	E18		
	種子種苗生産関連施設	E6	E11	E12	E14	E15								
	生産技術高度化施設	E6	E17	E18										
	有機物処理・利用施設	E1	E2	E4	E6	E17	E18	E19						
畑作物・地域特産物 （茶）	耕種作物小規模土地基盤整備	F1	F4	F10	F15									
	農産物処理加工施設のうち荒 茶加工機	F1	F3	F5	F9	F10	F11	F12	F13	F15				
	農産物処理加工施設のうち仕 上茶加工機	F1	F5	F6	F9	F10	F11	F12	F13	F15				

	集出荷貯蔵施設	F2	F5	F7	F8	F11	F12	F13						
	産地管理施設	F1	F4	F11										
	生産技術高度化施設のうち栽培管理支援施設	F1	F4	F11										
	農作物被害防止施設のうち防霜施設、病害虫防除施設	F1	F4	F14										
畑作物・地域特産物 (いぐさ・畳表)	育苗施設	G1	G2	G3	G4	G5								
	乾燥調製施設	G1	G2	G3	G4	G5								
	農産物処理加工施設	G1	G2	G3	G4	G5								
	集出荷貯蔵施設	G2	G3	G4	G5									
	産地管理施設	G1	G2	G4	G5									
	生産技術高度化施設	G1	G2	G3	G4	G5								
畑作物・地域特産物 (その他)	耕種作物小規模土地基盤整備	G6	G7	G8	G10	G13								
	育苗施設	G6	G7	G8	G10	G12								
	乾燥調製施設	G6	G7	G8	G11	G12								
	農産物処理加工施設	G6	G7	G8	G10	G11	G15	G16						
	集出荷貯蔵施設	G6	G7	G8	G10	G12								
	産地管理施設	G6	G7	G10	G11	G12	G13							
	生産技術高度化施設	G6	G8	G9	G10	G11	G13	G14						
果樹 (注) 1	耕種作物小規模土地基盤整備	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9				
	育苗施設	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9				
	農産物処理加工施設	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9				
	集出荷貯蔵施設	H1	H2	H3	H5	H6	H7	H8	H9	H11	EG2	EG3		
	産地管理施設	H1	H2	H3	H4	H5	H7	H9	H10					
	農作物被害防止施設	H1	H2	H7	H9	H10								
	生産技術高度化施設	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H11	EG1		
	種子種苗生産関連施設	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9				
	有機物処理・利用施設	H1	H2	H4	H5	H6	H7							
	農業廃棄物処理施設整備	H5	H6											

野菜（注）1	耕種作物小規模土地基盤整備	I1	I2										
	育苗施設	I1	I2	I3	I4	I5	I6	I7	I8				
	農産物処理加工施設	I3	I4	I5	I6	I7	I8						
	集出荷貯蔵施設	I1	I3	I4	I5	I6	I7	I8	I10	EG2	EG3		
	産地管理施設	I1	I2	I3	I5	I6	I8	I9					
	農作物被害防止施設	I1	I5	I6	I9								
	生産技術高度化施設	I1	I2	I3	I4	I5	I6	I7	I8	I10	EG1		
	種子種苗生産関連施設	I1	I2	I3	I4	I5	I6	I7	I8	I9			
	有機物処理・利用施設	I1	I2	I3	I4	I5	I6						
	農業廃棄物処理施設整備	I3	I4										
花き	耕種作物小規模土地基盤整備	J1	J2	J3	J4	J5	J7						
	育苗施設	J1	J2	J3	J4	J5	J6	J7					
	農産物処理加工施設	J1	J3	J4	J5	J6	J7						
	集出荷貯蔵施設	J1	J3	J4	J5	J6	J7	J9					
	産地管理施設	J1	J2	J3	J4	J5	J6	J7	J8				
	用土等供給施設	J2	J3	J4	J5	J6	J7						
	農作物被害防止施設	J1	J2	J4	J5	J6	J7	J8					
	生産技術高度化施設	J1	J2	J3	J4	J5	J6	J7	J8	J9	EG1		
	種子種苗生産関連施設	J1	J2	J3	J5	J6	J7	J8	J9				
	有機物処理・利用施設	J1	J2	J3	J5	J6	J9						
農業廃棄物処理施設整備	J1	J2	J3	J5	J6	J7							
畜産周辺環境影響低減（注）2	浄化処理施設	K1	K5	K6	K7	K8	K9	K10	K11	K12	K13		
		K14	K15	K16	K17	K18	K19	K20	K21	K22			
	脱臭施設	K2	K5	K6	K7	K8	K9	K10	K11	K12	K13		
		K14	K15	K16	K17	K18	K19	K20	K21	K22			
畜産生産基盤育成強化（注）3	畜産物処理加工施設	K3	K4	K6	K7	K8	K9	K16	K17	K18	K19	K21	K22
	家畜飼養管理施設	K5	K6	K7	K8	K9	K10	K11	K12	K13	K14		

		K15	K16	K17	K18	K19	K20	K21	K22				
家畜改良増殖（注） 4	家畜改良増殖関連施設（牛）	K5	K6	K23									
	家畜改良増殖関連施設（豚肉）	K5	K24										
	家畜改良増殖関連施設（鶏肉及び鶏卵）	K5	K25	K26									
	家畜改良増殖関連施設（馬及び特用家畜）	K5	K27	K28	K29								
飼料増産	飼料作物作付条件整備	L1	L2	L3	L4	L5							
	放牧利用条件整備	L1	L2	L3	L4	L5							
	水田飼料作物作付条件整備	L1	L2	L3	L4	L5							
	国産飼料関連施設	L1	L2	L3	L4	L5							
飼料増産（地域未利用資源の飼料利用）	国産飼料関連施設	L2	L5	L6									
食肉等流通体制整備	産地食肉センター	M1	M2	M3	M4	M5							
	家畜市場	M6	M7	M8									
	食鳥処理施設	M9	M10										
	鶏卵処理施設	M11	M12	M13									
国産原材料サプライチェーン構築（注） 5、10	耕種作物小規模土地基盤整備	N1	N2										
	育苗施設	N1	N2										
	乾燥調製施設	N1	N2										
	穀類乾燥調製貯蔵施設	N1	N2										
	農産物処理加工施設	N1	N2										
	集出荷貯蔵施設	N1	N2										
	産地管理施設	N1	N2										
	農作物被害防止施設	N1	N2										
	生産技術高度化施設	N1	N2										
	種子種苗生産関連施設	N1	N2										
	畜産物処理加工施設	N1	N2										
家畜飼養管理施設	N1	N2											
	耕種作物産地基幹施設整備	N3	N4										

農畜産物輸出に向けた体制整備（注）6	畜産物産地基幹施設整備	N5	N6											
スマート農業実践施設の整備	生産技術高度化施設	01	02	03										
	家畜飼養管理施設	K5	K7	K8	K6	K9	K10	K11	K12	K13				
		K14	K15	K16	K17	K18	K19	K20	K21	K22				
地球温暖化対策・環境保全型農業（注）7	耕種作物小規模土地基盤整備	P1	P2	P5										
	育苗施設	P2	P3											
	用土等供給施設	P1	P2	P5										
	農作物被害防止施設	P2	P3											
	種子種苗生産関連施設	P2	P3											
	有機物処理・利用施設（地域資源肥料化処理施設を除く。）	P1	P2	P5	P6									
	有機物処理・利用施設のうち地域資源肥料化処理施設	P1	P2	P4										
環境保全（小規模公害防除）	耕種作物小規模土地基盤整備	P7	P8											
環境保全（農業廃棄物の再生処理）	農業廃棄物処理施設整備	P9	P10											
環境保全（地域資源を活用した生産資材の確保）	油糧作物処理加工施設	P11	P12	P13										
	バイオディーゼルの燃料製造供給施設	P11	P12	P13										
有機農業（注）8	種子種苗生産関連施設	P3	Q1											
	育苗施設	P3	Q1											
	穀類乾燥調製貯蔵施設	P3	Q1											
	農産物処理加工施設	P3	Q1											
	集出荷貯蔵施設	P3	Q1											
	産地管理施設	P3	Q1	Q3										
	用土等供給施設	P1	P3	Q3										
	農業廃棄物処理施設	P1	P3	Q3										
	生産技術高度化施設	P1	P3	Q1	Q2									
	有機物処理・利用施設（地域資源肥料化処理施設を除く。）	P1	P3	Q3										

	有機物処理・利用施設のうち 地域資源肥料化処理施設	Q1	Q2											
土づくり（科学的データに基づく土づくり）（注）9	有機物処理・利用施設	P1	P5	Q4										
	用土等供給施設（土壌機能増進資材製造施設）	P1	P5	Q4										
	産地管理施設	P1	P5	Q4										
	耕種作物小規模土地基盤整備（土壌土層改良）	P1	P5	Q4										
土づくり（被災農地の地力回復）	耕種作物小規模土地基盤整備（土壌土層改良）	Q5	Q6	Q7										
畜産副産物の肥飼料利用	畜産副産物肥飼料利用施設	R1	R2											
物流 2024 年問題への取組	集出荷貯蔵施設	T1												
	農産物処理加工施設	T1												

（注） 1：青果物広域流通システム構築を行う場合は EG2 を必須とし、当該施設で取り扱う作物（野菜及び果樹）の成果目標から 1 つ、合計 2 つの成果目標を立てることができる。

2：畜産周辺環境影響低減の取組を行う場合は、以下のとおりとする。

（1）浄化処理施設を整備する場合は、K1 を必須とし、当該施設内において飼養する畜種に応じた成果目標を 1 つ、合計 2 つの成果目標を立てること。

（2）脱臭施設を整備する場合は、K2 を必須とし、当該施設内において飼養する畜種に応じた成果目標を 1 つ、合計 2 つの成果目標を立てること。

3：畜産生産基盤育成強化の取組で家畜飼養管理施設を整備する場合は、当該施設において飼養する畜種に応じた成果目標を選択すること。

4：家畜改良増殖の取組のうち牛の家畜改良増殖関連施設を整備する場合は、当該施設で乳牛を取り扱う場合は、K5、K6 から 1 つ又は 2 つ、当該施設で肉用牛を取り扱う場合は、K5、K23 から 1 つ又は 2 つの成果目標を立てること。

5：国産原材料サプライチェーン構築の取組を行う場合は N1 又は N2 を必須とし、当該施設で取り扱う作物等（土地利用型作物、野菜、果樹、地域特産物及び畜産物）の成果目標から 1 つ、合計 2 つの成果目標を立てることができる。

6：農畜産物輸出に向けた体制整備の取組を行う場合は、N3、N4、N5 及び N6 の中から一つを必須とし、対応するメニュー（土地利用型作物、畑作物・地域特産物、果樹、野菜、花き及び食肉等流通体制整備）及び整備する施設（食肉等流通体制整備の家畜市場を除く。）に対応した成果目標から 1 つ、合計 2 つの成果目標を立てることができる。

7：環境保全の取組のうち地球温暖化対策・環境保全型農業で有機物処理・利用施設のうち地域資源肥料化処理施設を整備する場合は、P4 を必須とし、P1 又は P2 の中から成果目標を 1 つ、合計 2 つの成果目標を立てること。

8：有機農業の取組で産地管理施設、用土等供給施設、農業廃棄物処理施設、生産技術高度化施設及び有機物処理・利用施設（地域資源肥料化処理施設を除く。）を整備する場合は、Q1 を必須とし、産地管理施設においては P3 及び Q3、用土等供給施設・農業廃棄物処理施設・有機物処理・利用施設（地域資源肥料化処理施設を除く。）においては P1、P3 及び Q3、生産技術高度化施設においては P1、P3、Q2 及び Q3 の中からそれぞれ 1 つ、合計 2 つの成果目標を立てること。

- 9：土づくり（科学的データに基づく土づくり）に取り組む場合にあつては、Q4を必須とし、P1又はP5から成果目標を1つ、合計2つの成果目標を立てること。
- 10：先駆的モデル支援タイプにあつては、別記1のⅡのⅡ－1の第1の13の「生産者、中間事業者及び食品製造事業者等が一体」を「生産者及び民間事業者（別記3に定めるもの。）」とみなすことができる。
- 11：物流2024年問題への取組を行う場合はT1を必須とし、当該施設で取り扱う作物（土地利用型作物、畑作物・地域特産物、果樹、野菜及び花き）の成果目標又は別表1－1－②の中から関連する成果目標を1つ、合計2つの成果目標を立てること。
- 12：ストックセンターを整備する場合は、当該施設において麦類を保管する場合はB8又はB9を、豆類を保管する場合はC7又はC8を必須とする。

別表 1-1-③ (みどりの食料システム戦略の推進)

本メニューの中で整備する施設等は以下のとおりとする。また、類別欄に定める番号の達成すべき成果目標基準、ポイント等は別表 1-2-③のとおりとする。

メニュー	産地基幹施設等	類別												
みどりの食料システム戦略の推進 (注)	耕種作物小規模土地基盤整備	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	Z7						
	飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	Z7						
	耕種作物産地基幹施設整備	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	Z7						
	畜産物産地基幹施設整備	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	Z7						
	農業廃棄物処理施設整備	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z6	Z7						

(注) : みどりの食料システム戦略の推進の取組を行う場合は、Z1 から Z7 までの中から成果目標を 1 つ立てることを必須とし、別表 1-2-①のうち当該施設で取り扱う作物等の成果目標 (生産性向上等の収益性の向上に資する成果目標に限る。) から 1 つ、合計 2 つの成果目標を立てること。

別表 1-1-④（産地における戦略的な人材育成の推進）

本メニューの中で整備する施設等は以下のとおりとする。また、類別欄に定める番号の達成すべき成果目標基準、ポイント等は別表 1-2-④のとおりとする。

メニュー	産地基幹施設等	類別											
人材育成推進（注）	耕種作物小規模土地基盤整備	Y1											
	飼料作物作付及び家畜放牧等 条件整備	Y1											
	耕種作物産地基幹施設整備	Y1											
	畜産物産地基幹施設整備	Y1											
	農業廃棄物処理施設整備	Y1											

（注）：産地における戦略的な人材育成の推進の取組を行う場合は、類別 Y1 を必須とし、別表 1-2-①のうち当該施設で取り扱う作物等の成果目標（生産性向上等の収益性の向上に資する成果目標に限る。）から 1 つ、合計 2 つの成果目標を立てること。

別表 1-2-①（産地収益力の強化に向けた総合的推進）

同じメニューの中から達成すべき成果目標及び成果目標に対する現況値ポイントに対する現況値を1つ又は2つ選択できるものとする。

また、複数の作物（メニュー）に関連する施設等の整備を行う場合は、主要な2つの作物（メニュー）の達成すべき成果目標を1つずつ選択するものとする。

メニュー	類別	達成すべき成果目標基準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
共通		<p>※新規作物を対象とした施設等の整備を行う場合（各都道府県1事業実施計画に限る）又は受益者が全て認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者をいう。）の場合（栽培技術や経営ノウハウを習得した者が利用する施設等に限る。）は、成果目標に対する現況値ポイントの1つを以下のいずれかの取組で代替できるものとする。……………5ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> 各都道府県が策定する普及指導計画に事業実施計画の地区若しくは取組が位置付けられている、又は位置付けられることが確実であること 生産者、実需者、学識経験者、地方公共団体、その他関係機関が一体となった推進体制を構築するとともに、構成員の役割を明確にした指導方針を都道府県が策定し、これに基づく指導を行うこと 	
土地利用型作物 （稲（新規需要米を除く。））	A1	<p>・小売店や個人消費者等に対する直接販売又は中食・外食用等向けの原料用等米の契約栽培の取組（出荷団体等を介した複数者間による直接契約も含む。）について、その取扱量の割合が10ポイント以上増加。</p> <p>30ポイント以上……………10ポイント 25ポイント以上……………8ポイント 20ポイント以上……………6ポイント 15ポイント以上……………4ポイント 10ポイント以上……………2ポイント</p>	<p>・小売店や個人消費者等に対する直接販売又は中食・外食用等向けの原料用等米の契約栽培の取組（出荷団体等を介した複数者間による直接契約も含む。）について、その取扱量の割合が10.0%以上。</p> <p>40.0%以上……………5ポイント 32.5%以上……………4ポイント 25.0%以上……………3ポイント 17.5%以上……………2ポイント 10.0%以上……………1ポイント</p>
	A2	<p>・10a当たり物財費を1%以上削減。</p> <p>8%以上……………10ポイント 6%以上……………8ポイント 4%以上……………6ポイント 2%以上……………4ポイント 1%以上……………2ポイント</p>	<p>・現状の10a当たり物財費について</p> <p>全国平均値より15%以上下回る場合……………5ポイント 全国平均値より10%以上下回る場合……………4ポイント 全国平均値より5%以上下回る場合……………3ポイント</p>
	A3	<p>・重金属等の有害物質の低減に取り組む面積を5ポイント以上増加。（ただし、作付面積全体に占める重金属等の有害物質の低減に取り組む面積の割合を10%以上確保するものとする）</p> <p>25ポイント以上……………10ポイント 20ポイント以上……………8ポイント 15ポイント以上……………6ポイント 10ポイント以上……………4ポイント 5ポイント以上……………2ポイント</p>	<p>・重金属等の有害物質の低減に取り組む面積が作付面積全体に占める割合に対して5.0%以上。</p> <p>38.0%以上……………5ポイント 29.8%以上……………4ポイント 21.5%以上……………3ポイント 13.3%以上……………2ポイント 5.0%以上……………1ポイント</p>
	A4	<p>・事業実施地区における1等比率を事業実施年度の前7中5年平均の値と比べて6ポイント以上改善。</p> <p>10ポイント以上……………10ポイント 9ポイント以上……………8ポイント 8ポイント以上……………6ポイント 7ポイント以上……………4ポイント 6ポイント以上……………2ポイント</p>	<p>・事業実施地区における1等比率の直近7中5年平均が40%以上。</p> <p>80%以上……………5ポイント 70%以上……………4ポイント 60%以上……………3ポイント 50%以上……………2ポイント 40%以上……………1ポイント</p>

		※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、A5の成果目標を選択することはできない。	
	A5	<p>・事業実施地区における下位等級指数(1等以外の数量を全出荷量で除して100を乗じたもの)を10%以上削減。</p> <p>事業実施年度の前7中5年平均の値と比べて</p> <p>50%以上削減……………10ポイント</p> <p>40%以上削減……………8ポイント</p> <p>30%以上削減……………6ポイント</p> <p>20%以上削減……………4ポイント</p> <p>10%以上削減……………2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、A4の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・事業実施地区における1等比率の直近7中5年平均が40%以上。</p> <p>80%以上……………5ポイント</p> <p>70%以上……………4ポイント</p> <p>60%以上……………3ポイント</p> <p>50%以上……………2ポイント</p> <p>40%以上……………1ポイント</p>
	A6	<p>・事業実施地区における高温耐性品種※(複数品種がある場合はその合計)の作付割合を1ポイント以上向上。</p> <p>5ポイント以上……………10ポイント</p> <p>4ポイント以上……………8ポイント</p> <p>3ポイント以上……………6ポイント</p> <p>2ポイント以上……………4ポイント</p> <p>1ポイント以上……………2ポイント</p> <p>※(国研)農業・食品産業技術総合研究機構や各都道府県の農業試験場等の公的機関において、高温耐性を有する品種(若しくは登熟期に高温に遭遇することが回避可能な品種)として育成された品種、又は、従来品種と比較して高温耐性を有することが客観的データ(一等米比率等)で示すことが可能な品種に限るものとする。</p>	<p>・事業実施地区における高温耐性品種(複数品種がある場合はその合計)の作付割合が1%以上。</p> <p>5%以上……………5ポイント</p> <p>4%以上……………4ポイント</p> <p>3%以上……………3ポイント</p> <p>2%以上……………2ポイント</p> <p>1%以上……………1ポイント</p>
	A7	<p>・現状の事業実施地区における水稲作付面積のうち、多収性の品種の作付面積の割合が3ポイント以上増加。</p> <p>15ポイント以上……………10ポイント</p> <p>12ポイント以上……………8ポイント</p> <p>9ポイント以上……………6ポイント</p> <p>6ポイント以上……………4ポイント</p> <p>3ポイント以上……………2ポイント</p>	<p>・現状の事業実施地区における水稲作付面積のうち、多収性の品種(栽培試験の結果が事業実施地区の平年単収より概ね1割以上高い品種)の作付面積の割合が3%以上。</p> <p>15%以上……………5ポイント</p> <p>12%以上……………4ポイント</p> <p>9%以上……………3ポイント</p> <p>6%以上……………2ポイント</p> <p>3%以上……………1ポイント</p>
	A8	<p>・現状の事業実施地区における水稲作付面積のうち、直播栽培技術、密播育苗の導入面積の割合が2ポイント以上増加。</p> <p>10ポイント以上……………10ポイント</p> <p>8ポイント以上……………8ポイント</p> <p>6ポイント以上……………6ポイント</p> <p>4ポイント以上……………4ポイント</p> <p>2ポイント以上……………2ポイント</p> <p>※育苗施設の場合は密播育苗の導入を行う場合に限り、本成果目標の選択が可能。</p>	<p>・現状の事業実施地区における水稲作付面積のうち、直播栽培技術、密播育苗の導入面積の割合が1%以上。</p> <p>5%以上……………5ポイント</p> <p>4%以上……………4ポイント</p> <p>3%以上……………3ポイント</p> <p>2%以上……………2ポイント</p> <p>1%以上……………1ポイント</p>
土地利用型作物 (新規需要米)	A9	<p>・事業実施地区における水稲作付面積のうち、新規需要米が占める面積割合が4ポイント以上増加。</p> <p>12ポイント以上……………10ポイント</p> <p>10ポイント以上……………8ポイント</p> <p>8ポイント以上……………6ポイント</p>	<p>・現状の事業実施地区における水稲作付面積のうち、新規需要米が占める面積割合が2.0%以上。ただし、事業実施地区が所在する都道府県における水稲作付面積に対する新規需要米の作付面積の割合を上回るものとする。</p> <p>8.0%以上……………5ポイント</p>

		6ポイント以上……………4ポイント 4ポイント以上……………2ポイント	6.5%以上……………4ポイント 5.0%以上……………3ポイント 3.5%以上……………2ポイント 2.0%以上……………1ポイント
	A10	・事業実施地区における新規需要米の作付面積のうち、パン・麺用向けの米粉専用品種(知事特認品種を含む。)と多収性の品種(※)の合計作付面積の占める割合が20ポイント以上増加。 40ポイント以上……………10ポイント 35ポイント以上……………8ポイント 30ポイント以上……………6ポイント 25ポイント以上……………4ポイント 20ポイント以上……………2ポイント ※飼料用米向けに育成された多収品種(知事特認品種を含む。)のほか、栽培試験の結果が事業実施地区の主食用米の年平均単収より概ね1割以上高い品種。	・現状の事業実施地区における新規需要米の作付面積のうち、パン・麺用向けの米粉専用品種(知事特認品種を含む。)と多収性の品種(※)の合計作付面積の割合が10%以上。 50%以上……………5ポイント 40%以上……………4ポイント 30%以上……………3ポイント 20%以上……………2ポイント 10%以上……………1ポイント ※飼料用米向けに育成された多収品種(知事特認品種を含む。)のほか、栽培試験の結果が事業実施地区の主食用米の年平均単収より概ね1割以上高い品種。
	A11	・新規需要米の60kg当たり物財費が事業実施地区における直近の水稲全体の物財費に対して95%以下。 85%以下……………10ポイント 87.5%以下……………8ポイント 90%以下……………6ポイント 92.5%以下……………4ポイント 95%以下……………2ポイント	・現状の水稲について 60kg当たり物財費が全国平均値を10%以上下回る場合……………5ポイント 60kg当たり物財費が全国平均値を5%以上下回る場合……………3ポイント
	A12	・地場製粉等の加工(事業実施地区の生産物を当該地区が所在する産地の施設等において製粉等の加工を行うこと)により新規需要米の販売単価(新規需要米の単位重量当りに換算)が50%以上増加。 150%以上……………10ポイント 125%以上……………8ポイント 100%以上……………6ポイント 75%以上……………4ポイント 50%以上……………2ポイント	・現状の事業実施地区における新規需要米の販売単価について 前年から増加……………2ポイント 取組開始年から増加……………1ポイント かつ、 ・新規需要米の販売先と複数年の販売契約を有している場合……………3ポイント
	A13	・新規需要米の単収が事業実施地区における直近の水稲全体の年平均単収に対して105%以上。 125%以上……………10ポイント 120%以上……………8ポイント 115%以上……………6ポイント 110%以上……………4ポイント 105%以上……………2ポイント	・現状の事業実施地区における新規需要米の生産がパン・麺用向けの米粉専用品種(知事特認品種を含む)と多収性の品種(※)によって行われている割合が20%以上。 100%……………5ポイント 80%以上……………4ポイント 60%以上……………3ポイント 40%以上……………2ポイント 20%以上……………1ポイント ※飼料用米向けに育成された多収品種(知事特認品種を含む)のほか、栽培試験の結果が事業実施地区の主食用米の年平均単収より概ね1割以上高い品種。
土地利用型作物(麦類(大麦、はだか麦及び小麦をいう。))	B1	・民間流通における事業実施地区における実需者等との種前契約の契約数量又は、は種前契約に係る作付面積が事業実施前年度に比べて5%以上増加。 25%以上……………10ポイント 20%以上……………8ポイント 15%以上……………6ポイント	・直近年の実需者等との種前契約の契約数量又は、は種前契約に係る作付面積について、直近5年前(5年遡る事が困難な場合は直近3年前)と比較した増加割合が5%以上。 25%以上……………5ポイント 20%以上……………4ポイント 15%以上……………3ポイント

		10%以上……………4ポイント 5%以上……………2ポイント	10%以上……………2ポイント 5%以上……………1ポイント
B2	<p>・事業実施地区における麦の作付面積に占める二毛作麦及び2年3作麦の作付面積の割合が7ポイント以上増加。</p> <p>11ポイント以上……………10ポイント 10ポイント以上……………8ポイント 9ポイント以上……………6ポイント 8ポイント以上……………4ポイント 7ポイント以上……………2ポイント</p>	<p>・直近年の事業実施地区における麦の作付面積のうち二毛作麦及び2年3作麦の割合が20%以上。</p> <p>80%以上……………5ポイント 60%以上……………4ポイント 40%以上……………3ポイント 30%以上……………2ポイント 20%以上……………1ポイント</p>	
B3	<p>・国内産小麦の加工適性試験(100点満点)において、事業実施地区の小麦の総合評価の合計点が0.4ポイント以上増加。</p> <p>2.0ポイント以上……………10ポイント 1.6ポイント以上……………8ポイント 1.2ポイント以上……………6ポイント 0.8ポイント以上……………4ポイント 0.4ポイント以上……………2ポイント</p>	<p>・国内産小麦の加工適性試験(100点満点)において、めん用品種についてはASW並、パン用品種ではHRW並の加工適正を持つことを目標に、現在、それぞれの品種との総合評価の合計点の得点差が以下のポイント以内。</p> <p>1.7ポイント以内……………5ポイント 2.5ポイント以内……………4ポイント 3.4ポイント以内……………3ポイント 4.3ポイント以内……………2ポイント 5.2ポイント以内……………1ポイント</p>	
B4	<p>・事業実施地区における単収を事業実施年度の直近7中5年間の平均の値と比べて3%以上増加。</p> <p>15%以上……………10ポイント 12%以上……………8ポイント 9%以上……………6ポイント 6%以上……………4ポイント 3%以上……………2ポイント</p>	<p>・直近年の事業実施地区の麦の単収が地域別(北海道・都府県)平均単収に対して101%以上。</p> <p>107%以上……………5ポイント 105.5%以上……………4ポイント 104%以上……………3ポイント 102.5%以上……………2ポイント 101%以上……………1ポイント</p>	
B5	<p>・事業実施地区における1等比率を事業実施年度の直近7中5年間平均の値と比べて5ポイント以上向上。</p> <p>15ポイント以上……………10ポイント 12.5ポイント以上……………8ポイント 10ポイント以上……………6ポイント 7.5ポイント以上……………4ポイント 5ポイント以上……………2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、B6の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・事業実施地区における1等比率の直近7中5年間の平均が60%以上</p> <p>80%以上……………5ポイント 75%以上……………4ポイント 70%以上……………3ポイント 65%以上……………2ポイント 60%以上……………1ポイント</p>	
B6	<p>・事業実施地区における下位等級指数(1等以外の数量を全出荷量で除して100を乗じたもの)を10%以上削減。</p> <p>事業実施年度の直近7中5年平均の値と比べて</p> <p>50%以上削減……………10ポイント 40%以上削減……………8ポイント 30%以上削減……………6ポイント 20%以上削減……………4ポイント 10%以上削減……………2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、B5の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・事業実施地区における1等比率の直近7中5年間の平均が60%以上</p> <p>80%以上……………5ポイント 75%以上……………4ポイント 70%以上……………3ポイント 65%以上……………2ポイント 60%以上……………1ポイント</p>	
B7	<p>・麦類の新品種もしくはパン・中華めん用品種の作付面積が全体の作付面積に占める割合に対して5ポイント以上増加。</p> <p>20ポイント以上……………10ポイント 16ポイント以上……………8ポイント</p>	<p>・麦類の新品種もしくはパン・中華めん用品種の作付面積が全体の作付面積に占める割合に対して2.0%以上。</p> <p>10.0%以上……………5ポイント 8.0%以上……………4ポイント</p>	

		<p>13ポイント以上……………6ポイント 9ポイント以上……………4ポイント 5ポイント以上……………2ポイント</p> <p>※「新品種」とは、平成 20 年以降に育成された麦類の品種をいう。また、現状平成 20 年以降に育成された品種が作付けされている場合、現状の作付品種より新しく育成された品種を新品種とする。</p>	<p>6.0%以上……………3ポイント 4.0%以上……………2ポイント 2.0%以上……………1ポイント</p>
	B8	<p>・最も保管量が少ない月における施設の占有率が 40%以上。 60%以上……………10ポイント 55%以上……………8ポイント 50%以上……………6ポイント 45%以上……………4ポイント 40%以上……………2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、B9 の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・以下の取組を実施し、ポイントの合計が 1 以上。 ①過去 5 年以内に 1 年以上の長期保管に関する実績がある ②産地、実需者、集荷団体等で豊凶対策に係る長期保管に関する意見交換を行っている ③麦・大豆国産化プランを策定している 3つ以上……………5ポイント 2つ以上……………3ポイント 1つ以上……………1ポイント</p> <p>※一つの取組において、麦・大豆国産化プランの策定に係る現況値を選択した場合は、他の成果目標で同じ現況値を選択することはできない。</p>
	B9	<p>・保管量のうち、1 年以上保管する数量が 10%以上。 20%以上……………10ポイント 18%以上……………8ポイント 15%以上……………6ポイント 13%以上……………4ポイント 10%以上……………2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、B8 の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・以下の取組を実施し、ポイントの合計が 1 以上。 ①過去 5 年以内に 1 年以上の長期保管に関する実績がある ②産地、実需者、集荷団体等で豊凶対策に係る長期保管に関する意見交換を行っている ③麦・大豆国産化プランを策定している 3つ以上……………5ポイント 2つ以上……………3ポイント 1つ以上……………1ポイント</p> <p>※一つの取組において、麦・大豆国産化プランの策定に係る現況値を選択した場合は、他の成果目標で同じ現況値を選択することはできない。</p>
土地利用型作物 (豆類(大豆、雑豆及び落花生をいう。))	C1	<p>・豆類の事業実施地区における上位等級(1、2等)比率を事業実施年度の前7中5年平均の値と比べて 15ポイント以上向上。 35ポイント以上……………10ポイント 30ポイント以上……………8ポイント 25ポイント以上……………6ポイント 20ポイント以上……………4ポイント 15ポイント以上……………2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、C2 の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・事業実施地区における上位等級比率(前7中5年)が 40%以上。 60%以上……………5ポイント 55%以上……………4ポイント 50%以上……………3ポイント 45%以上……………2ポイント 40%以上……………1ポイント</p>
	C2	<p>・事業実施地区における下位等級指数(1、2等以外の数量を全出荷量で除して 100 を乗じたもの)を 1割以上削減。 事業実施年度の前7中5年平均の値と比べて 50%以上削減……………10ポイント 40%以上削減……………8ポイント 30%以上削減……………6ポイント 20%以上削減……………4ポイント 10%以上削減……………2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、C1 の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・事業実施地区における上位等級比率(前7中5年)が 40%以上。 60%以上……………5ポイント 55%以上……………4ポイント 50%以上……………3ポイント 45%以上……………2ポイント 40%以上……………1ポイント</p>
	C3	<p>・豆類の契約栽培比率(入札取引数量を除く。)が事業開始年前年(前7中5年)と比較して3ポイント以上向上。</p>	<p>・現状の地区の事業開始前年の契約栽培比率(前7中5年)(入札取引数量を除く。)が全国平均値(前7中5年)と比較して3ポイント以上高い。</p>

		15ポイント以上……………10ポイント 12ポイント以上……………8ポイント 9ポイント以上……………6ポイント 6ポイント以上……………4ポイント 3ポイント以上……………2ポイント	15ポイント以上……………5ポイント 12ポイント以上……………4ポイント 9ポイント以上……………3ポイント 6ポイント以上……………2ポイント 3ポイント以上……………1ポイント
	C4	・豆類の単収が事業開始前年(前7中5年)と比較して2%以上増加。 10%以上……………10ポイント 8%以上……………8ポイント 6%以上……………6ポイント 4%以上……………4ポイント 2%以上……………2ポイント	・現状の地区の事業開始前年の単収(前7中5年)が(北海道・都府県)の平均単収(前7中5年)と比較して102.0%以上。 127.0%以上……………5ポイント 120.8%以上……………4ポイント 114.5%以上……………3ポイント 108.3%以上……………2ポイント 102.0%以上……………1ポイント
	C5	・豆類の作付面積が事業開始前年(前7中5年)と比較して2%以上増加。 10%以上……………10ポイント 8%以上……………8ポイント 6%以上……………6ポイント 4%以上……………4ポイント 2%以上……………2ポイント	・事業実施地区における事業開始前年の豆類の作付面積が事業開始前々年(前7中5年)と比較して1%以上。 45%以上……………5ポイント 35%以上……………4ポイント 25%以上……………3ポイント 15%以上……………2ポイント 1%以上……………1ポイント
	C6	・豆類の新品種の作付面積が全体の作付面積に占める割合に対して5ポイント以上増加。 20ポイント以上……………10ポイント 16ポイント以上……………8ポイント 13ポイント以上……………6ポイント 9ポイント以上……………4ポイント 5ポイント以上……………2ポイント ※「新品種」とは、平成20年以降に育成された豆類の品種をいう。また、現状作付けされている品種より新しく育成された品種は、それを新品種とし算定する。	・豆類の新品種の作付面積が全体の作付面積に占める割合に対してが5.0%以上。 15.0%以上……………5ポイント 12.5%以上……………4ポイント 10.0%以上……………3ポイント 7.5%以上……………2ポイント 5.0%以上……………1ポイント
	C7	・最も保管量が少ない月における施設の占有率が40%以上 60%以上……………10ポイント 55%以上……………8ポイント 50%以上……………6ポイント 45%以上……………4ポイント 40%以上……………2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、C8の成果目標を選択することはできない	・以下の取組を実施し、ポイントの合計が1以上。 ①過去5年以内に1年以上の長期保管に関する実績がある ②産地、実需者、集荷団体等で豊凶対策に係る長期保管に関する意見交換を行っている ③麦・大豆国産化プランを策定している 3つ以上……………5ポイント 2つ以上……………3ポイント 1つ以上……………1ポイント ※一つの取組において、麦・大豆国産化プランの策定に係る現況値を選択した場合は、他の成果目標で同じ現況値を選択することはできない。
	C8	・保管量のうち、1年以上保管する数量が10%以上 20%以上……………10ポイント 18%以上……………8ポイント 15%以上……………6ポイント 13%以上……………4ポイント 10%以上……………2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、C7の成果目標を選択することはできない	・以下の取組を実施し、ポイントの合計が1以上。 ①過去5年以内に1年以上の長期保管に関する実績がある ②産地、実需者、集荷団体等で豊凶対策に係る長期保管に関する意見交換を行っている ③麦・大豆国産化プランを策定している 3つ以上……………5ポイント 2つ以上……………3ポイント 1つ以上……………1ポイント

			※一つの取組において、麦・大豆国産化プランの策定に係る現況値を選択した場合は、他の成果目標で同じ現況値を選択することはできない。
	C9	<p>・事業実施主体(事業実施主体が食品製造業者の場合に限る)の国産豆類の使用量(事業実施主体が取り扱う全量又は当該県産大豆の使用量に対する数量割合)が事業開始前年と比較して 22 ポイント向上。</p> <p>30 ポイント以上……………10 ポイント 28 ポイント以上……………8ポイント 26 ポイント以上……………6ポイント 24 ポイント以上……………4ポイント 22 ポイント以上……………2ポイント</p>	<p>・当該加工施設における事業実施主体が過去5年以上国産豆類を使用している場合、国産豆類の使用比率が5年前と比較して5ポイント以上増加。</p> <p>25 ポイント以上……………5ポイント 20 ポイント以上……………4ポイント 15 ポイント以上……………3ポイント 10 ポイント以上……………2ポイント 5ポイント以上……………1ポイント</p>
土地利用型作物 (子実用とうもろこし)	S1	<p>・作付面積が事業開始前年と比較して5%以上増加。</p> <p>25%以上…10 ポイント 20%以上…8ポイント 15%以上…6ポイント 10%以上…4ポイント 5%以上…2ポイント</p>	<p>・事業実施地区における事業開始前年の作付面積が事業開始前々年(複数年平均)と比較して2%以上増加。</p> <p>10%以上…5ポイント 8%以上…4ポイント 6%以上…3ポイント 4%以上…2ポイント 2%以上…1ポイント</p>
	S2	<p>・単収が事業開始前年と比較して2%以上増加。</p> <p>10%以上…10 ポイント 8%以上…8ポイント 6%以上…6ポイント 4%以上…4ポイント 2%以上…2ポイント</p>	<p>・事業実施地区における直近(複数年)の平均単収が地域の平均単収と比較して1%以上高い。</p> <p>5%以上…5ポイント 4%以上…4ポイント 3%以上…3ポイント 2%以上…2ポイント 1%以上…1ポイント</p>
	S3	<p>・品質や収量の安定した新品種等へ転換する作付面積の割合が 15 ポイント以上増加。 ※既存の作付品種より以下のいずれかが優れていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子実収量が高い品種 ・耐倒伏性の高い品種 ・既存の作付品種より後に育成された品種(子実用とうもろこしの栽培にとつての合理的な理由が明確であること) <p>35 ポイント以上…10 ポイント 30 ポイント以上…8ポイント 25 ポイント以上…6ポイント 20 ポイント以上…4ポイント 15 ポイント以上…2ポイント</p>	<p>・品質や収量の安定した新品種等の作付面積の割合が 5%以上。</p> <p>25%以上…5ポイント 20%以上…4ポイント 15%以上…3ポイント 10%以上…2ポイント 5%以上…1ポイント</p>
	S4	<p>・労働生産性を2%以上向上。 (労働生産性＝生産量又は販売額÷労働時間)</p> <p>10%以上…10 ポイント 8%以上…8ポイント 6%以上…6ポイント 4%以上…4ポイント 2%以上…2ポイント</p>	<p>・労働生産性が過去(複数年平均)と比較して1%以上高い。 (労働生産性＝生産量又は販売額÷労働時間)</p> <p>5%以上…5ポイント 4%以上…4ポイント 3%以上…3ポイント 2%以上…2ポイント 1%以上…1ポイント</p>
	S5	<p>・販売金額を3%以上増加。</p> <p>11%以上増加…10 ポイント 9%以上増加…8ポイント 7%以上増加…6ポイント 5%以上増加…4ポイント 3%以上増加…2ポイント</p>	<p>・販売金額が過去(複数年平均)と比較して 1%以上増加。</p> <p>5%以上…5ポイント 4%以上…4ポイント 3%以上…3ポイント 2%以上…2ポイント 1%以上…1ポイント</p>

土地利用型作物 (種子)	D1	<p>・事業の対象となる土地利用型作物の種子の合格率が2ポイント以上向上 10ポイント、又は合格率が100% ……10ポイント 8ポイント以上……………8ポイント 6ポイント以上……………6ポイント 4ポイント以上……………4ポイント 2ポイント以上……………2ポイント</p>	<p>・当該地区の土地利用型作物の種子の合格率について、過去5年のうち80%以上となった年数 5年……………5ポイント 4年……………4ポイント 3年……………3ポイント 2年……………2ポイント 1年……………1ポイント</p>
	D2	<p>・事業の対象となる土地利用型作物の種子の生産農家1戸当たりの種子生産面積が3%以上増加。 15%以上……………10ポイント 12%以上……………8ポイント 9%以上……………6ポイント 6%以上……………4ポイント 3%以上……………2ポイント</p>	<p>・当該地区の土地利用型作物の種子の生産面積について、過去5年間の増加が1ha以上。 9ha以上……………5ポイント 7ha以上……………4ポイント 5ha以上……………3ポイント 3ha以上……………2ポイント 1ha以上……………1ポイント ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と、直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。</p>
	D3	<p>・事業の対象となる土地利用型作物の種子の種子更新率を事業実施年度の前5中3年平均の値と比べて1ポイント以上向上。 5ポイント以上又は種子更新率が100% ……………10ポイント 4ポイント以上……………8ポイント 3ポイント以上……………6ポイント 2ポイント以上……………4ポイント 1ポイント以上……………2ポイント</p>	<p>・種子更新率が現状において50%以上。 70%以上……………5ポイント 65%以上……………4ポイント 60%以上……………3ポイント 55%以上……………2ポイント 50%以上……………1ポイント</p>
	D4	<p>・事業対象となる土地利用型作物の種子生産の労働生産性2%以上向上。 (労働生産性＝生産量又は販売額÷労働時間) 10%以上……………10ポイント 8%以上……………8ポイント 6%以上……………6ポイント 4%以上……………4ポイント 2%以上……………2ポイント</p>	<p>・事業の対象となる土地利用型作物の種子生産の労働生産性が過去5年平均と比較して1%以上高い。(労働生産性＝生産量又は販売額÷労働時間) 5%以上……………5ポイント 4%以上……………4ポイント 3%以上……………3ポイント 2%以上……………2ポイント 1%以上……………1ポイント</p>
	D5	<p>・事業実施地区における多収品種(栽培試験の結果が事業実施地区の平年単収より概ね1割以上高い品種)の作付面積の割合が3ポイント以上増加。 15ポイント以上……………10ポイント 12ポイント以上……………8ポイント 9ポイント以上……………6ポイント 6ポイント以上……………4ポイント 3ポイント以上……………2ポイント</p>	<p>・現状の事業実施地区における多収品種(栽培試験の結果が事業実施地区の平年単収より概ね1割以上高い品種)の作付面積の割合が3%以上 15%以上……………5ポイント 12%以上……………4ポイント 9%以上……………3ポイント 6%以上……………2ポイント 3%以上……………1ポイント</p>
	D6	<p>・事業実施地区における他の都道府県へ供給する種子の作付割合が1ポイント以上増加。 5ポイント以上……………10ポイント 4ポイント以上……………8ポイント 3ポイント以上……………6ポイント 2ポイント以上……………4ポイント 1ポイント以上……………2ポイント</p>	<p>・現状の事業実施地区における他の都道府県へ供給する種子の作付割合が1%以上。 5%以上……………5ポイント 4%以上……………4ポイント 3%以上……………3ポイント 2%以上……………2ポイント 1%以上……………1ポイント</p>
	D7	<p>・事業対象となる土地利用型作物の種子について、生産する一般種子、原種、原原種の品種数を1品種以上増加。 ※同一品種であっても、一般種子、原種、原原種は別に計上する。 4品種以上……………10ポイント 3品種以上……………8ポイント 2品種以上(麦又は大豆を含む)……………6ポイント</p>	<p>・事業対象となる土地利用型作物の種子について、現状生産する一般種子、原種、原原種の品種数が1品種以上。 ※同一品種であっても、一般種子、原種、原原種は別に計上する。 5品種以上……………5ポイント 4品種以上……………4ポイント</p>

		2品種以上(麦又は大豆を含まない)・4ポイント 1品種以上……………2ポイント ※増加する品種数が分かるもの(種子生産計画など)を提出する。	3品種以上……………3ポイント 2品種以上……………2ポイント 1品種以上……………1ポイント
畑作物・地域特産物(いも類)	E1	・販売金額を3%以上増加。 11%以上……………10ポイント 9%以上……………8ポイント 7%以上……………6ポイント 5%以上……………4ポイント 3%以上……………2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、E2の成果目標を選択することはできない。	・過去5年間に於ける販売金額の増加割合が1%以上増加。 5%以上……………5ポイント 4%以上……………4ポイント 3%以上……………3ポイント 2%以上……………2ポイント 1%以上……………1ポイント
	E2	・販売数量を3%以上増加。 11%以上……………10ポイント 9%以上……………8ポイント 7%以上……………6ポイント 5%以上……………4ポイント 3%以上……………2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、E1の成果目標を選択することはできない。	・過去5年間に於ける販売数量の増加割合が1%以上増加。 5%以上……………5ポイント 4%以上……………4ポイント 3%以上……………3ポイント 2%以上……………2ポイント 1%以上……………1ポイント
	E3	【でん粉原料用以外ばれいしょ・かんしょのみ】 ・契約取引割合を2.8ポイント以上増加。 14ポイント……………10ポイント 11.2ポイント……………8ポイント 8.4ポイント……………6ポイント 5.6ポイント……………4ポイント 2.8ポイント……………2ポイント	・契約取引割合が22.4%以上。 45.0%以上……………5ポイント 39.4%以上……………4ポイント 33.7%以上……………3ポイント 28.1%以上……………2ポイント 22.4%以上……………1ポイント
	E4	・生産・製造コストを2%以上削減。 10%以上……………10ポイント 8%以上……………8ポイント 6%以上……………6ポイント 4%以上……………4ポイント 2%以上……………2ポイント	・生産・製造コストが過去5年平均と比較して1%以上低い。 5%以上……………5ポイント 4%以上……………4ポイント 3%以上……………3ポイント 2%以上……………2ポイント 1%以上……………1ポイント
	E5	【いも類】 ・労働生産性を2.6%以上向上。 13%以上……………10ポイント 10.4%以上……………8ポイント 7.8%以上……………6ポイント 5.2%以上……………4ポイント 2.6%以上……………2ポイント	・労働生産性が過去5年平均と比較して1%以上高い。 5%以上……………5ポイント 4%以上……………4ポイント 3%以上……………3ポイント 2%以上……………2ポイント 1%以上……………1ポイント
	E6	・10a 当たり収量が2%以上増加。 10%以上……………10ポイント 8%以上……………8ポイント 6%以上……………6ポイント 4%以上……………4ポイント 2%以上……………2ポイント	・事業実施地区における10a当たりの単収が過去5年の平均単収に対して1%以上高い。 5%以上……………5ポイント 4%以上……………4ポイント 3%以上……………3ポイント 2%以上……………2ポイント 1%以上……………1ポイント
	E7	・ジャガイモシロシストセンチュウ及びジャガイモシストセンチュウの新規発生率を8.1%以下に抑制。 0.1%以下……………10ポイント 2.7%以下……………8ポイント 4.5%以下……………6ポイント 6.3%以下……………4ポイント 8.1%以下……………2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、E8の成果目標を選択することはできない。	・ジャガイモシロシストセンチュウ及びジャガイモシストセンチュウ発生面積割合が16.2%以下。 1.8%以下……………5ポイント 5.4%以下……………4ポイント 9.0%以下……………3ポイント 12.6%以下……………2ポイント 16.2%以下……………1ポイント

E8	<p>・ジャガイモシロシストセンチュウ及びジャガイモシストセンチュウの新規発生率を8.1%以下に抑制。</p> <p>0.1%以下……………10ポイント 2.7%以下……………8ポイント 4.5%以下……………6ポイント 6.3%以下……………4ポイント 8.1%以下……………2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、E7の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・産地単位の取組として、ジャガイモシロシストセンチュウ又は、ジャガイモシストセンチュウ(以下、シストセンチュウという。)のまん延防止のため、以下の取組を産地の策定する方針等に基づいて実施している。</p> <p>3つ以上取り組んでいる場合……………5ポイント 2つ取り組んでいる場合……………3ポイント 1つ取り組んでいる場合……………1ポイント</p> <p>・ばれいしょの作付前に、土壌検診でシストセンチュウが発見されないことを確認 ・ばれいしょ栽培中に、抜取り調査でシストセンチュウが発見されないことを確認 ・収穫したばれいしょにシストセンチュウの付着がないことを確認 ・ほ場での作業後、作業機械の洗浄等によりほ場外への土壌流出を防止 ・共同利用施設等において運搬車両の洗浄等によりシストセンチュウの拡散を防止</p>
E9	<p>・ジャガイモシロシストセンチュウ及びジャガイモシストセンチュウ発生ほ場のシスト密度(乾土 100g当たり)を5%以上低減。</p> <p>25%以上……………10ポイント 20%以上……………8ポイント 15%以上……………6ポイント 10%以上……………4ポイント 5%以上……………2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、E10の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・ジャガイモシロシストセンチュウ及びジャガイモシストセンチュウ発生ほ場のシスト密度(乾土 100g当たり)が70シスト以下。</p> <p>50シスト以下……………5ポイント 55シスト以下……………4ポイント 60シスト以下……………3ポイント 65シスト以下……………2ポイント 70シスト以下……………1ポイント</p>
E10	<p>・ジャガイモシロシストセンチュウ及びジャガイモシストセンチュウ発生ほ場のシスト密度(乾土 100g当たり)を5%以上低減。</p> <p>25%以上……………10ポイント 20%以上……………8ポイント 15%以上……………6ポイント 10%以上……………4ポイント 5%以上……………2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、E9の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・産地単位の取組として、ジャガイモシロシスト又は、ジャガイモシストセンチュウ(以下、シストセンチュウという。)の密度低減のため、以下の取組を産地の策定する方針等に基づいて実施している。</p> <p>3つ以上取り組んでいる場合……………5ポイント 2つ取り組んでいる場合……………3ポイント 1つ取り組んでいる場合……………1ポイント</p> <p>・シストセンチュウ発生ほ場における土壌消毒の実施 ・シストセンチュウ発生ほ場におけるシストセンチュウ抵抗性品種作付の実施 ・シストセンチュウ発生ほ場においてばれいしょを連作しない ・シストセンチュウ発生ほ場におけるシストセンチュウ対抗植物の栽培 ・収穫後の野良生えの除去 ・シストセンチュウ発生ほ場における継続的なセンチュウ密度調査の実施</p>
E11	<p>・実需に応じた品種又は病虫害抵抗性、自然災害耐性を有する品種の作付面積の割合を5ポイント以上増加。</p> <p>20ポイント以上……………10ポイント 16ポイント以上……………8ポイント 13ポイント以上……………6ポイント 9ポイント以上……………4ポイント 5ポイント以上……………2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、E12の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・実需に応じた品種又は病虫害抵抗性、自然災害耐性を有する品種の作付面積の割合が10%以上。</p> <p>40%以上……………5ポイント 32%以上……………4ポイント 26%以上……………3ポイント 18%以上……………2ポイント 10%以上……………1ポイント</p>

	E12	<p>・実需に応じた品種又は病虫害抵抗性、自然災害耐性を有する品種を作付けすることにより、現行の当該品種の作付けされていない面積における当該品種の作付面積割合を30ポイント以上増加。</p> <p>40ポイント以上……………10ポイント 38ポイント以上……………8ポイント 36ポイント以上……………6ポイント 33ポイント以上……………4ポイント 30ポイント以上……………2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、E11の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・実需に応じた品種又は病虫害抵抗性、自然災害耐性を有する品種の作付面積の割合が10%以上。</p> <p>40%以上……………5ポイント 32%以上……………4ポイント 26%以上……………3ポイント 18%以上……………2ポイント 10%以上……………1ポイント</p>
畑作物・地域特産物(甘味資源作物)	E13	<p>・事業実施地区における規格外品の出荷割合(出荷時の規格外数量を全出荷量で除して100を乗じたもの)を10%以上削減。</p> <p>事業実施年度の前7中5年平均の値と比べて</p> <p>50%以上削減……………10ポイント 40%以上削減……………8ポイント 30%以上削減……………6ポイント 20%以上削減……………4ポイント 10%以上削減……………2ポイント</p>	<p>・事業実施地区における規格外品の出荷割合(出荷時の規格外数量を全出荷量で除して100を乗じたもの)が3.0%以下。</p> <p>事業実施年度の前7中5平均の値が</p> <p>1.0%以下……………5ポイント 1.5%以下……………4ポイント 2.0%以下……………3ポイント 2.5%以下……………2ポイント 3.0%以下……………1ポイント</p>
	E14	<p>・収穫面積が1%以上増加。</p> <p>5%以上……………10ポイント 4%以上……………8ポイント 3%以上……………6ポイント 2%以上……………4ポイント 1%以上……………2ポイント</p>	<p>・収穫面積が、過去5年の平均収穫面積と比較して1%以上高い。</p> <p>3%以上……………5ポイント 2.5%以上……………4ポイント 2%以上……………3ポイント 1.5%以上……………2ポイント 1%以上……………1ポイント</p>
	E15	<p>・糖度・でん粉価が1%以上上昇。</p> <p>3%以上……………10ポイント 2.5%以上……………8ポイント 2%以上……………6ポイント 1.5%以上……………4ポイント 1%以上……………2ポイント</p> <p>※さとうきび及びびてん菜においては糖度、でん粉用かんしょについてはでん粉価を指標とする。</p>	<p>・事業実施地区における平均糖度又はでん粉価が、過去5年平均糖度又はでん粉価と比較して1%以上高い。</p> <p>3%以上……………5ポイント 2.5%以上……………4ポイント 2%以上……………3ポイント 1.5%以上……………2ポイント 1%以上……………1ポイント</p>
	E16	<p>【甘味資源作物のみ】・原料における夾雑物の混入率の削減割合を20%以上増加。</p> <p>40%以上……………10ポイント 35%以上……………8ポイント 30%以上……………6ポイント 25%以上……………4ポイント 20%以上……………2ポイント</p>	<p>・事業実施地区における原料における夾雑物の混入率の削減割合が過去5年平均の混入率の削減割合と比較して1%以上。</p> <p>5%以上……………5ポイント 4%以上……………4ポイント 3%以上……………3ポイント 2%以上……………2ポイント 1%以上……………1ポイント</p>
	E17	<p>【てん菜】</p> <p>・労働生産性を3%以上向上。</p> <p>10%以上……………10ポイント 9%以上……………8ポイント 7%以上……………6ポイント 5%以上……………4ポイント 3%以上……………2ポイント</p>	<p>・労働生産性が過去5年平均と比較して1%以上高い。</p> <p>5%以上……………5ポイント 4%以上……………4ポイント 3%以上……………3ポイント 2%以上……………2ポイント 1%以上……………1ポイント</p>
	E18	<p>【さとうきび】</p> <p>・労働生産性を2%以上向上。</p> <p>10%以上……………10ポイント 8%以上……………8ポイント 6%以上……………6ポイント</p>	<p>・労働生産性が過去5年平均と比較して1%以上高い。</p> <p>5%以上……………5ポイント 4%以上……………4ポイント 3%以上……………3ポイント</p>

		4%以上・・・・・・・・4ポイント 2%以上・・・・・・・・2ポイント	2%以上・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・1ポイント
	E19	・事業実施主体の栽培面積のうち有機物の活用面積割合を6ポイント以上増加 30ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 24ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 18ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・2ポイント	・事業実施主体の栽培面積のうち有機物の活用面積割合を3ポイント以上増加 15ポイント以上・・・・・・・・5ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・3ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・2ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・1ポイント
畑作物・地域特産物(茶)	F1	・産物販売単価指数を直近値の5%以上増加。 ※産物販売単価指数とは、事業実施地区等における当該産物の平均販売単価を、直近の荒茶の全茶種全国平均価格で除し、100を乗じた数とする。 ※直近値とは、農作物被害防止施設の場合は、直近5年間の品質被害(災害等により産物販売単価指数が3%以上低下した被害)発生年度の値、その他の施設の場合は数値の把握出来る直近年度の値とする。 22%以上・・・・・・・・10ポイント 18%以上・・・・・・・・8ポイント 14%以上・・・・・・・・6ポイント 9%以上・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・2ポイント	・産物販売単価指数の増加率が3%以上。 ※増加率とは、農作物被害防止施設の場合は、過去5年間の品質被害発生年度の値を除いた増加率、その他の場合は、過去3年間の増加率という。 12%以上・・・・・・・・5ポイント 10%以上・・・・・・・・4ポイント 8%以上・・・・・・・・3ポイント 5%以上・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・1ポイント
	F2	・取引単価補正指数を直近値の1%以上増加。 (なお、取引単価補正指数とは、事業実施地区等における取引単価を、直近の荒茶の全茶種全国平均価格で除し、100を乗じた数とする。) 12%以上・・・・・・・・10ポイント 9%以上・・・・・・・・8ポイント 7%以上・・・・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・・・4ポイント 1%以上・・・・・・・・2ポイント	・取引単価補正指数の過去3年間の増加率が1%以上。 6%以上・・・・・・・・5ポイント 5%以上・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・1ポイント
	F3	・下級茶歩留指数を直近値の10%以上低減。 (なお、下級茶歩留指数とは、事業実施地区等における荒茶平均販売単価未満の荒茶(下級茶という。)の生産量を、当該年の荒茶生産量全体で除し、100を乗じた数とする。) 44%以上・・・・・・・・10ポイント 36%以上・・・・・・・・8ポイント 27%以上・・・・・・・・6ポイント 18%以上・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・2ポイント	・直近の下級茶歩留指数が47以下。 39以下・・・・・・・・5ポイント 41以下・・・・・・・・4ポイント 43以下・・・・・・・・3ポイント 45以下・・・・・・・・2ポイント 47以下・・・・・・・・1ポイント
	F4	・10a当たりの単収を直近値の8%以上増加。 ※現状の品種に比べて単収の増加がほぼ確実に見込まれる品種への改植を、事業実施地区等において行う場合にあっては、本成果目標を使用しないものとする。 ※直近値とは、農作物被害防止施設の場合は直近5年間の単収被害(災害等により10a当たりの単収が5%以上低下した被害)発生年度の値、その他の場合は数値の把握出来る直近年度の値とする。 24%以上・・・・・・・・10ポイント 20%以上・・・・・・・・8ポイント	・10a当たりの単収の増加率が4%以上。 ※増加率とは、農作物被害防止施設の場合は過去5年間の単収被害発生年度の値を除いた増加率、その他の場合は過去3年間の増加率とする。 12%以上・・・・・・・・5ポイント 10%以上・・・・・・・・4ポイント 8%以上・・・・・・・・3ポイント 6%以上・・・・・・・・2ポイント 4%以上・・・・・・・・1ポイント

		16%以上……………6ポイント 12%以上……………4ポイント 8%以上……………2ポイント	
	F5	・契約取引量指数を直近値より7以上増加。 (なお、契約取引量指数とは、契約取引量を全出荷 量で除した後に 100 を乗じた数とする。) 35 以上…………… 10 ポイント 28 以上……………8ポイント 21 以上……………6ポイント 14 以上……………4ポイント 7以上……………2ポイント	・契約取引量指数の直近値が7以上。 42 以上……………5ポイント 33 以上……………4ポイント 25 以上……………3ポイント 16 以上……………2ポイント 7以上 …………… 1ポイント
	F6	・荒茶原料流入量指数を直近値より 10 以上増加。 (なお、荒茶原料流入量指数とは、事業実施地区等 以外の国内の荒茶製造者から調達される原料荒茶 の量を、原料荒茶の全体量で除して、100 を乗じた 数とする。) 40 以上……………10 ポイント 33 以上……………8ポイント 25 以上……………6ポイント 18 以上……………4ポイント 10 以上……………2ポイント	・荒茶原料流入量指数の直近値が5以上。 25 以上……………5ポイント 20 以上……………4ポイント 15 以上……………3ポイント 10 以上……………2ポイント 5以上…………… 1ポイント
	F7	・取引量対全国指数を直近値の3%以上増加。(な お、取引量対全国指数とは、取引量を全国荒茶生 産量で除して、100 を乗じた数とする。) 13%以上……………10 ポイント 11%以上……………8ポイント 8%以上……………6ポイント 6%以上……………4ポイント 3%以上……………2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場 合は、F8 は選択できない。	・取引量対全国指数の過去3年間の増加率が2%以 上。 7%以上……………5ポイント 6%以上……………4ポイント 5%以上……………3ポイント 3%以上……………2ポイント 2%以上……………1ポイント
	F8	・時間当たり取引量を直近値の3%以上増加。 (なお、時間当たり取引量とは、事業実施地区等 における取引全体量を、取引回転時間当りに換算し た値とする。) 13%以上……………10 ポイント 11%以上……………8ポイント 8%以上……………6ポイント 6%以上……………4ポイント 3%以上……………2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場 合は、F7 は選択できない。	・時間当たり取引量の過去3年間の増加率が2%以上。 7%以上……………5ポイント 6%以上……………4ポイント 5%以上……………3ポイント 3%以上……………2ポイント 2%以上……………1ポイント
	F9	・産物1kg当たり加工費(原材料費及び減価償却費 を除く)を直近値の 1.2%以上低減。 9.0%以上……………10 ポイント 7.2%以上……………8ポイント 5.4%以上……………6ポイント 3.0%以上……………4ポイント 1.2%以上……………2ポイント	・産物1kg 当たり加工費(原材料費及び減価償却費を 除く)の過去3年間の低減率が 0.6%以上。 4.8%以上……………5ポイント 3.6%以上……………4ポイント 2.4%以上……………3ポイント 1.2%以上……………2ポイント 0.6%以上……………1ポイント
	F10	・産物1kg 当たり労働時間を直近値の2%以上低 減。 (なお、労働時間は、産物の生産・加工等に要する 労働時間とする。) 2%以上……………2ポイント	・産物1kg 当たり労働時間の過去3年間の低減率が1% 以上。 (なお、労働時間は、産物の生産・加工等に要する労働 時間とする。) 1%以上……………1ポイント

		10%以上……………10ポイント 8%以上……………8ポイント 6%以上……………6ポイント 4%以上……………4ポイント 2%以上……………2ポイント	5%以上……………5ポイント 4%以上……………4ポイント 3%以上……………3ポイント 2%以上……………2ポイント 1%以上……………1ポイント
	F11	・主要品種指数を直近値の2%以上低減。 (なお、主要品種指数とは、事業実施地区等における茶品種「やぶきた」の量を、当該年の全体量で除し、100を乗じた数とする。) 34%以上……………10ポイント 26%以上……………8ポイント 18%以上……………6ポイント 10%以上……………4ポイント 2%以上……………2ポイント	・直近の主要品種指数が75以下。 50以下……………5ポイント 56以下……………4ポイント 63以下……………3ポイント 69以下……………2ポイント 75以下……………1ポイント
	F12	・仕向先多様化指数を直近値より25以上増加。 (なお、仕向先多様化指数とは、既存のリーフ茶製品以外の茶製品(ティーバック、抹茶、ドリンク等)への仕向量を全仕向量で除し、100を乗じた数とする。) 45以上……………10ポイント 40以上……………8ポイント 35以上……………6ポイント 30以上……………4ポイント 25以上……………2ポイント ※ただし、農産物処理加工施設のうち仕上茶加工機を整備する場合及び集出荷貯蔵施設を整備する場合は、一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、F13の成果目標を選択することはできない。	・直近の仕向先多様化指数が13以上。 35以上……………5ポイント 30以上……………4ポイント 24以上……………3ポイント 19以上……………2ポイント 13以上……………1ポイント
	F13	・主要茶種指数を直近値の6%以上低減。 (なお、主要茶種指数とは、事業実施地区等における茶種「せん茶」の量を、当該年の全体量で除し、100を乗じた数とする。) 24%以上……………10ポイント 20%以上……………8ポイント 15%以上……………6ポイント 11%以上……………4ポイント 6%以上……………2ポイント ※ただし、農産物処理加工施設のうち仕上茶加工機を整備する場合及び集出荷貯蔵施設を整備する場合は、一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、F12の成果目標を選択することはできない。	・直近の主要茶種指数が66以下。 50以下……………5ポイント 54以下……………4ポイント 58以下……………3ポイント 62以下……………2ポイント 66以下……………1ポイント
	F14	・事業実施地区において、凍霜害による被害軽減茶園面積割合を20ポイント以上増加。 100ポイント……………10ポイント 80ポイント以上……………8ポイント 60ポイント以上……………6ポイント 40ポイント以上……………4ポイント 20ポイント以上……………2ポイント	・事業実施地区において、凍霜害による被害軽減茶園面積割合が13%以上。 63%以上……………5ポイント 51%以上……………4ポイント 39%以上……………3ポイント 26%以上……………2ポイント 13%以上……………1ポイント
	F15	・事業実施地区等において、茶栽培面積のうち早生品種と晩生品種の合計の作付割合が直近より2ポイント以上増加。 10ポイント以上……………10ポイント 8ポイント以上……………8ポイント 6ポイント以上……………6ポイント 4ポイント以上……………4ポイント 2ポイント以上……………2ポイント	・事業実施地区等において、茶栽培面積のうち早生品種と晩生品種の合計の作付割合が直近の県平均と比較して、1ポイント以上。 5ポイント以上……………5ポイント 4ポイント以上……………4ポイント 3ポイント以上……………3ポイント 2ポイント以上……………2ポイント 1ポイント以上……………1ポイント

畑作物・地域特産物(いぐさ・量表)	G1	<p>・ニーズに即した高品質品種の作付割合を2ポイント以上増加。</p> <p>12ポイント以上……………10ポイント 10ポイント以上……………8ポイント 7ポイント以上……………6ポイント 5ポイント以上……………4ポイント 2ポイント以上……………2ポイント</p>	<p>・ニーズに即した高品質品種の作付割合が県平均と比較して1ポイント以上高い。</p> <p>5ポイント以上……………5ポイント 4ポイント以上……………4ポイント 3ポイント以上……………3ポイント 2ポイント以上……………2ポイント 1ポイント以上……………1ポイント</p>
	G2	<p>・銘柄品量表の出荷割合を2ポイント以上増加。</p> <p>11ポイント以上……………10ポイント 9ポイント以上……………8ポイント 7ポイント以上……………6ポイント 4ポイント以上……………4ポイント 2ポイント以上……………2ポイント</p>	<p>・銘柄品量表の出荷割合が県平均と比較して0.8ポイント以上高い。</p> <p>4.0ポイント以上……………5ポイント 3.2ポイント以上……………4ポイント 2.4ポイント以上……………3ポイント 1.6ポイント以上……………2ポイント 0.8ポイント以上……………1ポイント</p>
	G3	<p>・10a当たり労働時間(10a当たりのいぐさ生産又は10a当たり分の量表生産)を6%以上削減。</p> <p>17%以上……………10ポイント 14%以上……………8ポイント 11%以上……………6ポイント 9%以上……………4ポイント 6%以上……………2ポイント</p>	<p>・10a当たり労働時間が県平均と比較して1%以上短い。</p> <p>6%以上……………5ポイント 5%以上……………4ポイント 4%以上……………3ポイント 2%以上……………2ポイント 1%以上……………1ポイント</p>
	G4	<p>・一戸当たり作付面積を3%以上増加。</p> <p>15%以上……………10ポイント 12%以上……………8ポイント 9%以上……………6ポイント 6%以上……………4ポイント 3%以上……………2ポイント</p>	<p>・一戸当たり作付面積が県平均と比較して1%以上大きい。</p> <p>6%以上……………5ポイント 5%以上……………4ポイント 4%以上……………3ポイント 2%以上……………2ポイント 1%以上……………1ポイント</p>
	G5	<p>・量表JASの格付や、QRコード等による生産履歴付き量表の出荷割合を5ポイント以上増加。</p> <p>26ポイント以上……………10ポイント 21ポイント以上……………8ポイント 16ポイント以上……………6ポイント 10ポイント以上……………4ポイント 5ポイント以上……………2ポイント</p>	<p>・量表JASの格付やQRコード等による生産履歴付き量表の出荷割合が県平均と比較して2ポイント以上高い。</p> <p>10ポイント以上……………5ポイント 8ポイント以上……………4ポイント 6ポイント以上……………3ポイント 4ポイント以上……………2ポイント 2ポイント以上……………1ポイント</p>
畑作物・地域特産物(その他)	G6	<p>・契約取引による生産数量の割合を10ポイント以上増加。</p> <p>※カイコについては、蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業において、蚕糸・絹業提携システムに移行する者の生産数量も含む。</p> <p>※契約を面積により行っている場合は、同一の単収を用いて基準年及び目標年の生産数量を算出すること。</p> <p>35ポイント以上……………10ポイント 28ポイント以上……………8ポイント 22ポイント以上……………6ポイント 16ポイント以上……………4ポイント 10ポイント以上……………2ポイント</p>	<p>・事業実施地区における生産数量のうち契約栽培の割合が30.0%以上。</p> <p>※カイコについては、蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業において、蚕糸・絹業提携システムに移行している者の生産数量も含む。</p> <p>※契約を面積により行っている場合は、同一の単収を用いて生産数量を算出すること。</p> <p>60.0%以上……………5ポイント 52.5%以上……………4ポイント 45.0%以上……………3ポイント 37.5%以上……………2ポイント 30.0%以上……………1ポイント</p>
	G7	<p>・生産物の全量を契約販売する作物について、販売数量を8%以上増加。</p> <p>※契約を面積で行っている場合は、同一の単収を用いて販売数量を算出すること。</p> <p>40%以上……………10ポイント</p>	<p>・生産物の全量を契約販売する作物について、過去3年間で販売数量が8%以上増加。</p> <p>※契約を面積で行っている場合は、同一の単収を用いて販売数量を算出すること。</p> <p>40%以上……………5ポイント</p>

		32%以上……………8ポイント 24%以上……………6ポイント 16%以上……………4ポイント 8%以上……………2ポイント	32%以上……………4ポイント 24%以上……………3ポイント 16%以上……………2ポイント 8%以上……………1ポイント
	G8	・10a当たりの生産コスト(費用合計)を5%以上削減。(きのこを除く) 17%以上……………10ポイント 14%以上……………8ポイント 11%以上……………6ポイント 8%以上……………4ポイント 5%以上……………2ポイント	・10a当たりの生産コスト(費用合計)が、統計部、地方自治体、日本たばこ産業株式会社等の調査における平均と比較して100%以下。 86%以下……………5ポイント 90%以下……………4ポイント 93%以下……………3ポイント 97%以下……………2ポイント 100%以下……………1ポイント
	G9	・きのこ(マッシュルームを除く。)について、当該品目の生産コスト(単位収量当たりの費用合計)を10%以上削減。 80%以上……………10ポイント 60%以上……………8ポイント 40%以上……………6ポイント 20%以上……………4ポイント 10%以上……………2ポイント	・きのこ(マッシュルームを除く。)について、現状の当該品目の生産コスト(単位収量当たりの費用合計)が当該都道府県の平均値に対して3%以上低い。 60.0%以上……………5ポイント 45.8%以上……………4ポイント 31.5%以上……………3ポイント 17.3%以上……………2ポイント 3.0%以上……………1ポイント
	G10	・既存の品種からより品質や収量の安定した新品種等へ転換する作付面積の割合が15ポイント以上増加。 ※なたねについては、H24以降に育成された低エルシン酸品種をいう。 ※そばについては、H24以降に育成された品種をいう。 ※こんにやくいもについては、H14以降に育成された品種をいう。 ※カイコについては、特徴のある蚕品種(特徴のある蚕品種とは、繭糸が細い、節が少ない、染色性に優れている等の蚕品種をいう(「ぐんま200」、「新小石丸」、「世紀二一」等))をいう。 25ポイント以上……………10ポイント 22.5ポイント以上……………8ポイント 20ポイント以上……………6ポイント 17.5ポイント以上……………4ポイント 15ポイント以上……………2ポイント	・既存の品種より品質や収量の安定した新品種等の作付面積の割合が16%以上。 ※なたねについては、H24以降に育成された低エルシン酸品種をいう。 ※そばについては、H24以降に育成された品種をいう。 ※こんにやくいもについては、H14以降に育成された品種をいう。 ※カイコについては、特徴のある蚕品種(特徴のある蚕品種とは、繭糸が細い、節が少ない、染色性に優れている等の蚕品種をいう(「ぐんま200」、「新小石丸」、「世紀二一」等))をいう。 40%以上……………5ポイント 34%以上……………4ポイント 28%以上……………3ポイント 22%以上……………2ポイント 16%以上……………1ポイント
	G11	・搾油歩留まりが現状に対して5ポイント以上向上。 10ポイント以上……………10ポイント 8ポイント以上……………8ポイント 7ポイント以上……………6ポイント 6ポイント以上……………4ポイント 5ポイント以上……………2ポイント	・現状の搾油歩留まりが25%以上。 37%以上……………5ポイント 34%以上……………4ポイント 31%以上……………3ポイント 28%以上……………2ポイント 25%以上……………1ポイント
	G12	・葉たばこの上位等級(A品)比率が、現状に対して5ポイント以上高い。 13ポイント以上……………10ポイント 11ポイント以上……………8ポイント 9ポイント以上……………6ポイント 7ポイント以上……………4ポイント 5ポイント以上……………2ポイント	・事業実施地区等における現在の葉たばこの上位等級(A品)比率が、全国平均に対して5%以上高い。 13%以上……………5ポイント 11%以上……………4ポイント 9%以上……………3ポイント 7%以上……………2ポイント 5%以上……………1ポイント

	G13	<p>・単収を8%以上増加(きのこを除く)。 18%以上……………10ポイント 15.5%以上……………8ポイント 13%以上……………6ポイント 10.5%以上……………4ポイント 8%以上……………2ポイント</p>	<p>・現状の事業実施地区における単収が作物統計等における同一年度又は平均の単収に対して2%以上高い。 8%以上……………5ポイント 6.5%以上……………4ポイント 5%以上……………3ポイント 3.5%以上……………2ポイント 2%以上……………1ポイント</p>
	G14	<p>・きのこ(マッシュルームを除く。)について、当該品目1日・1人当たりの収量を3%以上増加。 30%以上……………10ポイント 20%以上……………8ポイント 10%以上……………6ポイント 6%以上……………4ポイント 3%以上……………2ポイント</p>	<p>・きのこ(マッシュルームを除く。)については、現状の当該品目の1日・1人当たりの収量が当該都道府県の平均収量に対して3%以上高い。 62.0%以上……………5ポイント 47.3%以上……………4ポイント 32.5%以上……………3ポイント 17.8%以上……………2ポイント 3.0%以上……………1ポイント</p>
	G15	<p>・地場加工、農村レストラン等によって向上する販売価格(原料価格に換算)が50%以上増加。 150%以上……………10ポイント 125%以上……………8ポイント 100%以上……………6ポイント 75%以上……………4ポイント 50%以上……………2ポイント</p>	<p>・販売価格が全国農業同組合連合会による販売価格等の平均的な価格と比較して88%以上。 ※そばについては、前年産の作付品種の販売価格が日経平均価格と比較して88%以上。 112%以上……………5ポイント 106%以上……………4ポイント 100%以上……………3ポイント 94%以上……………2ポイント 88%以上……………1ポイント</p>
	G16	<p>・地場加工、農村レストラン等へ仕向けられる生産数量が10%以上増加。 ※面積により取引を行っている場合は、同一の単収を用いて生産数量を算出すること。 35%以上……………10ポイント 28%以上……………8ポイント 22%以上……………6ポイント 16%以上……………4ポイント 10%以上……………2ポイント</p>	<p>・地場加工、農村レストラン等へ仕向けられる生産数量の割合が30%以上。 ※面積により取引を行っている場合は、同一の単収を用いて生産数量を算出すること。 50%以上……………5ポイント 45%以上……………4ポイント 40%以上……………3ポイント 35%以上……………2ポイント 30%以上……………1ポイント</p>
果樹	H1	<p>・当該品目の秀品その他品質の上位規格品(大きさ、外観品質、内部品質)の割合を3ポイント以上増加。 15ポイント以上……………10ポイント 12ポイント以上……………8ポイント 9ポイント以上……………6ポイント 6ポイント以上……………4ポイント 3ポイント以上……………2ポイント</p>	<p>・過去5年間の当該品目の秀品その他品質の上位規格品(大きさ、外観品質、内部品質)の割合が3.0ポイント以上増加。 16.0ポイント以上……………5ポイント 12.8ポイント以上……………4ポイント 9.5ポイント以上……………3ポイント 6.3ポイント以上……………2ポイント 3.0ポイント以上……………1ポイント ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。</p>
	H2	<p>・当該品目の全出荷量に占めるブランド品(地域団体商標等、他との差別化により有利販売を図ったものであり、明確な基準、根拠があるもの)の割合を1ポイント以上増加。 9ポイント以上……………10ポイント 7ポイント以上……………8ポイント 5ポイント以上……………6ポイント 3ポイント以上……………4ポイント 1ポイント以上……………2ポイント</p>	<p>・現状の当該品目の全出荷量に占めるブランド品(地域団体商標等、他との差別化により有利販売を図ったものであり、明確な基準、根拠があるもの)の割合が1.0%以上。 38.0%以上……………5ポイント 28.8%以上……………4ポイント 19.5%以上……………3ポイント 10.3%以上……………2ポイント 1.0%以上……………1ポイント</p>

	<p>H3</p> <p>・当該品目の全出荷量のうち、都道府県の果樹農業振興計画に定める若しくは定める予定になっている振興品目の品種、都道府県の奨励品種又は果樹産地構造改革計画における振興品目・品種の出荷量の割合が3ポイント以上増加。</p> <p>15ポイント以上……………10ポイント 12ポイント以上……………8ポイント 9ポイント以上……………6ポイント 6ポイント以上……………4ポイント 3ポイント以上……………2ポイント</p>	<p>・現状の全出荷量のうち、都道府県の果樹農業振興計画に定める若しくは定める予定になっている振興品種、都道府県の奨励品種又は果樹産地構造改革計画における振興品種の出荷量の割合が3.0%以上。</p> <p>24.0%以上……………5ポイント 18.8%以上……………4ポイント 13.5%以上……………3ポイント 8.3%以上……………2ポイント 3.0%以上……………1ポイント</p>
	<p>H4</p> <p>・当該品目の10a当たり収量を3%以上増加。</p> <p>15%以上……………10ポイント 12%以上……………8ポイント 9%以上……………6ポイント 6%以上……………4ポイント 3%以上……………2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、H5のうち「単位収量当たりの費用合計」、H6及びH11の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・現状の当該品目の10a当たり収量が「果樹生産出荷統計」又は「特産果樹生産動態等調査」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して3%以上高い。</p> <p>15%以上……………5ポイント 12%以上……………4ポイント 9%以上……………3ポイント 6%以上……………2ポイント 3%以上……………1ポイント</p>
	<p>H5</p> <p>・当該品目の生産コスト(単位面積又は単位収量当たりの費用合計)を5%以上縮減。</p> <p>20%以上……………10ポイント 16%以上……………8ポイント 13%以上……………6ポイント 9%以上……………4ポイント 5%以上……………2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、H6、EG3の成果目標を選択することはできない。</p> <p>※一つの取組において、本成果目標のうち「単位収量当たりの費用合計」を選択した場合は、H4の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・現状の当該品目の生産コスト(単位面積又は単位収量当たりの費用合計)が全国又は当該都道府県の平均値に対して3.0%以上低い。</p> <p>22.0%以上……………5ポイント 17.3%以上……………4ポイント 12.5%以上……………3ポイント 7.8%以上……………2ポイント 3.0%以上……………1ポイント</p>
	<p>H6</p> <p>・当該品目の単位収量当たり労働時間を5%以上縮減。</p> <p>33%以上……………10ポイント 26%以上……………8ポイント 19%以上……………6ポイント 12%以上……………4ポイント 5%以上……………2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、H4及びH5の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・現状の当該品目の単位収量当たり労働時間が全国又は当該都道府県の平均値に対して3%以上短い。</p> <p>20%以上……………5ポイント 15%以上……………4ポイント 10%以上……………3ポイント 5%以上……………2ポイント 3%以上……………1ポイント</p>
	<p>H7</p> <p>・当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合を3ポイント以上増加。</p> <p>15ポイント以上……………10ポイント 12ポイント以上……………8ポイント 9ポイント以上……………6ポイント 6ポイント以上……………4ポイント 3ポイント以上……………2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、EG1の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・現状の当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が3.0%以上。</p> <p>34.0%以上……………5ポイント 26.3%以上……………4ポイント 18.5%以上……………3ポイント 10.8%以上……………2ポイント 3.0%以上……………1ポイント</p>
	<p>H8</p> <p>・当該品目の全出荷量に占める加工向けの割合を3ポイント以上増加。</p> <p>15ポイント以上……………10ポイント 12ポイント以上……………8ポイント</p>	<p>・現状の当該品目の全出荷量に占める加工向けの割合が3%以上。</p> <p>15%以上……………5ポイント 12%以上……………4ポイント</p>

		<p>9ポイント以上……………6ポイント 6ポイント以上……………4ポイント 3ポイント以上……………2ポイント</p>	<p>9%以上……………3ポイント 6%以上……………2ポイント 3%以上……………1ポイント</p>
	H9	<p>・当該品目の全出荷量に占める海外向けの割合を1ポイント以上増加。 5ポイント以上……………10ポイント 4ポイント以上……………8ポイント 3ポイント以上……………6ポイント 2ポイント以上……………4ポイント 1ポイント以上……………2ポイント ※農畜産物輸出に向けた体制整備の取組にあつては、本成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・現状の当該品目の全出荷量に占める輸出向けの割合が1%以上。 5%以上……………5ポイント 4%以上……………4ポイント 3%以上……………3ポイント 2%以上……………2ポイント 1%以上……………1ポイント</p>
	H10	<p>・事業の受益に係る販売農家の栽培面積のうち、都道府県が策定した総合防除計画等に基づき、総合防除に取り組むことにより、病害虫による被害を軽減した面積が5%以上増加 40%以上……………10ポイント 30%以上……………8ポイント 20%以上……………6ポイント 10%以上……………4ポイント 5%以上……………2ポイント</p>	<p>・産地単位の取組として、以下の取組を都道府県が策定した総合防除計画等に基づいて実施している。 3つ以上……………5ポイント 2つ以上……………3ポイント 1つ以上……………1ポイント ・栽培歴等が化学合成農薬のみに依存しない防除体系となっている。 ・マニュアルの配布、講習会その他方法により、農業者への総合防除の定着を図っている。 ・SNS等のプッシュ型の情報発信により、発生予察情報の速やかな農業者への伝達を行うための体制が整備されている。 ・フェロモントラップの設置、シミュレーションの活用等により、産地において発生予察情報の高度化に取り組んでいる。 ・病害虫抵抗性品種の導入推進を図っている。 ・ウイルスフリー種苗等、健全な種苗を供給するための体制が整備されている。 ・病害虫の被害軽減に繋がる草生栽培に取り組んでいる。 ・薬剤抵抗性又は薬剤耐性の発達を避けるため、異なる系統の農薬によるローテーション散布に取り組んでいる。</p>
	H11	<p>・当該品目の単位面積当たりの販売額を3%以上増加。 15%以上……………10ポイント 12%以上……………8ポイント 9%以上……………6ポイント 6%以上……………4ポイント 3%以上……………2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、H4の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・過去5年間の当該品目の単位面積当たりの販売額が3%以上増加。 15%以上……………5ポイント 12%以上……………4ポイント 9%以上……………3ポイント 6%以上……………2ポイント 3%以上……………1ポイント ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。</p>
野菜	I1	<p>・当該品目の全出荷量に占める上位規格品等(大きさ、外観品質、内部品質、他との差別化により有利販売を図ったもの(明確な基準、根拠があるもの))の割合を3ポイント以上増加。 15ポイント以上……………10ポイント 12ポイント以上……………8ポイント 9ポイント以上……………6ポイント 6ポイント以上……………4ポイント 3ポイント以上……………2ポイント</p>	<p>・現状の当該品目の販売価格が、事業実施地区の主要取引市場における卸売価格の平均値に対して3%以上高い。 27%以上……………5ポイント 21%以上……………4ポイント 15%以上……………3ポイント 9%以上……………2ポイント 3%以上……………1ポイント</p>
	I2	<p>・当該品目の10a当たり収量を3%以上増加。 15%以上……………10ポイント</p>	<p>・現状の当該品目の10a当たり収量が、「野菜生産出荷統計」又は「地域特産野菜の生産状況」における全国又</p>

		<p>12%以上……………8ポイント 9%以上……………6ポイント 6%以上……………4ポイント 3%以上……………2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、I3のうち「単位収量当たりの費用合計」、I4、I10の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>は当該都道府県の平均収量に対して3.0%以上高い。 62.0%以上……………5ポイント 47.3%以上……………4ポイント 32.5%以上……………3ポイント 17.8%以上……………2ポイント 3.0%以上……………1ポイント</p>
	I3	<p>・当該品目の生産コスト(単位面積又は単位収量当たりの費用合計)を5%以上縮減。 21%以上……………10ポイント 17%以上……………8ポイント 13%以上……………6ポイント 9%以上……………4ポイント 5%以上……………2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、I4、EG3の成果目標を選択することはできない。 ※一つの取組において、本成果目標のうち「単位収量当たりの費用合計」を選択した場合は、I2の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・現状の当該品目の生産コスト(単位面積又は単位収量当たりの費用合計)が全国又は当該都道府県の平均値に対して3.0%以上低い。 60.0%以上……………5ポイント 45.8%以上……………4ポイント 31.5%以上……………3ポイント 17.3%以上……………2ポイント 3.0%以上……………1ポイント</p>
	I4	<p>・当該品目の単位収量当たりの労働時間を5%以上縮減。 41%以上……………10ポイント 31%以上……………8ポイント 21%以上……………6ポイント 11%以上……………4ポイント 5%以上……………2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、I2、I3の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・現状の当該品目の単位収量当たり労働時間が全国又は当該都道府県の平均値に対して3%以上短い。 24.0%以上……………5ポイント 18.8%以上……………4ポイント 13.5%以上……………3ポイント 8.3%以上……………2ポイント 3.0%以上……………1ポイント</p>
	I5	<p>・当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合を5ポイント以上増加。 33ポイント以上……………10ポイント 26ポイント以上……………8ポイント 19ポイント以上……………6ポイント 12ポイント以上……………4ポイント 5ポイント以上……………2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、I6、EG1の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・現状の当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が5.0%以上。 48.0%以上……………5ポイント 37.3%以上……………4ポイント 26.5%以上……………3ポイント 15.8%以上……………2ポイント 5.0%以上……………1ポイント</p>
	I6	<p>・当該品目の契約取引数量を10%以上増加。(事業実施地区における当該品目の現状の出荷量が全国出荷量の1%以上であり、かつ、契約取引数量が全国出荷量の0.5%以上の場合に限る)。 70%以上……………10ポイント 55%以上……………8ポイント 40%以上……………6ポイント 25%以上……………4ポイント 10%以上……………2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、I5、EG1の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・現状の当該品目の契約取引数量が全国出荷量の0.26%以上(事業実施地区における当該品目の現状の出荷量が全国出荷量の1%以上である場合に限る)。 0.70%以上……………5ポイント 0.59%以上……………4ポイント 0.48%以上……………3ポイント 0.37%以上……………2ポイント 0.26%以上……………1ポイント</p>
	I7	<p>・当該品目の全出荷量に占める加工・業務用向けの割合を5ポイント以上増加。</p>	<p>・現状の当該品目の全出荷量に占める加工・業務用向けの割合が5%以上。</p>

		<p>25ポイント以上……………10ポイント 20ポイント以上……………8ポイント 15ポイント以上……………6ポイント 10ポイント以上……………4ポイント 5ポイント以上……………2ポイント</p>	<p>49%以上……………5ポイント 38%以上……………4ポイント 27%以上……………3ポイント 16%以上……………2ポイント 5%以上……………1ポイント</p>
	18	<p>・当該品目の出荷量に占める海外向けの割合を1ポイント以上増加。 5ポイント以上……………10ポイント 4ポイント以上……………8ポイント 3ポイント以上……………6ポイント 2ポイント以上……………4ポイント 1ポイント以上……………2ポイント ※農畜産物輸出に向けた体制整備の取組にあつては、本成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・現状の当該品目の全出荷量に占める輸出向け出荷量の割合が5%以上。 25%以上……………5ポイント 20%以上……………4ポイント 15%以上……………3ポイント 10%以上……………2ポイント 5%以上……………1ポイント</p>
	19	<p>・事業の受益に係る販売農家の栽培面積のうち、都道府県が策定した総合防除計画等に基づき、総合防除に取り組むことにより、病害虫による被害を軽減した面積が5%以上増加。 40%以上……………10ポイント 30%以上……………8ポイント 20%以上……………6ポイント 10%以上……………4ポイント 5%以上……………2ポイント</p>	<p>・産地単位の取組として、以下の取組を都道府県が策定した総合防除計画等に基づいて実施している。 3つ以上……………5ポイント 2つ以上……………3ポイント 1つ以上……………1ポイント ・栽培歴等が化学合成農薬のみに依存しない防除体系となっている。 ・マニュアルの配布、講習会その他方法により、農業者への総合防除の定着を図っている。 ・SNS等のブッシュ型の情報発信により、発生予察情報の速やかな農業者への伝達を行うための体制が整備されている。 ・フェロモントラップの設置、シミュレーションの活用等により、産地において発生予察情報の高度化に取り組んでいる。 ・病害虫抵抗性品種の導入推進を図っている。 ・ウイルスフリー種苗等、健全な種苗を供給するための体制が整備されている。 ・病害虫の被害軽減に繋がる輪作・間作・混作に取り組んでいる。 ・薬剤抵抗性又は薬剤耐性の発達を避けるため、異なる系統の農薬によるローテーション散布に取り組んでいる。</p>
	110	<p>・当該品目の単位面積当たりの販売額を3%以上増加。 15%以上……………10ポイント 12%以上……………8ポイント 9%以上……………6ポイント 6%以上……………4ポイント 3%以上……………2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、12の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・過去5年間の当該品目又は野菜の単位面積当たりの販売額が3%以上増加。 15%以上……………5ポイント 12%以上……………4ポイント 9%以上……………3ポイント 6%以上……………2ポイント 3%以上……………1ポイント ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。</p>
花き	J1	<p>・当該品目の秀品その他品質の上位規格品(大きさ、外観品質)の割合を3ポイント以上増加。 15ポイント以上……………10ポイント 12ポイント以上……………8ポイント 9ポイント以上……………6ポイント 6ポイント以上……………4ポイント 3ポイント以上……………2ポイント</p>	<p>・現状の当該品目の販売価格が、事業実施地区の主要取引市場における卸売価格の平均値に対して3%以上高い。 20%以上……………5ポイント 15%以上……………4ポイント 10%以上……………3ポイント 5%以上……………2ポイント 3%以上……………1ポイント</p>
	J2	<p>・当該品目の10a当たり収量を3%以上増加。 15%以上……………10ポイント</p>	<p>・現状の当該品目の10a当たり収量が、当該都道府県の経営指標の目標値に対して80%以上。</p>

		<p>12%以上……………8ポイント 9%以上……………6ポイント 6%以上……………4ポイント 3%以上……………2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、J9の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>100%以上……………5ポイント 95%以上……………4ポイント 90%以上……………3ポイント 85%以上……………2ポイント 80%以上……………1ポイント</p>
	J3	<p>・当該品目の生産コスト(単位面積当たりの費用合計)を5%以上縮減。 20%以上……………10ポイント 16%以上……………8ポイント 13%以上……………6ポイント 9%以上……………4ポイント 5%以上……………2ポイント</p>	<p>・現状の当該品目の生産コスト(単位面積当たりの費用合計)が、当該都道府県の経営指標の目標値に対して120%以下。 100%以下……………5ポイント 105%以下……………4ポイント 110%以下……………3ポイント 115%以下……………2ポイント 120%以下……………1ポイント</p>
	J4	<p>・転換後の花き品目(品種)の単位面積当たりの販売額が転換前の品目(品種)の単位面積当たりの販売額と比べ、3%以上向上。 15%以上……………10ポイント 12%以上……………8ポイント 9%以上……………6ポイント 6%以上……………4ポイント 3%以上……………2ポイント</p>	<p>・事業実施地区において転換前の花き品目(品種)の作付面積又は出荷量のシェアが全国の2%以上。 10%以上……………5ポイント 8%以上……………4ポイント 6%以上……………3ポイント 4%以上……………2ポイント 2%以上……………1ポイント</p>
	J5	<p>・当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合を3ポイント以上増加。 15ポイント以上……………10ポイント 12ポイント以上……………8ポイント 9ポイント以上……………6ポイント 6ポイント以上……………4ポイント 3ポイント以上……………2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、EG1の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・現状の当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が3%以上。 15%以上……………5ポイント 12%以上……………4ポイント 9%以上……………3ポイント 6%以上……………2ポイント 3%以上……………1ポイント</p>
	J6	<p>・当該品目の現状の出荷額が2億円以上の事業実施地区において、当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合を2ポイント以上増加。 10ポイント以上……………10ポイント 8ポイント以上……………8ポイント 6ポイント以上……………6ポイント 4ポイント以上……………4ポイント 2ポイント以上……………2ポイント</p>	<p>・現状の当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が3%以上。 15%以上……………5ポイント 12%以上……………4ポイント 9%以上……………3ポイント 6%以上……………2ポイント 3%以上……………1ポイント</p>
	J7	<p>・当該品目の海外向けの販路拡大に係る出荷量の割合を1ポイント以上増加。 5ポイント以上……………10ポイント 4ポイント以上……………8ポイント 3ポイント以上……………6ポイント 2ポイント以上……………4ポイント 1ポイント以上……………2ポイント ※農畜産物輸出に向けた体制整備の取組にあつては、本成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・現状の当該品目の全出荷量又は全出荷額に占める輸出向け割合が5%以上。 25%以上……………5ポイント 20%以上……………4ポイント 15%以上……………3ポイント 10%以上……………2ポイント 5%以上……………1ポイント</p>
	J8	<p>・事業の受益に係る販売農家の栽培面積のうち、都道府県が策定した総合防除計画等に基づき、総合防除に取り組むことにより、病害虫による被害を軽減した面積が5%以上増加。 40%以上……………10ポイント 30%以上……………8ポイント 20%以上……………6ポイント 10%以上……………4ポイント 5%以上……………2ポイント</p>	<p>・産地単位の取組として、以下の取組を都道府県が策定した総合防除計画等に基づいて実施している。 3つ以上……………5ポイント 2つ以上……………3ポイント 1つ以上……………1ポイント ・栽培歴等が化学合成農薬のみに依存しない防除体系となっている。 ・マニュアルの配布、講習会その他方法により、農業者への総合防除の定着を図っている。</p>

			<ul style="list-style-type: none"> ・SNS等のプッシュ型の情報発信により、発生予察情報の速やかな農業者への伝達を行うための体制が整備されている。 ・フェロモントラップの設置、シミュレーションの活用等により、産地において発生予察情報の高度化に取り組んでいる。 ・病害虫抵抗性品種の導入推進を図っている。 ・ウイルスフリー種苗等、健全な種苗を供給するための体制が整備されている。 ・病害虫の被害軽減に繋がる輪作・間作・混作に取り組んでいる。 ・薬剤抵抗性又は薬剤耐性の発達を避けるため、異なる系統の農薬によるローテーション散布に取り組んでいる。
	J9	<ul style="list-style-type: none"> ・当該品目の単位面積当たりの販売額を3%以上増加。 15%以上……………10ポイント 12%以上……………8ポイント 9%以上……………6ポイント 6%以上……………4ポイント 3%以上……………2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、J2の成果目標を選択することはできない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・過去5年間の当該品目又は花きの単位面積当たりの販売額が3%以上増加。 15%以上……………5ポイント 12%以上……………4ポイント 9%以上……………3ポイント 6%以上……………2ポイント 3%以上……………1ポイント ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。
果樹・野菜・花き 共通	EG1	<p>【果樹、野菜、花き共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が10%以上。 50%……………10ポイント 40%……………8ポイント 30%……………6ポイント 20%……………4ポイント 10%……………2ポイント ※当該類別については、新規導入品目に限る。 ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、H7、I5、I6及びJ5の成果目標を選択することはできない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・達成すべき成果目標基準及びポイントにおける取得ポイントに応じて下記のとおり現況値ポイントを加算。 10ポイント取得……………5ポイント 8ポイント取得……………4ポイント 6ポイント取得……………3ポイント 4ポイント取得……………2ポイント 2ポイント取得……………1ポイント
果樹・野菜共通	EG2	<p>【果樹、野菜共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流通コスト(単位数量当たりの集出荷・販売経費)を5%以上縮減。 20%以上……………10ポイント 16%以上……………8ポイント 13%以上……………6ポイント 9%以上……………4ポイント 5%以上……………2ポイント ※青果物(果樹及び野菜)を対象として広域的な流通システムの構築を行う場合は、必須の成果目標とする。 なお、本成果目標を選択した場合は、EG3の成果目標を選択することはできない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生産者及び流通業者による一体的な取組を行っている。 協議会を組織して取り組んでいる……………5ポイント ※なお、協議会とは、代表者、組織及び運営についての会則が策定されており、その事業内容が成果物の流通コストの縮減に向けた取組であることとする。
	EG3	<p>【果樹、野菜共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行の出荷規格数を5%以上削減。 25%以上……………10ポイント 20%以上……………8ポイント 15%以上……………6ポイント 10%以上……………4ポイント 5%以上……………2ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> ・過去5年間で出荷規格数を3%以上削減。 15%以上……………5ポイント 12%以上……………4ポイント 9%以上……………3ポイント 6%以上……………2ポイント 3%以上……………1ポイント

		<p>※集出荷貯蔵施設のうち集出荷施設もしくは選別、調製及び包装施設を整備する場合のみ選択可能。</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、H5、I3の成果目標を選択することはできない。</p> <p>※削減率を算定する際に対象とする出荷規格は、前年度に出荷実績があるものに限る。また、出荷期間中の一部期間のみ削減する場合は、出荷期間のうち簡素化する期間の割合を乗じて算定する。</p>	<p>※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。</p>
国産原材料サプライチェーン構築	N1	<p>・基本契約を締結している生産者と中間事業者の間の取引数量を10%以上増加。</p> <p>100%以上……………10ポイント</p> <p>75%以上……………8ポイント</p> <p>50%以上……………6ポイント</p> <p>25%以上……………4ポイント</p> <p>10%以上……………2ポイント</p>	<p>・生産者、中間事業者及び食品製造事業者等による一体的な取組を行っている。</p> <p>協議会を組織して取り組んでいる……5ポイント</p> <p>※なお、協議会とは、代表者、組織及び運営についての会則が策定されており、その事業内容が国産原材料の供給拡大に向けた取組であることとする。</p>
	N2	<p>・当該品目について、加工・業務用向け取引に初めて取り組む場合等、目標値の算出が不可能な場合は、当該取引段階における全出荷量のうち、協議会内出荷量の割合を5ポイント以上増加するものとする。</p> <p>なお、本成果目標の設定に当たっては、成果目標年度において、全ての構成員が協議会内での出荷量を増加させること、かつ、協議会外への出荷量を含めた全ての出荷量を現状以上増加させることを前提とする。</p> <p>50ポイント以上……………10ポイント</p> <p>38ポイント以上……………8ポイント</p> <p>27ポイント以上……………6ポイント</p> <p>16ポイント以上……………4ポイント</p> <p>5ポイント以上……………2ポイント</p>	<p>・生産者、中間事業者及び食品製造事業者等による一体的な取組を行っている。</p> <p>協議会を組織して取り組んでいる……5ポイント</p> <p>※なお、協議会とは、代表者、組織及び運営についての会則が策定されており、その事業内容が国産原材料の供給拡大に向けた取組であることとする。</p>
農畜産物輸出に向けた体制整備	N3	<p>・総出荷量に占める輸出向け出荷量の割合が3%以上で、かつ、輸出向け出荷額の増加割合</p> <p>20%以上増……………10ポイント</p> <p>15%以上増……………8ポイント</p> <p>10%以上増……………6ポイント</p>	<p>以下の①から⑩までの中から1つを選択するものとする。</p> <p>①事業実施主体(その構成員または委任管理者を含む)が直近5年間に農畜産物に関する輸出実績があること……………5ポイント</p> <p>②輸出先国の求めに応じた生産園地、選果技術員等の登録を実施していること……………5ポイント(例)台湾向けリンゴの園地、選果こん包施設の登録等、米国向け梨の生産地域の指定等</p> <p>③GAPについて、以下のア及びイのいずれかであること……………4ポイント</p> <p>ア GAP認証を取得していること。</p> <p>イ「GAP取得チャレンジシステム」に則って生産し、第三者による確認を受けていること。</p> <p>④HACCP等認定を取得していること……………4ポイント</p> <p>⑤ハラル認証を取得していること……………4ポイント</p> <p>⑥事業実施主体が輸出関連の協議会に参加していること又は協議会の構成員であること……………3ポイント</p> <p>⑦輸出対象品目を含む輸出先国の輸出に関する商談会等に参加したことがあること……………2ポイント</p> <p>⑧輸出対象品目を含む日本国内や輸出先国以外の輸出に関する商談会等に参加したことがあること……………1ポイント</p> <p>⑨輸出先国における対象品目の市場調査を実施していること……………1ポイント</p> <p>⑩コマ海外市場拡大戦略プロジェクトにおける戦略的輸</p>
	N4	<p>・新規の取組又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合</p> <p>5%以上……………10ポイント</p> <p>4%以上……………8ポイント</p> <p>3%以上……………6ポイント</p>	

			<p>出基地として参加している……………1ポイント</p> <p>①有機 JAS 認証を取得していること……………4ポイント</p>
	N5	<p>・畜産物で既に輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量1トン以上でかつ、輸出向け出荷量の増加割合が5%以上。</p> <p>15%以上増……………10ポイント</p> <p>12.5%以上増……………9ポイント</p> <p>10%以上増……………8ポイント</p> <p>7.5%以上増……………7ポイント</p> <p>5%以上増……………6ポイント</p>	<p>以下の①から⑧までの中から1つを選択するものとする。</p> <p>①事業実施主体(その構成員または委任管理者を含む)が直近5年間に農畜産物に関する輸出実績があること。……………5ポイント</p> <p>②GAPについて、以下のア及びイのいずれかであること。……………4ポイント</p> <p>ア GAP認証を取得していること。</p> <p>イ「GAP取得チャレンジシステム」に則って生産し、第三者による確認を受けていること。</p> <p>③HACCP等認定を取得していること……………4ポイント</p> <p>④ハラール認証を取得していること……………4ポイント</p> <p>⑤事業実施主体が輸出関連の協議会に参加していること又は協議会の構成員であること……………3ポイント</p> <p>⑥輸出対象品目を含む輸出先国の輸出に関する商談会等に参加したことがあること……………2ポイント</p> <p>⑦輸出対象品目を含む日本国内や輸出先国以外の輸出に関する商談会等に参加したことがあること……………1ポイント</p> <p>⑧輸出先国における対象品目の市場調査を実施していること……………1ポイント</p>
	N6	<p>・新規の取組又は直近年の輸出実績がない場合には、輸出向けの年間出荷量</p> <p>5トン以上……………10ポイント</p> <p>3トン以上……………9ポイント</p> <p>2トン以上……………8ポイント</p> <p>1トン以上……………7ポイント</p>	
スマート農業実践施設の整備	O1	<p>・対象品目の全出荷量に占める契約取引の割合が50%以上</p> <p>70%以上……………10ポイント</p> <p>65%以上……………9ポイント</p> <p>60%以上……………8ポイント</p> <p>55%以上……………7ポイント</p> <p>50%以上……………6ポイント</p>	<p>・現状の当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が5.0%以上。</p> <p>48.0%以上……………5ポイント</p> <p>37.3%以上……………4ポイント</p> <p>26.5%以上……………3ポイント</p> <p>15.8%以上……………2ポイント</p> <p>5.0%以上……………1ポイント</p>
	O2	<p>・対象品目の単位面積当たりの販売額を3%以上増加</p> <p>15%以上……………10ポイント</p> <p>12%以上……………9ポイント</p> <p>9%以上……………8ポイント</p> <p>6%以上……………7ポイント</p> <p>3%以上……………6ポイント</p>	<p>・過去5年間の当該品目の単位面積当たりの販売額が3%以上増加。</p> <p>15%以上……………5ポイント</p> <p>12%以上……………4ポイント</p> <p>9%以上……………3ポイント</p> <p>6%以上……………2ポイント</p> <p>3%以上……………1ポイント</p> <p>※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。</p>
	O3	<p>・高度環境制御技術、ロボットによる自動化技術、雇用生産型管理技術を活用した経営に取り組む面積の現状値の2倍以上とする。</p> <p>4倍以上……………10ポイント</p> <p>3.5倍以上……………9ポイント</p> <p>3倍以上……………8ポイント</p> <p>2.5倍以上……………7ポイント</p> <p>2倍以上……………6ポイント</p>	<p>・都道府県における施設園芸面積のうち、高度環境制御装置のある施設面積の割合</p> <p>2%以上……………5ポイント</p> <p>1%以上2%未満……………4ポイント</p> <p>1%未満……………3ポイント</p>
・地球温暖化対策・環境保全型農業・土づくり(科学的データに基づく土づくり)・有機農業	P1	<p>・事業の受益に係る販売農家の栽培面積のうちたい肥等の施用面積の割合を5ポイント以上増加。</p> <p>30ポイント以上……………10ポイント</p> <p>25ポイント以上……………8ポイント</p> <p>20ポイント以上……………6ポイント</p> <p>15ポイント以上……………4ポイント</p> <p>5ポイント以上……………2ポイント</p>	<p>・事業の受益に係る販売農家の栽培面積のうちたい肥等の施用面積の割合が5%以上。</p> <p>30%以上……………5ポイント</p> <p>25%以上……………4ポイント</p> <p>20%以上……………3ポイント</p> <p>15%以上……………2ポイント</p> <p>5%以上……………1ポイント</p>

<p>地球温暖化対策 ・環境保全型農業</p>	<p>P2</p>	<p>・事業の受益に係る販売農家の経営面積のうち環境保全型農業(有機農業を除く)に取り組む面積(持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成11年7月28日法律第110号。))に基づく認定又は特別栽培農産物その他の環境負荷を低減する方法により栽培される農産物の認証を受けている面積の合計)の割合を1ポイント以上増加。 40ポイント以上……………10ポイント 30ポイント以上……………8ポイント 15ポイント以上……………6ポイント 10ポイント以上……………4ポイント 1ポイント以上……………2ポイント</p>	<p>・事業の受益に係る販売農家の経営面積のうち環境保全型農業(有機農業を除く)に取り組む面積の割合が5%以上。 40%以上……………5ポイント 30%以上……………4ポイント 20%以上……………3ポイント 10%以上……………2ポイント 5%以上……………1ポイント</p>
<p>・地球温暖化対策・環境保全型農業 ・有機農業</p>	<p>P3</p>	<p>・販売金額を3%以上増加。 11%以上……………10ポイント 9%以上……………8ポイント 7%以上……………6ポイント 5%以上……………4ポイント 3%以上……………2ポイント</p>	<p>・過去5年間における販売金額の増加割合が1%以上増加。 5%以上……………5ポイント 4%以上……………4ポイント 3%以上……………3ポイント 2%以上……………2ポイント 1%以上……………1ポイント</p>
<p>地球温暖化対策 ・環境保全型農業</p>	<p>P4</p>	<p>・受益地区内において事業対象とする地域有機資源(下水汚泥等有害成分を含むおそれの高い資源は除く。ただし、有害成分の除去に有効と認められる処理が行われている場合は、この限りではない。)を活用した肥料の生産量の割合を5ポイント以上増加。 70ポイント以上……………10ポイント 55ポイント以上……………8ポイント 40ポイント以上……………6ポイント 25ポイント以上……………4ポイント 5ポイント以上……………2ポイント</p>	<p>・受益地区内における普通肥料取扱数量に占める有機質肥料の取扱数量の割合が1%以上 10%以上……………5ポイント 7%以上……………4ポイント 5%以上……………3ポイント 3%以上……………2ポイント 1%以上……………1ポイント</p>
<p>・地球温暖化対策・環境保全型農業 ・土づくり(科学的データに基づく土づくり)</p>	<p>P5</p>	<p>・事業の受益に係るほ場における事業実施後の10a当たり平均収量(※1, ※2)が、事業実施前2作の平均値と比較して5ポイント以上増加。 20ポイント以上……………10ポイント 15ポイント以上……………9ポイント 12.5ポイント以上……………8ポイント 10ポイント以上……………7ポイント 7.5ポイント以上……………6ポイント 5ポイント以上……………5ポイント (※1)現況値ポイントで選択した指標と同一のものに限る。 (※2)顕著な異常気象等による異常値は除外することができる。</p>	<p>・事業の受益に係るほ場の事業実施前2作の10a当たり平均収量(※)が、それ以前の同一ほ場における同一作物の平均値に対して5ポイント以上低い(土壌診断の結果等から判断して、その原因に土壌の劣化(土壌の物理性・化学性の悪化)が大きく寄与していると認められるものに限る。) 15ポイント以上……………5ポイント 12.5ポイント以上……………4ポイント 10ポイント以上……………3ポイント 7.5ポイント以上……………2ポイント 5ポイント以上……………1ポイント (※)品質の低下が生産上の課題となっている場合にあっては、一定の基準(品質や規格)以上のものの収量に代えることができる。</p>
<p>地球温暖化対策 ・環境保全型農業</p>	<p>P6</p>	<p>・事業の受益に係る販売農家の栽培面積のうち、すき込み以外に稲わらの有効活用を図る面積の割合を1ポイント以上増加。 25ポイント以上……………10ポイント 19ポイント以上……………8ポイント 13ポイント以上……………6ポイント 7ポイント以上……………4ポイント 1ポイント以上……………2ポイント</p>	<p>・事業の受益に係る販売農家の栽培面積のうち、すき込み以外に稲わらを有効活用している面積が3%以上。 66%以上……………5ポイント 50%以上……………4ポイント 35%以上……………3ポイント 19%以上……………2ポイント 3%以上……………1ポイント</p>
<p>環境保全(小規模公害防除)</p>	<p>P7</p>	<p>・事業の対象となる農用地について、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和45年法律第139号、以下「法」という。)第4条第1項に規定する農用地土壌汚染対策地域の指定の解除が行われる面積の割合。 80%以上……………10ポイント</p>	<p>・事業の対象となる農用地について、法第3条第1項に規定する農用地土壌汚染対策地域である面積の割合。 80%以上……………5ポイント 70%以上……………4ポイント 60%以上……………3ポイント</p>

		70%以上・・・・・・・・・・8ポイント 60%以上・・・・・・・・・・6ポイント 50%以上・・・・・・・・・・4ポイント 40%以上・・・・・・・・・・2ポイント	50%以上・・・・・・・・・・2ポイント 40%以上・・・・・・・・・・1ポイント
環境保全(小規模公害防除)	P8	・事業の対象となる農用地について、特定有害物質の量が農用地の土壌の汚染防止等に関する法律施行令(昭和46年政令第204号)で規定する農用地土壌汚染対策地域の指定要件の量を下回る面積の割合。 80%以上・・・・・・・・・・10ポイント 70%以上・・・・・・・・・・8ポイント 60%以上・・・・・・・・・・6ポイント 50%以上・・・・・・・・・・4ポイント 40%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・事業の対象となる農用地について、法第5条第1項に規程する農用地土壌汚染対策計画に該当する面積の割合。 80%以上・・・・・・・・・・5ポイント 70%以上・・・・・・・・・・4ポイント 60%以上・・・・・・・・・・3ポイント 50%以上・・・・・・・・・・2ポイント 40%以上・・・・・・・・・・1ポイント
環境保全の取組 (農業廃棄物の再生処理)	P9	・事業実施地区で発生する農業廃棄物のうち、再生処理(マテリアルリサイクル、サーマルリサイクル)を行う割合を5ポイント以上増加。 25ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・事業実施地区で発生する農業廃棄物のうち、再生処理(マテリアルリサイクル、サーマルリサイクル)を行う割合が40%以上。 60%以上・・・・・・・・・・5ポイント 55%以上・・・・・・・・・・4ポイント 50%以上・・・・・・・・・・3ポイント 45%以上・・・・・・・・・・2ポイント 40%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	P10	・農業廃棄物1kgの処理費用(農家負担額又は処理業者負担額)を3%以上削減。 15%以上・・・・・・・・・・10ポイント 12%以上・・・・・・・・・・8ポイント 9%以上・・・・・・・・・・6ポイント 6%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・農業廃棄物1kgの処理費用(農家負担額又は処理業者負担額)が40円以下。 20円以下・・・・・・・・・・5ポイント 25円以下・・・・・・・・・・4ポイント 30円以下・・・・・・・・・・3ポイント 35円以下・・・・・・・・・・2ポイント 40円以下・・・・・・・・・・1ポイント
環境保全の取組 (地域資源を活用した生産資材の確保)	P11	・搾油歩留まりが現状に対して5ポイント以上向上。 10ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 7ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・搾油歩留まりが25%以上。 37%以上・・・・・・・・・・5ポイント 34%以上・・・・・・・・・・4ポイント 31%以上・・・・・・・・・・3ポイント 28%以上・・・・・・・・・・2ポイント 25%以上・・・・・・・・・・1ポイント
環境保全の取組 (地域資源を活用した生産資材の確保)	P12	・事業実施主体の農業生産に伴う化石燃料由来の単位面積当たりの温室効果ガス排出量を事業実施前年度と比較して30ポイント以上削減。 50ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 45ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 40ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 35ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 30ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・事業実施主体の農業生産に伴う化石燃料由来の単位面積当たり温室効果ガス排出量を事業実施前年度と比較して1%以上削減。 13%以上・・・・・・・・・・5ポイント 10%以上・・・・・・・・・・4ポイント 7%以上・・・・・・・・・・3ポイント 4%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・1ポイント
環境保全の取組 (地域資源を活用した生産資材の確保)	P13	・事業実施主体が農業生産に使用する軽油を全量バイオディーゼル燃料へ転換する場合のバイオディーゼル燃料の原料となる廃食油量に対して、事業実施地区で生産した油糧作物の搾油量の比率が13ポイント以上増加。 61ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 49ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 37ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 25ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 13ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・事業実施主体が農業生産に使用する軽油を全量バイオディーゼル燃料へ転換する場合のバイオディーゼル燃料の原料となる廃食油量に対して、事業実施地区で生産した油糧作物の搾油量の比率が1%以上。 25%以上・・・・・・・・・・5ポイント 19%以上・・・・・・・・・・4ポイント 13%以上・・・・・・・・・・3ポイント 7%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・1ポイント

有機農業	Q1	<p>・事業実施地区における有機農業の取組面積の割合を0.7ポイント(※有機農業の取組面積が100%の場合は10ポイント)以上増加。</p> <p>5.6ポイント以上……10ポイント 4.2ポイント以上……8ポイント 2.8ポイント以上……6ポイント 1.4ポイント以上……4ポイント 0.7ポイント以上……2ポイント</p> <p>※有機農業の取組面積が100%の場合は10ポイント以上増加。</p> <p>50ポイント以上……10ポイント 40ポイント以上……8ポイント 30ポイント以上……6ポイント 20ポイント以上……4ポイント 10ポイント以上……2ポイント</p>	<p>・事業実施地区における有機農業の取組面積の割合が0.1%以上。</p> <p>2.4%以上……5ポイント 1.2%以上……4ポイント 0.6%以上……3ポイント 0.3%以上……2ポイント 0.1%以上……1ポイント</p>
有機農業	Q2	<p>・受益地区内において事業対象とする地域有機資源(下水汚泥等有害成分を含むおそれの高い資源は除く。ただし、有害成分の除去に有効と認められる処理が行われている場合は、この限りではない。)を活用した肥料の生産量の割合を5ポイント以上増加。</p> <p>70ポイント以上……10ポイント 55ポイント以上……8ポイント 40ポイント以上……6ポイント 25ポイント以上……4ポイント 5ポイント以上……2ポイント</p>	<p>・受益地区内における普通肥料取扱数量に占める有機質肥料の取扱数量の割合が1%以上</p> <p>10%以上……5ポイント 7%以上……4ポイント 5%以上……3ポイント 3%以上……2ポイント 1%以上……1ポイント</p>
有機農業	Q3	<p>・事業実施主体の土壌分析に基づく施肥設計見直し件数が6%以上増加。</p> <p>30%以上……10ポイント 24%以上……8ポイント 18%以上……6ポイント 12%以上……4ポイント 6%以上……2ポイント</p> <p>※土壌分析に基づく施肥設計の見直し件数は、処方箋(土壌診断結果、施肥設計等について整理されているものをいう。他に土壌診断表、土壌分析診断書等の名称を持つことがある。)の数とする。</p>	<p>・事業実施主体の事業実施前年度の土壌分析に基づく施肥設計見直し件数が事業実施前々年度に比べ3%以上増加。</p> <p>15%以上……5ポイント 12%以上……4ポイント 9%以上……3ポイント 6%以上……2ポイント 3%以上……1ポイント</p>
土づくり(科学的データに基づく土づくり)	Q4	<p>・土壌診断に基づく土づくりに取組む農業者の数を4ポイント以上増加。</p> <p>20ポイント以上……10ポイント 16ポイント以上……9ポイント 12ポイント上……8ポイント 8ポイント以上……7ポイント 4ポイント以上……6ポイント</p>	<p>・土壌診断に基づく土づくりに取組む農業者の数が30%以上。</p> <p>50%以上……5ポイント 45%以上……4ポイント 40%以上……3ポイント 35%以上……2ポイント 30%以上……1ポイント</p>
土づくり(被災農地の地力回復)	Q5	<p>・事業の受益に係るほ場の単位面積当たり生産額の減少分が、10%以上回復。</p> <p>90%以上回復……10ポイント 70%以上回復……8ポイント 50%以上回復……6ポイント 30%以上回復……4ポイント 10%以上回復……2ポイント</p>	<p>・事業の受益に係るほ場の事業実施前年度の単位面積当たり生産額が、従前の水準と比較して1%以上減少。</p> <p>8%減……5ポイント 6%減……4ポイント 4%減……3ポイント 2%減……2ポイント 1%減……1ポイント</p>
土づくり(被災農地の地力回復)	Q6	<p>・地力増進法(昭和59年法律第34号)第3条に基づく地力増進基本方針の土壌の性質の基本的な改善目標の項目について、国又は都道府県等が定める土壌改良の目標等(以下「改良目標」という)のうち、改良目標に達していない項目の割合が、7ポイント以上改善されること。</p> <p>35ポイント以上……10ポイント</p>	<p>・地力回復に取り組む前の土壌分析において改良目標に達していない項目の割合が7%以上</p> <p>35%以上……5ポイント 28%……4ポイント 21%……3ポイント 14%……2ポイント 7%以上……1ポイント</p>

		28ポイント以上……………8ポイント 21ポイント以上……………6ポイント 14ポイント以上……………4ポイント 7ポイント以上……………2ポイント	
土づくり(被災農地の地力回復)	Q7	・事業実施地域において、被災後、営農再開していないほ場の面積の割合を80%以上減少 100%……………10ポイント 95%以上……………8ポイント 90%以上……………6ポイント 85%以上……………4ポイント 80%以上……………2ポイント	・事業実施地域において、被災後、営農再開していないほ場の面積の割合が50%以上 100%以上……………5ポイント 80%以上……………4ポイント 70%以上……………3ポイント 60%以上……………2ポイント 50%以上……………1ポイント
畜産副産物の肥飼料利用	R1	・事業実施主体が製造する肉骨粉等のうち、飼料・肥料等利用の割合を10%以上増加。 30%以上……………10ポイント 25%以上……………8ポイント 20%以上……………6ポイント 15%以上……………4ポイント 10%以上……………2ポイント	・事業実施主体が製造する肉骨粉等のうち、飼料・肥料等利用を行う割合が50%以上。 70%以上……………5ポイント 65%以上……………4ポイント 60%以上……………3ポイント 55%以上……………2ポイント 50%以上……………1ポイント
	R2	・肉骨粉等の製造経費を1%以上削減。 5%以上削減……………5ポイント 4%以上削減……………4ポイント 3%以上削減……………3ポイント 2%以上削減……………2ポイント 1%以上削減……………1ポイント	・肉骨粉等1kg当たりの製造経費が34.5円以下 26.5円/kg……………5ポイント 28.5円/kg……………4ポイント 30.5円/kg……………3ポイント 32.5円/kg……………2ポイント 34.5円/kg……………1ポイント
物流 2024年問題への取組	T1	・流通コスト(単位数量当たりの集出荷・販売経費)を2%以上縮減。 10%以上……………10ポイント 8%以上……………8ポイント 6%以上……………6ポイント 4%以上……………4ポイント 2%以上……………2ポイント ※本成果目標を選択した場合は、EG2及びEG3の成果目標を選択することはできない。	・対象品目の既存施設において、以下の取組等に該当する場合。 5つ以上……………5ポイント 4つ……………4ポイント 3つ……………3ポイント 2つ……………2ポイント 1つ……………1ポイント ・トラックの予約受付システムを導入している。 ・納品伝票の電子化システムを導入している。 ・パレット、カゴ台車、折りたたみコンテナ、通い箱等を活用している。 ・1,100mm×1,100mm・プラスチック製・レンタル形式のパレットを導入している。 ・モーダルシフトに取り組んでいる。 ・混載を実施している。 ・荷役作業時の安全対策を講じている。 ・過去5年間で出荷規格数の削減を行っている。 ・過去10年間で施設の再編合理化を行っている。 ・「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」(2023年6月経済産業省、農林水産省、国土交通省策定)を踏まえ、物流の適正化・生産性向上に関する「自主行動計画」を作成・公表している。 ・生産者及び流通業者による一体的な取組を行っている(協議会※を組織して取り組んでいる。) ※なお、協議会とは、代表者、組織及び運営についての会則が策定されており、その事業内容が流通コストの縮減に向けた取組であることとする。

(注) 成果目標で「販売額増加」を選択する場合の要綱第28の評価における価格補正については、次の考え方にに基づき行うこととする。

補正係数＝地域（都道府県又は国）の事業実施前年度の販売単価（※）／地域（都道府県又は国）の目標年度の販売単価（※）

※地域（都道府県又は国）の販売単価については、地方卸売市場の取引や需給レポートなど、地域の実情に見合った資料等により把握する。ただし、あらかじめ価格を固定した契約取引など、市場の需給といった外的要因等による価格変動が生じないときには、価格補正を行わないものとする。

別表 1-2-③（みどりの食料システム戦略の推進）

メニューの中から達成すべき成果目標及び成果目標に対する現況値ポイントに対する現況値を1つ、別表 1-2-①の関連メニューから1つ、合計2つを選択するものとする。

複数の作物（メニュー）に関連する施設等の整備を行う場合は、主要な作物（メニュー）の達成すべき成果目標を1つ選択するものとする。

なお、みどりの食料システム戦略の推進に係る成果目標が6ポイント未満の事業計画は、配分対象としないものとする。

メニュー	類別	達成すべき成果目標基準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
みどりの食料システム戦略の推進	Z1	化学農薬の使用回数を5%以上削減。 50%以上削減又は化学農薬不使用 ……………10ポイント 30%以上削減……………8ポイント 10%以上削減……………6ポイント 8%以上削減……………4ポイント 5%以上削減……………2ポイント ※ただし、有機農業の取組及び完全人工光型の施設整備に取り組む場合には、本成果目標は選択不可 ※みどりの成果目標と併せて選択する生産性向上についての成果目標はP1～P13、Q1～Q7、R1及びR2の成果目標は選択不可	事業実施地区において化学農薬の使用回数の事業実施前過去3年間の平均が、その農産物が生産された地域の慣行レベルと比較して、30%以上低い。 50%以上低い……………5ポイント 45%以上低い……………4ポイント 40%以上低い……………3ポイント 35%以上低い……………2ポイント 30%以上低い……………1ポイント
	Z2	単位面積当たりの化学肥料の使用量を10%以上削減。 30%以上削減又は化学肥料不使用 ……………10ポイント 25%以上削減……………8ポイント 20%以上削減……………6ポイント 15%以上削減……………4ポイント 10%以上削減……………2ポイント ※ただし、有機農業の取組及び完全人工光型の施設整備に取り組む場合には、本成果目標は選択不可 ※みどりの成果目標と併せて選択する生産性向上についての成果目標はP1～P13、Q1～Q7、R1及びR2の成果目標は選択不可	事業実施地区において単位面積当たりの化学肥料の使用量の事業実施前過去3年間の平均が、その農産物が生産された地域の慣行レベルと比較して、30%以上低い。 50%以上低い……………5ポイント 45%以上低い……………4ポイント 40%以上低い……………3ポイント 35%以上低い……………2ポイント 30%以上低い……………1ポイント
	Z3	農業生産に伴う単位面積当たりの化石燃料(A重油等)の使用量を事業実施前過去3年間の平均と比較して15%以上削減。 60%以上……………10ポイント 50%以上……………8ポイント 40%以上……………6ポイント 30%以上……………4ポイント 15%以上……………2ポイント ※みどりの成果目標と併せて選択する生産性向上についての成果目標はP1～P13、Q1～Q7、R1及びR2の成果目標は選択不可	事業実施地区における農業生産に伴う単位面積当たりの化石燃料(A重油等)の使用量の事業実施前過去3年間の平均が、原則として経営指標や栽培暦などの地域の標準的な単位面積当たりの使用量と比較して、10%以上低い。 30%以上低い……………5ポイント 25%以上低い……………4ポイント 20%以上低い……………3ポイント 15%以上低い……………2ポイント 10%以上低い……………1ポイント
	Z4	農業生産に伴う単位面積当たりの化石燃料(A重油等)の使用量を事業実施前過去3年間の平均と比較して15%以上削減。 60%以上……………10ポイント 50%以上……………8ポイント	事業実施地区における化石燃料のみに依存しない施設(ハイブリッド型園芸施設等)の面積の割合が10%以上 70%以上……………5ポイント 55%以上……………4ポイント

	<p>40%以上・・・・・・6ポイント 30%以上・・・・・・4ポイント 15%以上・・・・・・2ポイント ※みどりの成果目標と併せて選択する生産性向上についての成果目標はP1～P13、Q1～Q7、R1及びR2の成果目標は選択不可</p>	<p>40%以上・・・3ポイント 25%以上・・・2ポイント 10%以上・・・1ポイント</p>
Z5	<p>事業実施地区における有機農業の取組面積の割合を0.7ポイント(※有機農業の取組面積が100%の場合は10ポイント)以上増加。 5.6ポイント以上・・・・・・10ポイント 4.2ポイント以上・・・・・・8ポイント 2.8ポイント以上・・・・・・6ポイント 1.4ポイント以上・・・・・・4ポイント 0.7ポイント以上・・・・・・2ポイント ※有機農業の取組面積が100%の場合は10ポイント以上増加。 50ポイント以上・・・・・・10ポイント 40ポイント以上・・・・・・8ポイント 30ポイント以上・・・・・・6ポイント 20ポイント以上・・・・・・4ポイント 10ポイント以上・・・・・・2ポイント ※みどりの成果目標と併せて選択する生産性向上についての成果目標はP1～P13、Q1～Q7、R1及びR2の成果目標は選択不可</p>	<p>事業実施地区における有機農業の取組面積の割合が0.1%以上。 2.4%以上・・・・・・5ポイント 1.2%以上・・・・・・4ポイント 0.6%以上・・・・・・3ポイント 0.3%以上・・・・・・2ポイント 0.1%以上・・・・・・1ポイント ※新規取組を対象とした施設等の整備を行う場合に、以下のいずれかの取組を行う場合 ・・・・・・5ポイント ・各都道府県が策定する普及指導計画に事業実施計画の地区若しくは取組が位置付けられている、又は位置付けられることが確実であること ・生産者、実需者、学識経験者、地方公共団体、その他関係機関が一体となった推進体制を構築するとともに、構成員の役割を明確にした指導方針を都道府県が策定し、これに基づく指導を行うこと</p>
Z6	<p>受益面積のうちバイオ炭又は堆肥等の施用面積の割合を5ポイント以上増加。 30ポイント以上・・・・10ポイント 25ポイント以上・・・・8ポイント 20ポイント以上・・・・6ポイント 15ポイント以上・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・2ポイント ※みどりの成果目標と併せて選択する生産性向上についての成果目標はP1～P13、Q1～Q7、R1、2の成果目標は選択不可 ※整備した施設で製造された資材を施用する面積を算出すること。</p>	<p>受益面積のうちバイオ炭又は堆肥等の施用面積の割合が5%以上。 30%以上・・・・5ポイント 25%以上・・・・4ポイント 20%以上・・・・3ポイント 15%以上・・・・2ポイント 5%以上・・・・1ポイント ※整備予定の施設で製造される資材と同種の資材を施用する面積を算出すること。</p>
Z7	<p>労働生産性を10%以上向上。 30%以上・・・・10ポイント 25%以上・・・・8ポイント 20%以上・・・・6ポイント 15%以上・・・・4ポイント 10%以上・・・・2ポイント ※みどりの成果目標と併せて選択する生産性向上についての成果目標はP1～P13、Q1～Q7、R1、2の成果目標は選択不可 ※要綱別表1のIに定める(8)食品事業者以外は選択不可。</p>	<p>労働生産性が過去5年平均と比較して3%以上高い。 15%以上・・・・5ポイント 12%以上・・・・4ポイント 9%以上・・・・3ポイント 6%以上・・・・2ポイント 3%以上・・・・1ポイント</p>

別表1-2-④（産地における戦略的な人材育成の推進）

メニューの中から達成すべき成果目標及び成果目標に対する現況値ポイントに対する現況値を1つ、別表1-2-①の関連メニューから1つ、合計2つを選択するものとする。

複数の作物（メニュー）に関連する施設等の整備を行う場合は、主要な作物（メニュー）の達成すべき成果目標を1つ選択するものとする。

なお、産地における戦略的な人材育成の推進に係る成果目標が6ポイント未満の事業計画は、配分対象としないものとする。

メニュー	類別	達成すべき成果目標基準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
産地における戦略的な人材育成の推進	Y1	事業実施年度から目標年度までの新規就農者数が、事業実施3年前までの新規就農者数と比較して120%以上。 200%以上……10ポイント 180%以上……8ポイント 160%以上……6ポイント 140%以上……4ポイント 120%以上……2ポイント ※事業実施3年前までの新規就農者が0人の場合は1人として割合を算出すること。	事業実施主体において、以下の取組等に該当する場合。 3つ以上……5ポイント 2つ以上……3ポイント 1つ以上……1ポイント ・農業経営に関する実践的な研修(OJT研修)体制が整備されている。 ・農業経営に関する外部研修・就農相談セミナー等の講師となっている者がいる。 ・受入研修生に対して十分な指導を行うことのできる者(指導農業士等)がいる。 ・就農予定者への住居のあっせんを行っている。 ・就農予定者への農地のあっせんを行っている。 ・事業実施前3年間に新規就農した者の定着率が80%以上。

(別紙3)

費用対効果分析指針（食料システム構築支援タイプ）

費用対効果分析指針（食料システム構築支援タイプ）は、強い農業づくり総合支援交付金のうち食料システム構築支援タイプを目的とする取組（以下「本事業」と総称する。）に係るものとする。

1 効果と費用の比較方法

(1) 投資効率の算定

ア 本事業を実施しようとする事業実施主体は、次に掲げる施設等の導入を行う場合において、投資効率を算定することとする。

- ① 育苗施設
- ② 乾燥調製施設
- ③ 穀類乾燥調製貯蔵施設
- ④ 農産物処理加工施設
- ⑤ 集出荷貯蔵施設
- ⑥ 産地管理施設
- ⑦ 用土等供給施設
- ⑧ 農作物被害防止施設
- ⑨ 生産技術高度化施設
- ⑩ 種子種苗生産関連施設
- ⑪ 有機物処理・利用施設
- ⑫ 農業用機械等

イ 投資効率は、次式に示すとおり、総事業費とアに掲げる施設等の導入によって得られる年総効果額を資本還元したものにより算定するものとする。

なお、既存施設の廃用に伴う損失がある場合には、総事業費と妥当投資額から廃用損失額（デッドコスト）を控除した額とを対比することにより算定するものとする。

$$\text{投資効率} = \{ (\text{年総効果額} \div \text{還元率}) - \text{廃用損失額} \} \div \text{総事業費}$$

ウ 鹿児島県及び沖縄県に所在する農産物処理加工施設において、国内産糖事業者が分みつ糖の製造を行う場合にあっては、当該施設での業務に従事する者の効果も算入できるものとする。

エ 遠隔離島に所在する農産物処理加工施設において、国内産糖事業者が分みつ糖の製造を行う場合にあっては、立地条件により建設コストが相当程度増加することが明らかな場合には、当該施設に係る投資効率の算定を要さないものとする。

(2) 総効果額の算定

ア 施設等ごとの年総効果額の算定

年総効果額は、施設等ごとに次のイの（a）から（k）までの該当効果項目の年効果額を合算して算定するものとする。

なお、本事業及び持続的生産強化対策事業推進費補助金等交付等要綱を同時に実施する場合におい

て、当該持続的生産強化対策事業の効果が施設整備の効果と一体不可分であるときに限り、持続的生産強化対策事業の効果も含めて年効果額を算出することができるものとする。

(a) 育苗施設

年総効果額＝生産コスト節減効果＋品質向上効果＋生産力増加効果＋生産力維持効果＋有機農業
参入・転換効果＋その他の効果

(b) 乾燥調製施設及び穀類乾燥調製貯蔵施設

年総効果額＝生産コスト節減効果＋品質向上効果＋生産力増加効果＋物流合理化効果
＋副産物産出効果＋生産力維持効果＋有機農業参入・転換効果＋その他の効果

(c) 農産物処理加工施設

年総効果額＝生産コスト節減効果＋品質向上効果＋生産力増加効果＋副産物産出効果
＋生産力維持効果＋雇用創出効果＋地域関連産業波及効果＋有機農業参入・転換効果
＋その他の効果

(雇用創出効果及び地域関連産業波及効果は、鹿児島県及び沖縄県に所在する農産物
処理加工施設において、国内産糖事業者が分みつ糖の製造を行う場合についてのみ見
込むことができるものとする。)

(d) 集出荷貯蔵施設

年総効果額＝生産コスト節減効果＋品質向上効果＋生産力増加効果＋物流合理化効果
＋副産物産出効果＋生産力維持効果＋有機農業参入＋転換効果その他の効果

(e) 産地管理施設

年総効果額＝生産コスト節減効果＋品質向上効果＋生産力増加効果＋生産力維持効果
＋被害防止生産安定効果＋有機農業参入・転換効果＋その他の効果

(f) 用土等供給施設

年総効果額＝生産コスト節減効果＋品質向上効果＋生産力増加効果＋生産力維持効果
＋有機農業参入・転換効果＋その他の効果

(g) 農作物被害防止施設

年総効果額＝生産コスト節減効果＋生産力増加効果＋生産力維持効果
＋被害防止生産安定効果＋有機農業参入・転換効果＋その他の効果

(h) 生産技術高度化施設

年総効果額＝生産コスト節減効果＋品質向上効果＋生産力増加効果＋生産力維持効果
＋有機農業参入・転換効果＋その他の効果

(i) 種子種苗生産関連施設

年総効果額＝生産コスト節減効果＋品質向上効果＋生産力増加効果＋生産力維持効果
＋有機農業参入・転換効果＋その他の効果

(j) 有機物処理・利用施設

i 耕畜連携部門

年総効果額＝有機物生産量増加効果＋生産コスト節減効果＋品質向上効果＋生産力増加効
果＋生産力維持効果＋地域生活環境改善効果＋廃棄物処理費節減効果＋有機
農業参入・転換効果＋その他の効果

ii 耕種部門

年総効果額＝有機物生産量増加効果＋生産コスト節減効果＋品質向上効果＋生産力増加効
果＋生産力維持効果＋廃棄物処理費節減効果＋有機農業参入・転換効果＋そ

の他の効果

(k) 農業機械

$$\text{年総効果額} = \text{生産コスト節減効果} + \text{品質向上効果} + \text{生産力増加効果} + \text{生産力維持効果} \\ + \text{その他の効果}$$

イ 各効果の算定方法

(a) 生産コスト節減効果

生産コスト節減効果は、施設等の導入により、地区における営農技術体系、経営規模等が変化することに伴って作物の生産に要する費用（コスト）が節減される効果とし、その額は、労働費、諸資材費、維持管理費等の年増減額とする。

$$\text{年効果額} = (\text{事業実施前の（労働費} + \text{光熱動力費} + \text{諸資材費} + \text{維持管理費）}) \times \text{生産規模拡大率} \\ - (\text{事業実施後の（労働費} + \text{光熱動力費} + \text{諸資材費} + \text{維持管理費）})$$

i 農業廃棄物の処理に係るコスト節減については、次の算定式を用いる。（対象：農業廃棄物処理施設）

なお、この場合における「事業実施前の処理コスト及び輸送単価」は、地方公共団体又は処理業者への処理委託費及び指定場所までの輸送費の標準的単価とする。

また、処理コスト単価と輸送単価を区分できない場合には、「処理コスト単価」とあるのは、「処理コスト及び輸送単価」とする。

$$\text{年効果額} = \text{事業実施前の処理コスト及び輸送単価} \times \text{事業実施前の処理量} \times \text{生産規模拡大率} \\ - \text{事業実施後の処理コスト単価} \times \text{事業実施後の処理量}$$

ii 導入施設で供給される資材を利用することによる受益農業者におけるコスト節減については、次の算定式を用いる。（対象：用土等供給施設、種子種苗生産関連施設）

$$\text{年効果額} = \text{事業実施により使用量を減少させる資材の節減額} - \text{事業実施により使用量を増加させる資材の増加額}$$

iii 導入施設における作業以外の事業実施関連作業について、土地利用型作物に係る施設については、作業受委託の拡大等によりコスト節減がなされる場合、次の算定式を用いる。

$$\text{年効果額} = (\text{各経営（作付け）規模階層の作業面積} \times \text{各経営（作付け）規模階層の作業コスト}) \text{についての事業実施前の合計額} \times \text{生産規模拡大率} - (\text{各経営（作付け）規模階層の作業面積} \times \text{各経営（作付け）規模階層の作業コスト}) \text{についての事業実施後の合計額}$$

iv 導入施設における作業以外の事業実施関連作業について、土地利用型作物以外に係る施設については、経営規模の拡大によりコスト節減がされる場合、次の算定式を用いる。

$$\text{年効果額} = (\text{各経営（作付け）規模階層の作業面積} \times \text{各経営（作付け）規模階層の作業コスト}) \text{についての事業実施前の合計額} \times \text{生産規模拡大率} - (\text{各経営（作付け）規模階層の作業面積} \times \text{各経営（作付け）規模階層の作業コスト}) \text{についての事業実施後の合計額}$$

v 営農の作業の一部を担わず、新技術又は新品種の実証のみを実施する施設については、導入施

設での新技術実証等の効果を受ける受益農家における生産コスト節減効果を算定するものとする。

(b) 品質向上効果

品質向上効果は、施設等の導入により発生する作物の質的向上に関する効果とし、その額は作物の品質の向上等に伴う販売総額の年増減額とする。

$$\text{年効果額} = \text{事業実施後の生産量} \times (\text{事業実施後の販売単価} - \text{事業実施前の販売単価})$$

- i 新技術又は新品種の実証のみを実施する施設については、導入施設での新技術実証等の効果を受ける受益農家における品質向上効果を算定するものとする。
- ii 種子種苗生産関連施設は、導入施設で供給される資材（種子・種苗）を利用することによる受益農業者における品質向上効果についても算定するものとする。
- iii 処理加工施設の場合は、次の算定式を用いる。
なお、これにより算定した効果には生産力増加効果を含むため、以下の算定式において導入施設対象品目に係る生産力増加効果は算定しないものとする。

(i) 農産物を処理加工する場合

$$\text{年効果額} = \text{事業実施後加工品出荷量} \times \text{事業実施後加工品販売予定単価} - \text{事業実施前出荷量} \times \text{事業実施前平均販売単価}$$

(ii) 事業実施前から処理加工していたものを、事業実施後処理加工量を増加する場合

$$\text{年効果額} = \text{事業実施後加工品出荷量} \times \text{事業実施後加工品販売単価} - \text{事業実施前加工品販売量} \times \text{事業実施前加工品販売単価}$$

(c) 生産力増加効果

生産力増加効果は、施設等の導入により発生する作物の量的増加に関する効果とし、その額は、作付面積の増減、単位面積当たり収量の増減等に伴う販売総額の年増減額とする。

$$\text{年効果額} = \text{事業実施前販売単価} \times (\text{計画生産量} - \text{事業実施前生産量}) \times \text{所得率} - \text{生産コスト節減効果との重複額}$$

- i 営農の作業の一部を担わず、新技術又は新品種の実証のみを実施する施設については、導入施設での新技術実証等の効果を受ける受益農家における生産力増加効果を算定するものとする。
- ii この場合における効果は、施設の導入による余剰労働力を活用することによって増産が可能となる導入施設対象品目以外の品目に係る生産力増加効果も対象とする。
- iii 種子種苗生産関連施設は、導入施設で供給される資材（種子・種苗）を利用することによる受益農業者における生産力増加効果についても算定するものとする。

(d) 物流合理化効果

物流合理化効果は、施設の導入により流通形態等が変化することによって流通費用が節減される

効果とし、その額は人件費、倉庫借用費等を含む流通経費の年増減額とする。

$$\text{年効果額} = \text{事業実施後出荷量等} \times (\text{事業実施前物流経費} - \text{事業実施後物流経費})$$

- i 集出荷貯蔵施設（品質向上物流合理化施設及び穀類広域流通拠点施設を除く）の場合は、次の算定式を用いる。

$$\text{年効果額} = \text{事業実施後出荷量等} \times (\text{事業実施前輸送費} \times \text{生産規模拡大率} - \text{事業実施後輸送費})$$

- ii 乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、品質向上合理化施設、穀類広域流通拠点施設及び種子種苗生産関連施設の場合は、次の算定式を用いる。

$$\text{年効果額} = \text{事業実施後処理量} \times \text{事業実施後のバラ出荷率} \times (\text{個袋入出庫経費} - \text{バラ出荷に係る入出庫経費}) + \text{事業実施後貯蔵量} \times \text{倉庫作業経費}$$

(e) 副産物産出効果

副産物産出効果は、施設の導入により生み出されるもみがら等の副産物について堆肥等として利用されることにより、新たな価値が生み出される効果とし、その額は、副産物の販売総額の年増減額等とする。

$$\text{年効果額} = \text{副産物販売予定数量} \times \text{副産物販売予定単価} - \text{事業実施前の副産物販売額}$$

(f) 生産力維持効果

生産力維持効果は、当該施設等を導入しなかった場合に見込まれる地域の農業所得の減少が阻止されることに関する効果とし、その額は、見込まれる農産物生産量の減少分に販売単価と所得率を乗じることにより算定するものとする。

$$\text{年効果額} = (\text{事業実施前の作付面積} - \text{施設を導入しない場合の作付面積}) \times \text{事業実施前の単収} \times \text{事業実施前の販売単価} \times \text{所得率} - \text{生産コスト節減効果 (労働時間) との重複}$$

(g) 被害防止生産安定効果

被害防止生産安定効果は、当該施設等を導入しなかった場合に見込まれる気象変動等を受けて地域の農業所得の減少が軽減されることに関する効果とし、その額は、気象災害等により見込まれる農産物所得減少額とする。

(対象：農産物被害防止施設)

$$\text{年効果額} = (\text{事業実施前における被害により出荷できなくなった量} \times \text{事業実施前の販売単価} + \text{事業実施前における被害により品質が低下した量} \times \text{事業実施前における被害による販売単価下落額}) - (\text{事業実施後における被害により出荷できない量} \times \text{事業実施前の販売単価} + \text{事業実施後における被害により品質が低下した量} \times \text{事業実施前における被害による販売単価下落額})$$

- i 気象変動による生産量の変動の縮小効果により生産安定化を図る施設については、上記の計算式に事業実施前の10年間の気象災害割合を乗ずるものとする。

(h) 雇用創出効果

- i 農業雇用創出効果

農家雇用創出効果は、当該施設の整備によって農家の雇用が創出される効果とし、その額は、農家又はその家族を雇用した際の人員の賃金の合計から、当該人員が当該施設での雇用により失われることとなる、それまで得ていた賃金を差し引いた額とする。

なお、農家雇用創出効果については、鹿児島県及び沖縄県に所在する農産物処理加工施設において、国内産糖事業者が分みつ糖の製造を行う場合についてのみ算定するものとする。

年効果額＝計画施設の収支計画において支出されることとなっている労務費・雇用費－雇用により失われる経費

ii 雇用機会増加効果

雇用機会増加効果は、当該施設の整備によって農家及びその家族以外の雇用が創出される効果とし、農家及びその家族以外を雇用した際の人員の賃金の合計から、当該人員が当該施設での雇用により失われることとなる、それまで得ていた賃金を差し引いた額を効果額とする。

なお、雇用機会増加効果については、鹿児島県及び沖縄県に所在する農産物処理加工施設において、国内産糖事業者が分みつ糖の製造を行う場合についてのみ算定し、該当地域以外の人員の雇用による効果は、地域関連産業波及効果において算定するものとする。

年効果額＝計画施設の収支計画において支出されることとなっている労務費・雇用費－雇用により失われる経費

(i) 地域関連産業波及効果

地域関連産業波及効果は、当該施設の整備により、地域の関連産業において収益の増加する効果とし、その額は、当該施設の整備に伴い、関連する産業において増益となる額とする。

なお、地域関連産業波及効果については、鹿児島県及び沖縄県に所在する農産物処理加工施設において、国内産糖事業者が分みつ糖の製造を行う場合についてのみ算定するものとする。

年効果額＝計画施設の整備により地域の関連産業において増益する額

(j) 廃棄物処理費節減効果

廃棄物処理費節減効果は、生ゴミや堆肥や食品産業等からの有機性廃棄物の飼料化により自治体や食品会社の廃棄物処理経費が削減される効果とし、その額は、当該施設における廃棄物処理量に処理単価を乗ずることにより算定するものとする。

年効果額＝廃棄物処理量×処理単価

廃棄物処理量、処理単価：事業実施計画の数値

(注) 1. 生ゴミ、食品残さ等を一体的に処理する場合算定すること。

2. 処理単価は、事業実施地域の市町村等の一般廃棄物等の処理単価を使用すること。

(k) 有機農業参入・転換効果

有機農業参入・転換効果は、施設の導入により有機農業が拡大することに伴い、地域の農業収益が増加する効果とする。

年効果額＝(事業実施後有機農業実施面積(ha)－事業実施前有機農業実施面積(ha))×慣行農業所得(円/ha)×有機農業収益効果

i 慣行農業所得は、地域の平均的慣行農業所得額を用いる。また、雇用労賃は含まないものとする。

ii 事業実施前有機農業実施面積及び事業実施後有機農業実施面積は、事業実施計画書の数値

を用いる。

iii 有機農業収益効果は、以下の算定式を用いるものとする。

$$\text{有機農業収益効果} = (\text{地域の平均的な有機農業所得} \div \text{地域の平均的な慣行農業所得}) - 1$$

なお、地域で適当な数値が無い場合は有機農業収益効果として0.24を使用する。

(1) その他の効果

(a) から (k) までに掲げる効果以外の効果であって、その発生が明らかであり、かつ、算定が可能なものについて、効果の内容、算定方法等につき地方農政局長等（北海道にあつては農産局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。）が適当と認めた場合にあつては、当該効果に係る年効果額を算定するものとする。

年効果額＝上記以外の効果であつて、次の条件を満たす金額化が可能な効果

- i (a) から (k) までに掲げる効果と重複していないこと。
- ii 国内農業生産の維持及び増大に資する効果であること。

ウ 廃用損失額(既存施設残存価値)

本事業の実施により、耐用年数に達していない既存の施設を廃棄又は転用する場合は、廃用損失額を算出するものとし、施設ごとに次の算定式によるものとする。

$$\text{廃用損失額} = \text{既存施設の取得価格} \times \text{①残存率}$$

$$\text{①残存率} : (\text{耐用年数} - \text{使用年数}) \div \text{耐用年数}$$

エ 還元率

(ア) 還元率はそれぞれの対策の年総効果額から妥当投資額を算定するために次式により算定する。

$$\text{還元率} = \{ i \times (1 + i)^n \} \div \{ (1 + i)^n - 1 \}$$

i = 割引率（資本の装備に必要な資金調達コストであり、費用と効果を現在価値化する時に用いる係数）

n = 総合耐用年数

割引率は0.04とする。

(イ) 総合耐用年数は、事業対象工種別事業費・耐用年数表により、次の算式により求めるものとする。

$$\text{総合耐用年数} = \text{①事業費の合計} \div \text{②年事業費の合計}$$

① 事業費の合計 : 各工種(施設、機械)の事業費を合計する。

② 年事業費の合計 : 年事業費を合計する。

工種名(施設、機械)	事業費①	耐用年数③	年事業費②=①/③
○○	①	③	②
××	:	:	:
△△	:	:	:
○○	:	:	:
××	①'	③'	②'

合 計	①の合計	総合耐用年数	②の合計
-----	------	--------	------

オ 耐用年数

耐用年数は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定めるところによる。

(3) 総事業費の算定

総事業費は、本事業において算定された効果額が、本事業のみにより効果を算定できる場合は、本事業の総事業費とする。

本事業以外の事業、施設等の効果が含まれる場合には、他の事業、他の施設等に係る事業費を加えた総事業費を計上することとし、事業効果の発生に係る施設等の導入のための投下資金の総額とする。

2 効果と費用の比較方法

別紙 1 の 2 の I の農業分野又はⅢの環境保全分野を準用するものとする。

2 効果と費用の比較表

I 農業分野

1の(2)のイの(ア)のaの各施設等について、効果と費用の比較を次の表に準拠して算出するものとする。
 なお、1の(2)のイの(ア)のaの(k)の事業にあつては、「土地改良事業の費用対効果分析に必要な諸係数について」
 (平成19年3月28日付け18農振第1598号農村振興局企画部長通知)等を準拠して算出するものとする。

(1) 年効果総額

ア 生産コスト節減効果

事業対象作目	①事業実施前の作付面積 (ha)	②事業実施後の作付面積 (ha)	③生産規模拡大率 $k = \frac{②}{①}$
			-
			-
			-
合計	0	0	-

(ア) 施設等の導入により、地区における営農技術体系、経営規模等が変化することによる生産コスト節減効果

i 労働費

作目又は作業種類・規模階層	①農家での作業に係る削減労働時間 (hr/10a)	②事業前作付面積 (ha)	③農家での削減労働時間 $①*②$ (hr)	④労賃単価 (円/hr)	⑤農家での労働費の増減額 $③*④$ (千円)	⑦導入施設運営に係る人件費 (千円)	年効果額 $(⑤+⑥) * k - ⑦$ (千円)
			0.0		0		
			0.0		0		
合計			0.0		0.0		0

③' 農家での削減労働時間計

⑥既存共同施設運営に係る人件費(千円)

ii 光熱動力費

作目又は作業種類・規模階層	①農家での作業に係る削減光熱動力費 (円/10a)	②事業前作付面積 (ha)	③農家での削減光熱動力費 $①*②$ (千円)	⑤導入施設運営に係る光熱動力費 (千円)	年効果額 $(③' + ④) * k - ⑤$ (千円)
			0.00		
			0.00		
合計			0.00		0

③' 農家での削減光熱動力費計

④既存共同施設運営に係る光熱動力費(千円)

iii 諸資材費

作目又は 作業種類・ 規模階層	①農家での作業に係る削減諸資材費					②事業実施前 作付面積 (ha)	③農家での削 減諸資材費 ①*② (千円)	⑤導入施設運営に 係る諸資材費 (千円)
	(円/10a)	袋・箱代 (円/10a)	肥料費 (円/10a)	農薬費 (円/10a)	その他 (円/10a)			
							0	
合計							0	

③' 農家での削減諸資材費計
④ 既存共同施設
運営に係る諸資
材費 (千円)

年効果額
(③' +④) * k -⑤
(千円)
0

iv 維持管理費

作目又は 作業種類・ 規模階層	①農家での作業に係る削減維持管理費				③導入施設の維持管理費			
	(千円)	維持修繕費 (千円)	施設保守経費 (千円)	その他 (千円)	(千円)	維持修繕費 (千円)	施設保守経費 (千円)	その他 (千円)
	0				0			
合計	0	0	0	0	0	0	0	0

② 既存共同施設
の維持管理費
(千円)

年効果額
(①+②) * k -③
(千円)
0

v 施設等の導入により、地区における営農技術体系、経営規模等が変化することによる生産コスト削減効果計
(単位：千円)

i 労働費削減効果	0
ii 光熱動力費削減効果	0
iii 諸資材費削減効果	0
iv 維持管理削減効果	0
計	0

(イ) 農業廃棄物の処理に係るコストの削減効果
(農業廃棄物処理施設の場合)

作 目	①事業実施前 の処理単価 (千円/ t)	②事業実施前 の輸送単価 (千円/ t)	③事業実施前 の処理量 (t)	④事業実施前 のコスト (①+②)*③ (千円)	⑤新施設運営 コスト (千円)	年効果額 ④' * k -⑤ (千円)
				0		
合計				0	0	0

④' 事業実施前のコスト計

(ウ) 導入施設で供給される資材を利用することによる受益農業者のコスト節減効果
(有機物供給施設の場合)

作 目	肥料削減			土壌改良資材削減			たい肥投入増加	
	①化学肥料削減予定量 (袋/ha)	②化学肥料単価 (円/袋)	③削減額 ①*②*⑩ (千円)	④土壌改良資材削減予定量 (袋/ha)	⑤土壌改良資材単価 (円/袋)	⑥削減額 ④*⑤*⑩ (千円)	⑦たい肥増加予定量 (t/ha)	⑧たい肥購入単価 (円/ t)
			0			0		
			0			0		
合 計	0	0	0	0	0	0		

③' 削減額計

⑥' 削減額計		⑩事業実施後面積	年効果額
⑨増加額 ⑦*⑧*⑩ (千円)		(ha)	③' +⑥' -⑨' (千円)
0			
0			
0		0	0

⑨' 増加額計

(用土等供給施設の場合)

作 目	購入用土等削減			自給用土等増加			⑦事業実施後面積 (ha)	年効果額 ③' -⑥' (千円)
	①購入用土等削減予定量 (袋/ha)	②購入用土等単価 (円/袋)	③削減額 ①*②*⑦ (千円)	④自給用土等増加予定量 (kg/ha)	⑤用土等購入単価 (円/kg)	⑥増加額 ④*⑤*⑦ (千円)		
			0			0		
			0			0		
合 計			0			0	0	0

③' 削減額計

⑥' 増加額計

(種子種苗生産関連施設の場合)

作 目	自家採種種子等削減			購入種子等増加			⑦事業実施後面積 (ha)	年効果額 ③' -⑥' (千円)
	①は種量 (kg/ha)	②自家採種種子等に係る単価 (円/kg)	③削減額 ①*②*⑦ (千円)	④は種量 (kg/ha)	⑤購入種子等単価 (円/kg)	⑥増加額 ④*⑤*⑦ (千円)		
			0			0		
			0			0		
合 計			0			0	0	0

③' 削減額計

⑥' 増加額計

(エ) 導入施設における作業以外の関連作業に係るコスト節減効果

作業名	
-----	--

(土地利用型作物(種子用を除く)に係る施設の場合)

経営(作付)規模階層	①事業実施前各規模階層の作業面積計 (ha)	②規模階層別平均作業コスト (円/10a)	③事業実施前の作業コスト計 ①*② (千円)	④作業委託等予定面積 (ha)	⑤作業受託等予定面積 (ha)	⑥事業実施後の各規模階層の作業面積計 ①-④+⑤ (ha)	⑦事業実施後の作業コスト計 ②*⑥ (千円)	年効果額 ③' *k -⑦' (千円)
	③' 事業実施前の作業コスト計	⑦' 事業実施後の作業コスト計						
○ha未満			0.0			0	0	
○~○ha			0.0			0	0	
...			0.0			0	0	
○ha以上			0.0			0	0	
合 計			0	0	0	0	0	0

③' 事業実施前の作業コスト計

⑦' 事業実施後の作業コスト計

(土地利用型作物以外に係る施設の場合)

経営(作付)規模階層	①事業実施前各規模階層の作業面積計(ha)	②規模階層別平均作業コスト(円/10a)	③事業実施前の生産コスト計 ①*② (千円)	④事業実施後の各規模階層作業面積計(ha)	⑤事業実施後の生産コスト計 ④*② (千円)	年効果額 ③' * k - ⑤' (千円)
○ha未満			0.0		0	
○～○ha			0.0		0	
...			0.0		0	
○ha以上			0.0		0	
合計			0		0	0

③' 事業実施前の作業コスト計

⑤' 事業実施後の作業コスト計

(オ) 生産コスト節減効果合計

単位：千円

(ア) 施設等の導入により、地区における営農技術体系、経営規模等が変化することによる生産コスト節減効果	0
(イ) 農業廃棄物の処理に係るコスト節減効果	0
(ウ) 導入施設で供給される資材を利用することによるコスト節減効果	0
(エ) 導入機械・施設における作業以外の関連作業に係るコスト節減効果	0
計	0

イ 品質向上効果

(ア) 生産農産物の品質向上効果

作 目	①事業実施後 作付面積 (ha)	②計画単収 (kg/本.箱/10a) (いずれかに○)	③事業実施後 生産量 ①*② (kg/本.箱) (いずれかに○)	④事業実施前 平均販売単価 (円/kg/本.箱) (いずれかに○)	⑤事業実施後 販売予定単価 (円/kg/本.箱) (いずれかに○)	⑥販売単価 差額 ⑤-④ (円/kg/本.箱) (いずれかに○)	年効果額 ③*⑥ (千円)
			0			0	0
			0			0	0
			0			0	0
合 計	0.00		0			0	0

②の計画単収の具体的な見込み方法	
------------------	--

⑤の事業実施後の販売単価の具体的な見込み方法	
------------------------	--

(イ) 導入施設で供給される資材(種子・種苗)を利用することによる受益農業者の生産農産物の品質向上効果
(対象:種子種苗生産関連施設の場合)

作 目	①品種転換時 作付面積 (ha)	②計画単収 (kg/10a)	③計画生産量 ①*② (kg)	④事業実施前 平均販売単価 (円/kg)	⑤事業実施後 販売予定単価 (円/kg)	⑥販売単価 差額 ⑤-④ (円/kg)	年効果額 ③*⑥ (千円)
						0	0
						0	0
合 計	0		0			0	0

②の計画単収の具体的な見込み方法	
------------------	--

⑤の販売予定単価の具体的な見込み方法	
--------------------	--

(ウ) 処理加工施設による品質向上効果

i 農作物を処理加工する場合

加工品名	作 目	①事業実施後 加工品販売量 (kg)	②事業実施後 加工品販売 予定単価 (円/kg)	③加工品販売 額 ①*② (千円)	④事業実施前 出荷量 (kg)	⑤事業実施前 平均販売単価 (円/kg)	⑥事業実施前 出荷販売額 ④*⑤ (千円)	年効果額 ③-⑥ (千円)
				0			0	0
				0			0	0
合 計				0			0	0

※これにより算定した効果には生産力増加効果を含むので、ここで得られた生産力増加効果は次のウ 生産力増加効果では、算定しないものとする。
※加工品販売単価に含まれる光熱水道費、人件費、副原料及び包装費等は生産コスト節減効果のマイナス効果として計上する。

②の販売単価の具体的な見込み方法	
------------------	--

ii 事業実施前から処理加工していたものを、事業実施後処理加工量を増加する場合

加工品名	作目	①事業実施後 加工品販売量 (kg)	②事業実施後 加工品販売 予定単価 (円/kg)	③加工品販売 額 ①*② (千円)	④事業実施前 加工品販売量 (kg)	⑤事業実施前 加工品販売 単価 (円/kg)	⑥事業実施前 加工品販売 額 ④*⑤ (千円)	年効果額 ③-⑥ (千円)
				0			0	0
				0			0	0
合計				0			0	0

※これにより算定した効果には生産力増加効果を含むので、ここで得られた生産力増加効果は次のウ 生産力増加効果では、算定しないものとする。
 ※加工品販売単価に含まれる光熱水道費、人件費、副原料及び包装費等は生産コスト削減効果のマイナス効果として計上する。

②の販売単価の具体的な見込み方法	
------------------	--

(エ) 品質向上効果合計

(単位：千円)

(ア) 生産農産物の品質向上効果	0
(イ) 導入施設から供給される資材を利用することによる効果	0
(ウ) 処理加工施設による効果	0
計	0

ウ 生産力増加効果

(ア) 施設等の導入による生産力増加効果

作目	作付面積 (ha)		単収 (kg/10a)		⑤事業実施前 生産量 ①*③ (kg)	⑥事業実施後の 生産量 ②*④ (kg)	⑦増加生産量 ⑥-⑤ (kg)	⑧事業実施前平均 販売単価 (円/kg)
	①現況	②計画	③現況	④計画 (見込)				
					0	0	0	
					0	0	0	
					0	0	0	
合計	0.00	0.00	0		0	0	0	

⑨所得率	⑩生産コスト削減効果 (労働費) との重複			年効果額 ⑦*⑧*⑨ -⑩ (千円)
	⑪重複労働 時間 (hr)	⑫労賃単価 (円/hr)	⑪*⑫ (千円)	
			0	0
			0	0
			0	0
			0	0
			0	0

②の計画作付面積の具体的な見込み方法	
--------------------	--

④の計画単収の具体的な見込み方法	
------------------	--

⑨の所得率算出の具体的な見込み方法

(イ) 導入施設で供給される資材(種子・種苗)を利用することによる受益農業者の生産力増加効果
(種子種苗生産関連施設の場合)

作 目	①作付面積 (ha)	単収(kg/10a)			⑤増加生産量 ①*④ (kg)	⑥事業実施前 販売単価 (円/kg)	年効果額 ⑤*⑥ (千円)
		②現況	③計画(見込)	④増減 ③-②			
				0	0		0
				0	0		0
合 計	0.00			0	0		0

③の計画単収の具体的な見込み方法

(ウ) 生産力増加効果合計 (単位: 千円)

(ア) 導入施設対象作物及び他作物に係る生産力増加効果	0
(イ) 導入施設により供給される資材を利用することによる生産力増加効果	0
計	0

エ 物流合理化効果

(ア) 集出荷貯蔵施設(品質向上物流合理化施設及び穀類広域流通拠点施設を除く)に係る輸送費の増減

作 目	出荷先	①事業実施前 出荷量 (ケース・トレ) (いずれかに○) (単位あたり重量) (kg)	②事業実施前 輸送費 (円/ケース・トレ) (いずれかに○)	③事業実施後 出荷量 (ケース・トレ) (いずれかに○) (単位あたり重量) (kg)	④事業実施後 輸送費 (円/ケース・トレ) (いずれかに○)	年効果額 (①*②*k-③*④) (千円)
						0
						0
						0
						0
						0
合 計						0

(イ) 乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、品質向上物流合理化施設、穀類広域流通拠点施設及び種子種苗生産関連施設に係る物流経費の増減

作 目	①事業実施後 処理量 (t)	②バラ出荷比 率 (%)	③バラ出荷量 ①*② (t)	④個袋入出庫 賃金単価 (円/ t)	⑤フレコン又は 純バラ入 出庫賃金単 価 (円/ t)	⑥賃金単価差額 ④-⑤ (円/ t)	⑦入出庫費 低減額 ③*⑥ (千円)	⑧事業実施後貯蔵量 (t)
			0			0	0	

⑨倉庫作業賃 金単価 (円/ t)	⑩倉庫作業経 費低減額 ⑧*⑨ (千円)	年効果額 ⑦+⑩ (千円)
		0

(ウ) 物流合理化効果合計 (単位: 千円)

(ア) 輸送費低減効果	0
(イ) 乾燥調製施設等に係る物流経費低減効果	0

合 計

0

オ 副産物産出効果

副産物製品名	①事業実施前に同じ副産物を販売していた場合の収益(千円)	②販売予定数量 (t)	③販売予定単価 (千円/t)	年効果額 ②*③-① (千円)
				0
				0
合計	0	0	0	0

カ 生産力維持効果

(ア) 農業生産を維持する効果

作 目	作付面積 (ha)			④事業実施前の単収 (kg/10a)	⑤減少生産量 ③*④ (kg)	⑥事業実施前販売単価 (円/kg)
	①事業実施前	②機械・施設を導入しない場合の作付面積(見込)	②の把握方法及び作付減少の理由			
					0	
					0	
					0	
合計	0	0			0	

⑦所得率	⑧生産コスト削減効果(労働費)との重複			年効果額 (⑤*⑥*⑦-⑧) (千円)
	⑨重複労働時間 (hr)	⑩労賃単価 (円/hr)	⑨*⑩ (千円)	
				0
				0
				0
				0

⑦の所得率算出の具体的な見込み方法

(イ) 土壌生産力を維持する効果
(小規模土地基盤整備の場合)

作 目	①事業実施前作付面積 h a	②事業実施前単収 (kg/10a)	③事業を取り組まない場合の単収 (kg/10a)	④事業実施前販売単価 (円/kg)	⑤事業を取り組まない場合の販売単価 (円/kg)	⑥事業実施前の販売額 ①*②*④ (千円)	⑦事業を取り組まない場合の販売額 ①*③*⑤ (千円)	年効果額 ⑥-⑦ (千円)
						0	0	0
						0	0	0
合計	0		0			0	0	0

③の事業を取り組まない場合の単収
具体的な見込み方法

⑤の事業を取り組まない場合の販売単価の具体的な見込み方法

(ウ) 生産力維持効果計 (単位: 千円)

(ア) 農業生産を維持する効果	0
(イ) 土壌生産力を維持する効果	0
計	0

キ 被害防止生産安定効果

(ア) 施設等の導入による気象災害等からの被害防止生産安定効果
(産地管理施設、農産物被害防止施設の場合)

作 目	事業実施前の被害の状況					
	①被害により出荷出来なくなった量 (t)	②事業実施前の平均販売価格 (千円/t)	③被害により品質低下して出荷した量 (t/年)	④③の被害による平均販売単価下落額 (千円/t)	⑤事業実施前10年間ににおける気象災害の割合(%)	⑥事業実施前の被害額 (①*②+③*④)*⑤ 千円
						0
						0
合 計	0					0

事業実施後の被害の見込み			年効果額
⑦被害により出荷できなくなる量 (t/年)	⑧被害により品質低下して出荷する量 (t/年)	⑨事業実施後の被害額 (⑦*②+⑧*④)*⑤ 千円	⑥-⑨ (千円)
		0	
		0	
0		0	0

(イ) 被害防止生産安定効果計

(ア) 施設等の導入による気象災害等からの被害防止生産安定効果	0
計	0

ク 雇用創出効果

(ア) 農家雇用創出効果

施設名	農家雇用人員 (人)	①計画賃金 (千円/年)	②当該施設での雇用により失われる収入 (千円/年)	年効果額 (千円) ③=①-②
				0
				0
				0

注：鹿児島県及び沖縄県に所在する農産物処理加工施設において、国内産糖事業者が分みつ糖の製造を行う場合についてのみ算定すること。

データ出典

(イ) 雇用機会増加効果

施設名	雇用人員 (人)	①計画賃金 (千円/人・年)	②当該施設での雇用により失われる収入 (千円/人・年)	年効果額 (千円) ③=①-②

注：鹿児島県及び沖縄県に所在する農産物処理加工施設において、国内産糖事業者が分みつ糖の製造を行う場合についてのみ算定すること。

データ出典

(ウ) 雇用創出効果計

(ア) 農家雇用創出効果	0
(イ) 雇用機会増加効果	0
計	0

ケ 地域関連産業波及効果

施設名 項目名	地域関連産業名	①現況取引額 (千円)	②計画取引額 (千円)	③利益率 (%)	年効果額 (千円) (②-①) × ③
					0
					0
	計		0		0

注：鹿児島県及び沖縄県に所在する農産物処理加工施設において、国内産糖事業者が分みつ糖の製造を行う場合についてのみ算定すること。

データ出典

--

コ その他の効果

当該効果の内容	当該効果が発生する理由及び他効果との重複が無いことの確認

その他の効果合計

(単位：千円)

効果名	
合 計	0

年総効果額

(単位：千円)

ア 生産コスト節減効果	0
イ 品質向上効果	0
ウ 生産力増加効果	0
エ 物流合理化効果	0
オ 副産物産出効果	0
カ 生産力維持効果	0
キ 被害防止生産安定効果	0
ク 雇用創出効果	0
ケ 地域関連産業波及効果	
コ その他効果	0
合 計	

(2) 総合耐用年数の算出

設備名	①耐用年数 (年)	②工事費 (千円)	③年工事費 ②/① (千円)	備考
			0	
			0	
			0	
			0	
			0	
整備事業小計 I		0	0	
推進事業に係る経費 II				
その他 (設計書、工事雑費) III				
合計 (I + II + III)		0	0	0
		②' 工事費計	③' 年工事費計	
総合耐用年数 = ②' / ③' =				

(3) 廃用損失額

名称	損失額(千円)
合計	0

(4) 投資効果の総括

区分	
①総事業費	0 千円
うち整備事業に係るもの	0 千円
うち推進事業に係るもの	0 千円
②年総効果額 (増設の場合又は同時に他 事業等 (自力施行含む。) と 一体的に施行する場合の補正)	千円/年 千円/年(本事業の総事業費) 本事業の総事業費/(本事業の総事業費 +既存施設の残存価格)
③総合耐用年数	年
④還元率	
⑤妥当投資額 ②/④	千円
⑥廃用損失額	0 千円
⑦投資効率 (⑤-⑥)/①	

割引率 0.04

Ⅲ 環境保全分野

1の(2)のイの(ウ)のaの各施設等について、効果と費用の比較を次の表に準拠して算出するものとする。

なお、有機物処理・利用施設、小規模土地基盤整備、バイオディーゼル燃料製造供給施設以外の施設等については、必要に応じて2のⅠの農業分野及びⅡの畜産分野の様式を適宜使用し、算出するものとする。

(1) 事業効果総括表及び効果額の集計表

ア 事業効果総括表(共通)

区 分	算 式	数 値	備 考
総事業費	①	千円	事業実施計画資料より
うち整備事業に係るもの	②	千円	事業実施計画資料より
うち推進事業に係るもの	③	千円	事業実施計画資料より
年総効果額	④	千円/年	年総効果額算出表より
廃用損失額	⑤	千円	廃用損失額算出表より
総合耐用年数	⑥	年	総合耐用年数算出表
還元率	⑦		利率率は4.0%
妥当投資額	⑧=④/(⑦-⑤)	千円	
投資効率	⑩=⑧/①		

イ 年総効果集計表(共通)

効 果 種 別	効 果 額
1 有機物生産量増加効果	千円/年
2 生産コスト削減効果	千円/年
3 品質向上効果	千円/年
4 生産力増加効果	千円/年
5 副産物算出効果	千円/年
6 生産力維持効果	千円/年
6.1 農業生産維持効果	千円/年
6.2 土壌生産力維持効果	千円/年
7 被害防止生産安定効果	千円/年
8 地域生活環境改善効果	千円/年
8.1 衛生水準向上効果	千円/年
8.2 水質保全効果	千円/年
9 廃棄物処理費節減効果	千円/年
10 温室効果ガス削減効果	千円/年
11 有機農業参入・転換効果	千円/年
12 その他の効果	千円/年
年 総 効 果 額	千円/年

ウ 年総効果額算出基礎表

(ア) 有機物生産量増加効果額算出表 (有機物処理・利用施設)

項目	計算式	数値	単位	備考(算出根拠)
事業実施後有機物製造量	①		t	事業計画資料より
事業実施前有機物製造量	②		t	事業計画資料より
有機物製造増加量	③=①-②		t	
地域内販売単価	④		円/t	事業計画資料より
維持管理費	⑤		円	事業計画資料より
有機物生産量増加効果額	⑥=③×④-⑤		千円	

注：有機物とは、堆きゅう肥、生ゴミ、作物残さ等を含み、事業内容に応じて有機物の種類を記入する。

(イ) 生産コスト削減効果 (有機物処理・利用施設、バイオディーゼル燃料製造供給施設、耕種作物小規模土地基盤整備、浄化処理施設、脱臭施設)

事業対象作目	①事業実施前の作付面積	②事業実施後の作付面積	③生産規模拡大率 ②/① k =
	(ha)	(ha)	
平均			

a 施設等の導入によるコスト削減効果

i 労働費

作目又は作業種類・規模階層	①農家での作業に係る削減労働時間 (hr/10a)	②事業前作付面積 (ha)	③農家での削減労働時間 ①*② (hr)	④労賃単価 (円/hr)	⑤農家での労働費の増減額 ③*④ (千円)	⑦導入施設運営に係る人件費 (千円)	年効果額 (⑤+⑥) * k - ⑦ (千円)
合計							

③ 農家での削減労働時間計

⑥既存共同施設運営に係る人件費(千円)

ii 光熱動力費

作目又は 作業種類・ 規模階層	①農家での作業 に係る削減光 熱力費 (円/10a)	②事業前作付 面積 (ha)	③農家での削 減光熱動力費 ①*② (千円)	⑤導入施設運 営に係る光 熱動力費 (千円)	年効果額 (③' +④) * k -⑤ (千円)
合 計					

③' 農家での削減光熱動力費計

④既存共同施設
運営に係る光熱
動力費 (千円)

iii 諸資材費

作目又は 作業種類・ 規模階層	①農家での作業に係る削減諸資材費					②事業実施前 作付面積 (ha)	③農家での削 減諸資材費 ①*② (千円)	⑤導入施設運営に 係る諸資材費 (千円)
	袋・箱代 (円/10a)	肥料費 (円/10a)	農薬費 (円/10a)	その他 (円/10a)				
合 計								

③' 農家での削減諸資材費計

④既存共同施設
運営に係る諸資
材費 (千円)

年効果額
(③' +④) * k -⑤ (千円)

iv 維持管理費

作目又は 作業種類・ 規模階層	①農家での作業に係る削減維持管理費			③導入施設の維持管理費				
	(千円)	維持修繕費 (千円)	施設保守経費 (千円)	その他 (千円)	(千円)	維持修繕費 (千円)	施設保守経費 (千円)	その他 (千円)
合計								

②既存共同施設
の維持管理費
(千円)

年効果額
(①+②)*k-③
(千円)

(単位：千円)

i 労働費削減効果	0
ii 光熱動力費削減効果	0
iii 諸資材費削減効果	0
iv 維持管理費削減効果	0
計	0

b 有機物処理・利用施設、用土等供給施設で供給される資材を利用することによる受益農業者のコスト削減効果

作目	肥料削減			土壌改良資材削減		有機物投入増加		
	①化学肥料削減 予定量 (袋/ha)	②化学肥料単 価 (円/袋)	③削減額 ①*②*⑩ (千円)	④土壌改良資 材削減予定量 (袋/ha)	⑤土壌改良資 材単価 (円/袋)	⑥削減額 ④*⑤*⑩ (千円)	⑦有機物増加 予定量 (t/ha)	⑧有機物購入 単価 (円/t)
合計								

③' 削減額計

⑥' 削減額計

注：有機物とは、堆きゅう肥、生ゴミ、作物残さ等を含むものとする。
肥料削減、土壌改良資材削減の欄に該当しない場合にも、有機物投入増加の欄には記入する。

⑨増加額 ⑦*⑧*⑩ (千円)	⑩事業実施後 面積 (ha)	年効果額 ③'+⑥'-⑨' (千円)

⑨' 増加額計

c 導入施設における作業以外の関連作業に係るコスト削減効果

経営（作付） 規模階層	①事業実施前 各規模階層 の作業面積 計（ha）	②規模階層別 平均作業コ スト （円/10a）	③事業実施前 の生産コスト計 ①*② （千円/ha）	④事業実施後の 各規模階層 作業面積計 （ha）	⑤事業実施後 の生産コスト計 ④*② （千円/ha）	年効果額 ③' * k - ⑤' （千円）
○ha未満						
○～○ha						
...						
○ha以上						
合計						

③' 事業実施前の作業コスト合計 ⑤' 事業実施後の作業コスト合計

d 生産コスト削減効果合計

単位：千円

a 施設等の導入によるコスト削減効果	
b 有機物処理・利用施設、用土等供給施設により供給される資材を利用することによるコスト削減効果	
c 導入施設における作業以外の関連作業に係るコスト削減効果	
計	

(ウ) 品質向上効果

a 生産農産物の品質向上効果（有機物処理・利用施設、耕種作物小規模土地基盤整備）

作目	①事業実施後 作付面積 （ha）	②計画単収 （kg. 本. 箱/10a）	③事業実施後 生産量 ①*② （kg. 本. 箱）	④事業実施前 平均販売単価 （円/kg. 本. 箱）	⑤事業実施後 販売予定単価 （円/kg. 本. 箱）	⑥販売単価 差額 ⑤-④ （円/kg. 本. 箱）	年効果額 ③*⑥ （千円）
合計							

注：有機物処理・利用施設のうち、地域資源肥料化処理施設を整備する場合にあっては、作目名は「地域資源由来肥料」とし、①及び②の記載は不要とする。③は式に係わらず地域資源由来肥料の計画生産量を記載する。

②の計画単収の具体的な見込み方法	
------------------	--

⑥の事業実施後の販売単価の具体的な見込み方法	
------------------------	--

③の事業を取り組まない場合の単収 具体的な見込み方	
------------------------------	--

⑤の事業を取り組まない場合の販売 単価の具体的な見込み方	
---------------------------------	--

c 生産力維持効果計 (単位：千円)	
a 農業生産を維持する効果	
b 土壌生産力を維持する効果	
計	

(キ) 地域生活環境改善効果

i 衛生水準向上効果額算出表 (有機物処理・利用施設、脱臭施設)

項目	算式	数値	単位	備考 (算出根拠)
家畜排せつ物 (廃棄物) 当たり防臭剤 等の薬剤散布単価	①	918	円	定数
家畜排せつ物 (廃棄物) 量	②		t	事業計画資料より
衛生水準向上効果額	③=①×②		千円	

注：民家等と離れている畜舎については、算出しないこと。

ii 水質保全効果額 (有機物処理・利用施設、浄化処理施設)

項目	計算式	数値	単位	備考 (算出根拠)
経産牛	①		頭	事業計画資料による
ふん尿量	②		kg/頭/年	ふん、尿に含まれるNの総量
育成牛	③		頭	事業計画資料による
ふん尿量	④		kg/頭/年	ふん、尿に含まれるNの総量
〇〇〇	⑤		頭	事業計画資料による
ふん尿量	⑥		kg/頭/年	ふん、尿に含まれるNの総量
年間窒素発生量	⑦=①×②+③ ×④+⑤×⑥		kg/年	
流失比率	⑧	50	%	定数
処理必要N量	⑨=⑦×⑧		kg/年	
窒素浄化単価	⑩	4,700	円/kg	定数
水質保全効果額	⑪=⑨×⑩		千円/年	

(ク) 廃棄物処理費削減効果額算出表 (有機物処理・利用施設、バイオディーゼル燃料製造供給施設)

項目	計算式	数値	単位	備考(算出根拠)
廃棄物処理費	①		t	事業計画資料より
処理単価	②		円/t	事業計画資料より
廃棄物処理費削減効果額	③=①×②		千円/年	

注1: 生ゴミ、食品残さを一体的に処理する場合に算出すること。

注2: 処理単価は、実施地域の市町村等の一般廃棄物等の処理単価を使用すること。

(ケ) 温室効果ガス削減効果額算出表 (バイオディーゼル燃料製造供給施設)

項目	計算式	数値	単位	備考(算出根拠)
目標年度におけるバイオディーゼル燃料の使用量	①		L	事業計画資料より
軽油の温室効果ガス排出係数	②	2.62×10^{-3}	t-CO ₂ /L	
温室効果ガス排出量の削減量	③=①×②		t-CO ₂	
事業実施前年の「日経・JBIC排出量取引参考気配」の平均値	④		円/t-CO ₂	
温室効果ガス削減効果額	⑤=③×④		千円/年	

(コ) 有機農業参入・転換効果

項目	計算式	数値	単位	備考
事業実施後有機農業実施面積	①		ha	
事業実施前有機農業実施面積	②		ha	
地域の平均的慣行農業所得	③		円/ha	
有機農業収益効果	④			
有機農業参入・転換効果額	⑤= (①-②)×③×④		円	

④の有機農業収益効果の算出方法

(サ) その他の効果額算出表

項目	計算式	数値	単位	備考(算出根拠)
その他効果額			千円/年	

その他の効果の根拠

その他の効果の内容	
当該効果が発生する理由	
他の効果との重複がない理由	

(シ) 廃用損失額(既存施設残存価値)算出表

施設名	取得価格(千円)	耐用年数	使用年数	使用可能年数	残存率	残存価値(千円)
合計						

(ス) 総合耐用年数算出表(事業対象工種別事業費・耐用年数表)

工種別(施設名)	事業費(千円) ①	耐用年数 ③	単年度事業費(減価額) ②=①/③ (千円)	耐用年数の根拠※
合計	④=①の合計	⑥総合耐用年数 (④/⑤)	⑤=②の合計	

強い農業づくり総合支援交付金（食料システム構築支援タイプ）の問合せ先

都道府県	提出先	電話番号	郵便番号	住所
北海道	北海道農政事務所 生産経営産業部生産支援課	(直通) 011-330-8807	064-8518	北海道札幌市中央区南22条西6丁目2-22 (エムズ南22条第2ビル)
青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県	東北農政局 生産部生産振興課	(直通) 022-221-6179	980-0014	仙台市青葉区本町3-3-1 (仙台合同庁舎A棟)
茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県・長野県・静岡県	関東農政局 生産部生産振興課	(直通) 048-740-0026	330-9722	さいたま市中央区新都心2-1 (さいたま新都心合同庁舎2号館)
新潟県・富山県・石川県・福井県	北陸農政局 生産部生産振興課	(直通) 076-232-4302	920-8566	金沢市広坂2-2-60 (金沢広坂合同庁舎)
岐阜県・愛知県・三重県	東海農政局 生産部生産振興課	(直通) 052-223-4622	460-8516	名古屋市中区三の丸1-2-2 (農林総合庁舎1号館)
滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県	近畿農政局 生産部生産振興課	(直通) 075-414-9020	602-8054	京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町 (京都農林水産総合庁舎)
鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県	中国四国農政局 生産部生産振興課	(直通) 086-224-9411	700-8532	岡山市北区下石井1-4-1 (岡山第2合同庁舎)
福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県	九州農政局 生産部生産振興課	(代表) 096-211-9111 (内線4440)	860-8527	熊本市西区春日2-10-1 (熊本地方合同庁舎)
沖縄県	内閣府沖縄総合事務局 農林水産部生産振興課	(直通) 098-866-1653	900-0006	那覇市おもろまち2-1-1 (那覇第2地方合同庁舎2号館)
問合せのみ対応可	農林水産省 農産局総務課生産推進室	(直通) 03-3502-5945	-	-